

議第298号

京都市基本計画の策定について

京都市基本計画を別添のとおり定める。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

提案理由

京都市基本計画を定める必要があるので提案する。

みやこ

はばたけ未来へ！ 京 プラン（京都市基本計画）

目 次

計画の位置付け	1
計画の背景	2
都市経営の理念	9
京都の未来像	9
重点戦略	12
政策の体系	20
うるおい	20
1 環境	20
2 人権・男女共同参画	24
3 青少年の成長と参加	27
4 市民生活とコミュニティ	30
5 市民生活の安全	33
6 文化	37
7 スポーツ	41
活性化	45
8 産業・商業	45
9 観光	49
10 農林業	53
11 大学	56
12 國際化	59
すこやか	62
13 子育て支援	62
14 障害者福祉	66
15 地域福祉	70
16 高齢者福祉	74
17 保健衛生・医療	77
18 学校教育	81
19 生涯学習	85

まちづくり	89
20 歩くまち	89
21 土地利用と都市機能配置	93
22 景観	96
23 建築物	99
24 住宅	102
25 道と緑	105
26 消防・防災	108
27 くらしの水	111
行政経営の大綱	114
計画の推進	118

計画の位置付け

京都市基本構想に基づく第2期の基本計画

京都市は、昭和53（1978）年に、市会の賛同を得て宣言した「世界文化自由都市宣言」において、都市理念（都市の理想像）を掲げている。

この宣言に基づき、平成11（1999）年12月に、市会の議決を得て策定した「京都市基本構想」は、21世紀の最初の四半世紀におけるグランドビジョンとして、日本社会の転換期において、京都が抱えるさまざまな問題に対処し、都市としての魅力と活力をもち続けるために、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築をめざすというまちづくりの方針を理念的に示したものである。

「はばたけ未来へ！ 京^{みやこ}プラン（京都市基本計画）」は、この基本構想を具体化するための第1期の基本計画に引き続く第2期の基本計画として、平成23（2011）年度から10年間の京都の未来像と主要政策を明示する都市経営の基本となる計画である。

また、「各区基本計画」とは同列の計画として位置付け、本計画は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係とする。

単なる「行政計画」ではなく、市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗型計画」

不透明感の強い混迷の時代にあって、豊かさを実感できる社会に向けた歩みを着実に進めるためには、基本構想の理念に基づき、市民と行政が、京都のあるべき姿、その実現のための責任、踏み出すべき行動を共有することが強く求められている。

そのため、本計画は、単なる「行政計画」ではなく、市民、NPO、企業、大学などのさまざまな主体と行政とが夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働する「共汗型計画」として策定する。

政策の優先順位を明確にし、目標への筋道を示す「戦略的な計画」

加速する社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに多様化・高度化する公的なニーズに十分対応できるだけの財源等を確保することが困難な状況にあるなか、優先順位を明確にし、戦略的に政策を推進することがますます重要となってきている。

そのため、本計画は、政策分野ごとの基本方針等を示すだけでなく、市民の視点からめざすべき6つの未来像と、それを実現するために複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき11の重点戦略を明示する。また、行財政改革やマネジメントのしくみなど、本計画全体を進めていくための基盤となる行政経営の大綱を盛り込む。

さらに、重点戦略や行政経営の大綱を着実に実行するための個別具体的な事業やスケジュール、目標等を明示した「実施計画」を策定する。

計画の背景

第1期の基本計画は全体として相当達成されていると高く評価

京都市は、21世紀の最初の四半世紀における京都のランドビジョンを描く「京都市基本構想」を平成11（1999）年に策定して以降、基本構想を具体化するために平成13（2001）年に策定した第1期の基本計画に基づき、着実に取組を進めてきた。

その結果、たとえば京都市基本構想において掲げられた5つの課題※に対して、入洛観光客数が平成20（2008）年に5,000万人を突破し、都心4区（上京区・中京区・東山区・下京区）全体でも人口が増加して都心回帰の状況にあるなど、具体的な施策、事業が着実に推進され、基本構想策定時の課題の改善や第1期の基本計画に掲げた指標の目標達成、向上が認められることから、平成19（2007）年12月の京都市基本計画点検結果報告書において、「基本計画は全体として相当達成されている」と高く評価されている。

社会経済情勢の変化に応じて第2期の基本計画を策定

しかしながら、この10年間において、地球温暖化の加速をはじめとした自然環境の悪化、世界同時不況、グローバル化の深化など世界的規模の社会経済情勢の問題が数多く生起し、これらが京都市民の日常生活に大きな影響を及ぼしている。

同時に、国内においても、高齢化・少子化・単身化といった家族形態の変化や地域社会の変貌が進んでいるほか、国、地方を通じた厳しい財政状況や地方分権の進展など、今まさに国のかたちそのものが厳しく問われてきている。

そこで、今後10年間にわたって京都の都市経営を進めていくうえでの基本となる、第2期の基本計画を策定するに当たって、とくに注目すべき社会経済情勢の変化を明らかにする。

※ 京都市基本構想において掲げられた5つの課題：「産業や観光の伸び悩み」、「工場や大学の市外流出」、「文化の創造力と発信力の低下」、「都心の空洞化」及び「風情ある町並みの消失」

人口減少と少子高齢化

減少局面に入った京都市人口

国の推計によれば、平成 22 (2010) 年 6 月現在で 1 億 2738 万人である日本の人口※は、本計画期間終了時点の平成 32 (2020) 年には、1 億 2273 万人まで減少すると見込まれている。さらに平成 47 (2035) 年には、1 億 1068 万人まで減少すると見込まれている。

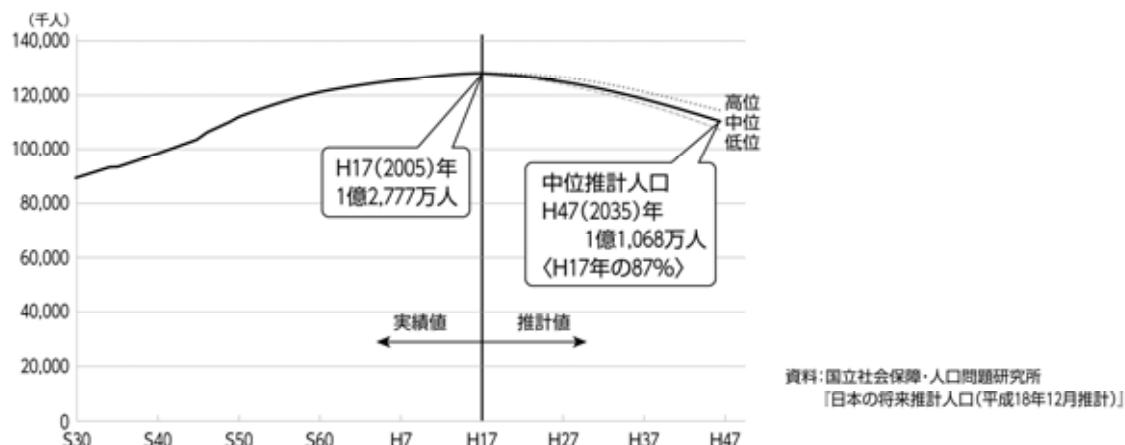
京都市においても、コーホート要因法※による京都市の独自推計結果では、平成 22 (2010) 年 6 月現在で 146 万 4592 人である人口※が、平成 32 (2020) 年には、141～142 万人と若干減少することが見込まれる。さらに平成 47 (2035) 年には、127～130 万人まで減少することが見込まれる。

今後も継続する少子化傾向

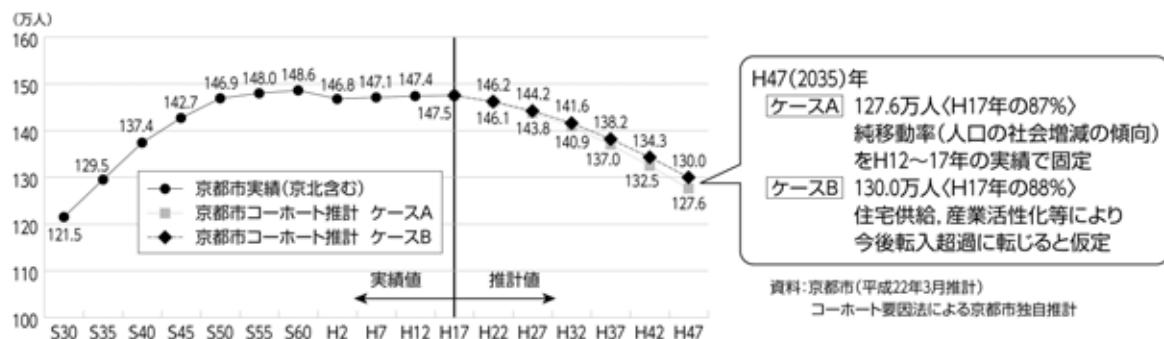
人口減少の大きな要因である少子化の背景には、長時間労働や家庭・地域における子育て力の低下など、仕事と子育てを両立できる環境が十分に整っていないことや、結婚・出産に対する価値観の変化など、さまざまな要因から未婚化、晩婚化、晩産化が進み、出生率が低下していることなどが挙げられている。

京都市の合計特殊出生率※は、平成 17 (2005) 年の 1.11 を底として、以後増加に転じ、平成 20 (2008) 年には 1.19 まで回復したものの、全国 (1.37)、京都府 (1.22) と比較すると、なお低い水準にあり、今後も厳しい状況が続くと見込まれる。

日本の将来推計人口 —出生中位・高位・低位(死亡中位)推計—



京都市の将来推計人口



※ 平成 22 年 6 月現在の日本の人口：平成 17 年国勢調査による人口を基準人口とした推計人口

※ コーホート要因法：男女別・5 歳階級別の人口のまとめ（コーホート）の経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方法

※ 平成 22 年 6 月現在の京都市の人口：平成 17 年国勢調査による人口を基準人口とした推計人口

※ 合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ど�数に相当

さらに進む高齢化と単身化

長寿化と少子化が進むなかで、京都市の高齢化率は、平成 22（2010）年に 23%となつておき、平成 32（2020）年には 28%まで上昇することが見込まれる。

京都市は、単身世帯が全世帯の 40%を占め、大学生が人口の 1 割近くを占める「学生のまち」としての都市特性を考慮しても、社会の基礎単位である家族の規模が縮小している。

とくにそのなかでも、65 歳以上の高齢単身者が 1 割近くに達しており、高齢単身世帯の増加が進んでいる。

人口減少を食い止める方策の展開

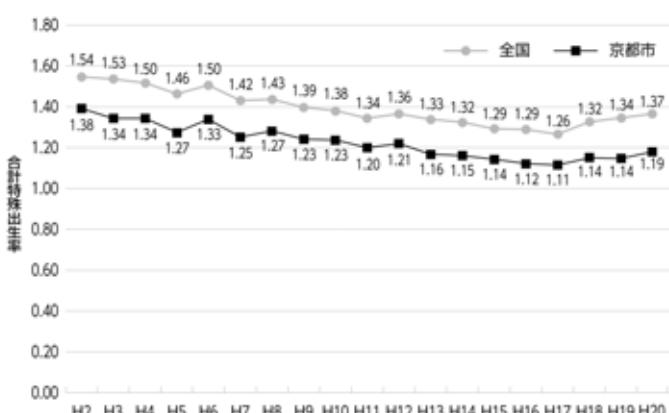
人口は、経済成長や労働力の確保など、都市の発展と活力の維持に多大な影響があり、人口減少に歯止めをかけることは、京都の未来を左右する極めて重要な課題である。ひとびとは魅力ある都市に集まることから、働く場を確保する産業の振興をはじめ、豊かな学びや子育て環境の整備など、京都を一層魅力ある都市として磨き上げるためのさまざまな方策を展開することにより、京都の人口減少をできる限り食い止めることが求められる。

少子高齢化を見通したパラダイムシフト

少子高齢化時代における人口動向を見通した社会経済体制やライフスタイル（くらし方、生き方）など、さまざまな分野でのパラダイムシフト（既成概念の転換）が求められる。

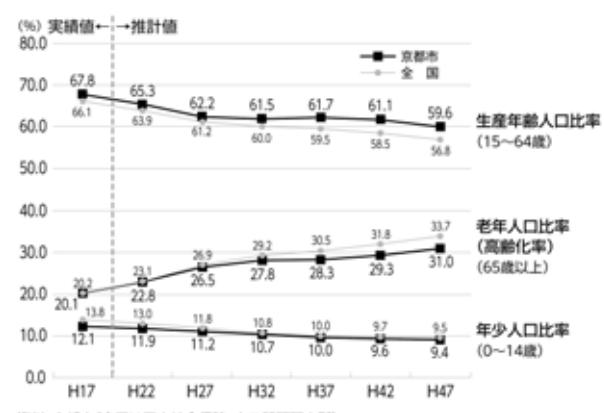
そのためには、今後も経済と都市の活性化を可能にする量から質への価値観の転換、歴史都市・京都が豊富に抱える知恵や既存ストックを最大限に生かしたくらしとまちづくり、自治の伝統を生かした市民と行政の協働による都市経営などがとくに重要である。

京都市と全国の合計特殊出生率の推移



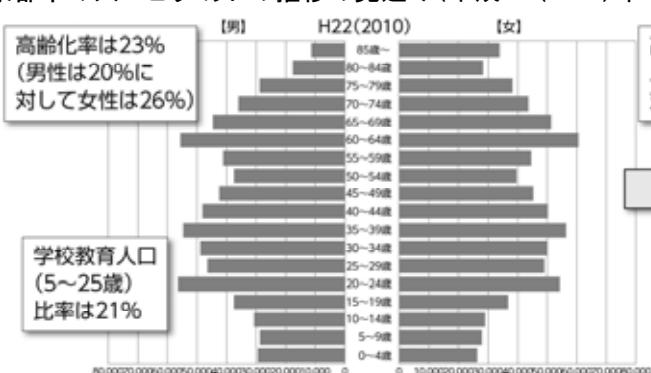
資料:京都市

京都市と全国の高齢者人口等の推移



資料:京都市(全国は国立社会保障・人口問題研究所)

京都市の人口ピラミッドの推移の見込み(平成 22(2010)年→平成 32(2020)年)



資料:京都市(平成22年3月推計) コホート要因法による京都市独自推計

地球温暖化の加速

低炭素※社会に向けた世界の動向

世界の平均気温は最近 100 年間に 0.74°C 上昇し、今後の 100 年の間に 4°C を超える上昇も予想されている。地球温暖化には疑う余地がなく、人間活動による二酸化炭素など温室効果ガスの排出増加が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化のほとんどをもたらした可能性が高いことが、科学的に明らかにされている。

科学の知見によれば、気温の上昇を 2°C にとどめて気候を安定させるために、世界で平成 62 (2050) 年までに温室効果ガスの排出量を半減させる必要がある。

その場合、先進国は平成 32 (2020) 年までに 25% 以上、平成 62 (2050) 年までに 80% 以上削減させる必要があるとされている。京都議定書※の誕生は地球温暖化対策にとって最初の一歩を踏み出したものであるが、世界は今、平成 25 (2013) 年以降の国際枠組みと低炭素の経済社会の構築に向けて動き出している。

先駆的な取組を進める京都市

京都市では、第 1 期の基本計画に掲げたあらゆる政策の基軸に「環境」を位置付け、平成 22 (2010) 年までに平成 2 (1990) 年比温室効果ガス排出量 10% 削減を掲げた地球温暖化対策条例を平成 16 (2004) 年に全国で初めて制定し、排出削減と環境にやさしいまちづくりを進めてきた。

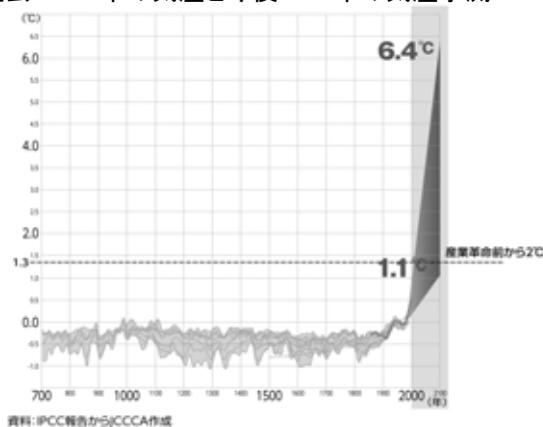
最新の平成 20 (2008) 年における京都市内の温室効果ガスの排出量（確定値）は、682 万トンであり、金融危機等の影響もあるが、平成 2 (1990) 年の排出量 772 万トンから 90 万トン（11.6%）減少している。さらに、条例を改正し中長期的大幅削減に取り組もうとしている。

市民・事業者と連携した低炭素型のまちづくり

待ったなしの地球温暖化問題に対し、京都市は、京都の経済・社会構造の転換を促し、低炭素のまち京都を構築していく政策展開が求められる。

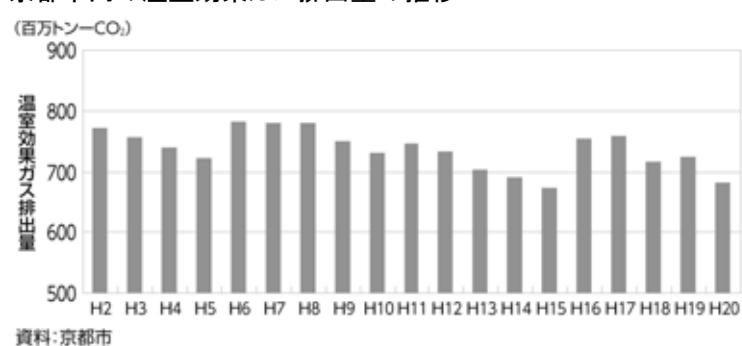
同時に、市民ひとりひとりが一層の危機感をもって日々のくらしのあり方を変える行動に取り組むとともに、地域ぐるみで低炭素のまちづくりと産業を発展させていくことが重要となる。

過去 1300 年の気温と今後 100 年の気温予測



注1 2000までの過去の観測部分は北半球でのデータ
1961～1990年の平均値を 0.0°C にする
(太線は計測機器によるデータ
(細線は複数の気候代替データを元に復元した12の研究データ
注2 2000年以降の予測部分は全球における予測データ
1980～1999年の平均値を 0.0°C とする

京都市内の温室効果ガス排出量の推移



※ 低炭素：温室効果ガスの排出が少ないことを指す。

※ 京都議定書: 平成 9 (1997) 年に京都市で開かれた「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された国際的な取り決めのこと。先進国に平成 20 (2008) 年から 24 年 (2012) 年の第 1 約束期間の法的拘束力のある削減義務を課している。平成 17 (2005) 年 2 月に発効

グローバル化の進展

密接に結びつく世界

交通の発達やICT（情報通信技術）の発展などにより、地球規模でひとやもの、情報の交流がますます盛んになってきている。

経済面では、中国をはじめとしたアジア新興国の台頭で、世界経済の新たな枠組みが形成されつつあり、日本経済もアジアとのかかわりを高めている。

また、食糧やエネルギー問題、パンデミック（感染症の世界的な流行）や紛争など、世界各地の出来事が直接的に世界の国々や都市、地域に影響を及ぼすといった流れが加速している。

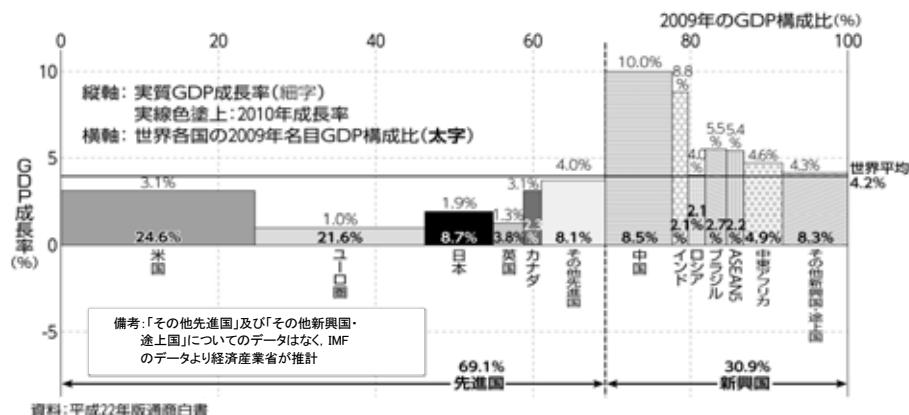
さらに、インターネットの普及をはじめとして、世界の多様な文化や情報に瞬時に触れることができるようになった一方で、画一化など都市個性の埋没が危惧されている。

グローバル化する京都

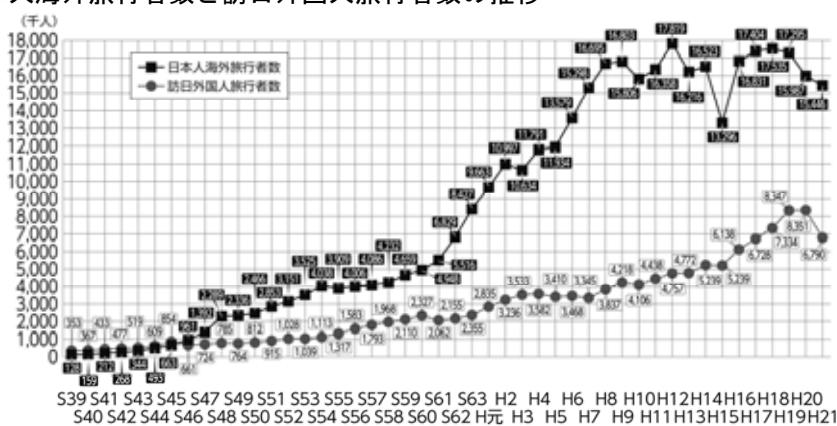
京都市は、昭和53（1978）年に「世界文化自由都市宣言」を行い、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市」、また、それを通じて「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市の理想像として掲げている。

京都は、世界でも認められた文化、技術などを基に、広く世界と交わることで発展してきた。今後、ますますグローバル化が進展するなかで、京都がさらに発展するためには、文化芸術、経済、観光、学術・研究など、すべての政策分野において一層の国際化が必要である。同時に、長い歴史のなかで培ってきた京都の都市特性や潜在力を国際社会において生かすことが求められる。

世界各国のGDP構成比及び成長率



日本人海外旅行者数と訪日外国人旅行者数の推移



低経済成長と厳しい京都市財政

厳しい日本の経済状況

過去10年間、日本の経済は実質成長率が平均1%を下回る低成長で推移してきた。その背景として、アジアをはじめとする新興国の追い上げによる国際競争力の低下、需要が供給を下回ることによるデフレ傾向の継続など経済社会全体が抱える構造的な課題が挙げられる。

このため、日本経済は科学・技術力や人材力を高め、内需を創出するとともに、成長するアジアをはじめとする外需を取り込むことで、成長を実現し、雇用を創出することが急務となっている。

また、長期的には、少子高齢化により労働力人口が減少し経済成長が制約されることも懸念される。

京都の産業構造の変化

近年の不況のなか、京都においても企業経営の悪化や投資の減退、消費の沈滞、生活保護受給者の増加など、都市の産業活動や市民生活に大きな影響が及んでいる。

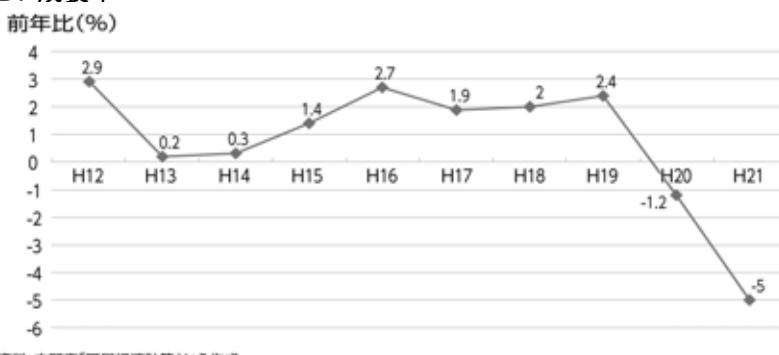
また、伝統産業や繊維産業が生活様式の変化などにより減少の一途をたどる一方、サービス業や医療、福祉産業、教育・学習支援業などの新たな産業が成長しているなど、産業構造が大きく変化している。

京都らしい新たな産業の創出

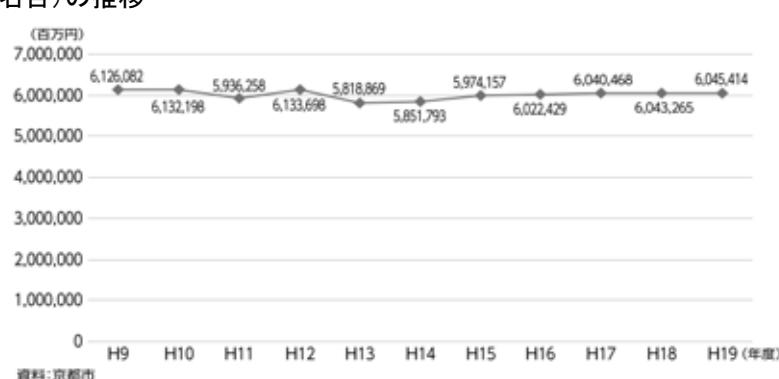
京都は、伝統産業から先端産業まで付加価値の高い魅力ある産業が市民のくらしを豊かに支えてきた。

今後も時代の変化に対応した新たな需要を喚起するとともに、国際的な競争力をもつ産業への進化や新たな産業の創出・育成を図る必要がある。

日本の実質GDP成長率



市内総生産(名目)の推移



脆弱な京都市の財政基盤

京都市は、市民に占める納税義務者の割合や、市の面積に占める宅地の割合が他の指定都市と比べて少ないことなどから、市民ひとり当たりの市税収入が他の指定都市と比べて少ない状況にある。その分、国からの地方交付税に多くを依存しているため、市民ひとり当たりの地方交付税収入は他の指定都市平均の2倍以上となっており、京都市の財政基盤は極めて脆弱である。

さらに深刻さを増す財政状況

しかしながら、現在の税財政制度は、大都市の行財政需要に見合ったものになっておらず、国における三位一体改革^{*}以降、全国の市町村の平均を上回る率で地方交付税が削減されている。その結果、もともと地方交付税への依存が多い京都市においては、市税収入の増をはるかに上回る規模で地方交付税が削減され、市税と地方交付税等の合計からなる一般財源収入は減少している。

一方、少子高齢化の進展などにより、扶助費、医療費などの社会福祉関係経費をはじめとした義務的な経費は、今後も着実に増加することが見込まれており、財政の硬直化に拍車がかかっている。

また、急激な景気後退の影響による市税等の減収額の拡大や生活保護費等の多額の追加財政需要により、平成21（2009）年度一般会計決算における実質収支は11億円の赤字となつた。

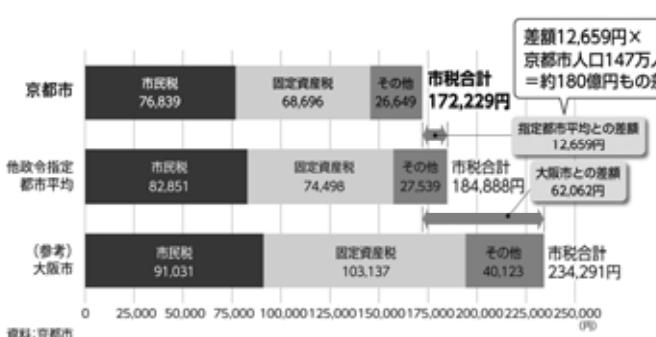
さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の下、一般会計だけでなく、公営企業や特別会計も含めた市全体を見据えた財政運営の視点が重要となっている。とくに地下鉄事業については、東西線の建設がバブル期と重なり建設費が多額に上ったうえ、東京都や大阪市などと比べ、都市の規模が小さいため、採算が取れる旅客数の確保が難しいなどの要因から、全国一厳しい経営状況にあり、平成22（2010）年に「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を策定し、あらゆる政策を総動員して1日5万人の増客をめざした取組を進めている。

厳しい見通しのなかでも、未来の京都づくりを着実に推進

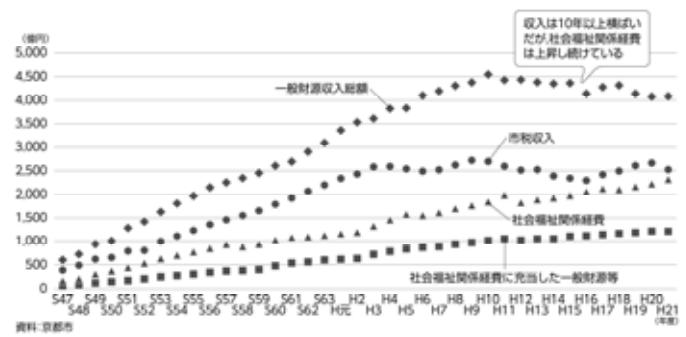
京都市の財政状況は、今後、より一層厳しいものとなることが想定されるが、財政健全化団体への転落はどんなことをしても避けなければならない。

このようななか、行財政改革の取組を着実に推進し、京都の未来に責任をもつ財政の確立を図るとともに、厳しい財政状況の見通しを十分に踏まえつつも、今後10年間で真に必要となる政策に取り組むことで、未来の京都づくりを着実に推進する必要がある。

京都市の市民ひとり当たり市税収入(平成21年度決算)



市税等の一般財源収入と社会福祉関係経費の推移



* 三位一体改革：国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の3つを一体的に見直す改革

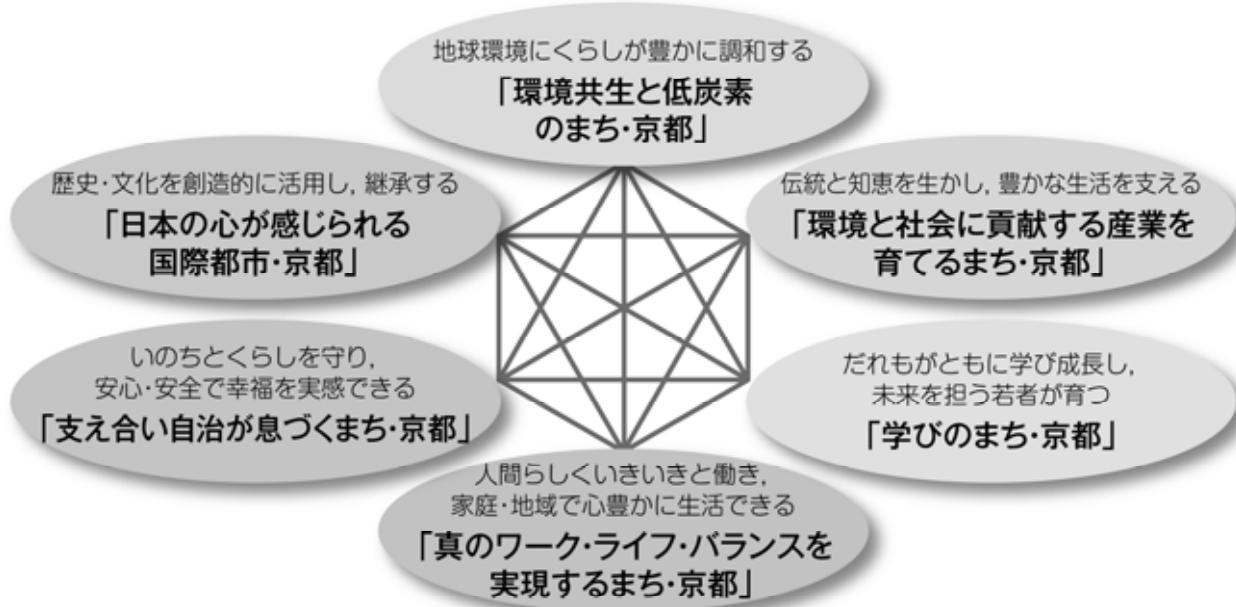
都市経営の理念

生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く

地域主権時代の都市経営のあるべき姿は、国の権限と財源の基礎自治体への移譲にとどまることなく、自治体とその主人公たるべき市民が自治意識を共有し、実践する、参加と協働による市政運営とまちづくりを実現することである。

財政問題や少子高齢化、地球環境問題など深刻な課題が多くあるが、わたしたち京都市民は、ポジティブ（未来志向）な発想と行動で乗り越え、長年にわたり育んできた美意識や得意技を生かして、生活者を基点とした未来像を共有し、参加と協働で実現への道筋を見出し、共に汗を流して希望のもてる未来を切り拓く。

京都の未来像



地球環境にくらしが豊かに調和する「環境共生と低炭素*のまち・京都」

わたしたち京都市民は、将来世代のいのちと安全を守るためにも、長期的（2050年まで）な未来を視野に入れ、その最初の10年間において、ものづくりの伝統に裏打ちされた匠のわざや最先端の技術を用いた環境産業が新たな雇用を生み、公共交通を優先するまちづくりがくらしやすさや訪れやすさを高め、三山の森とまちなかの緑がすべての市民に潤いと癒しを与えるといった、低炭素のまちづくりにひとつひとつのくらしの豊かさが調和したまちをめざす。

京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有することで、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践し、国内外における地球温暖化対策を牽引する。

* 低炭素：温室効果ガスの排出が少ないことを指す。

歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」

わたしたち京都市民は、千年の悠久の歴史に培われた豊かな文化と奥深い伝統に彩られたまち・京都に対する一層の愛着と誇りをもち、「住んでよし訪ねてよし」の国際文化観光都市であり続けることをめざす。

先人たちが、あるときは頑なに守り、あるときは進取の気性で培ってきた、幾重にも積み重ねられた歴史と文化、美しい自然や景観、伝統が息づく暮らし方など、有形無形の日本の心ともいるべき京都の特性を創造的に活用し、次世代への継承に努める。さらに、こうした京都の魅力を平和とともに広く世界に発信し、文化的な交流を深める。

伝統と知恵を生かし、豊かな生活を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」

わたしたち京都市民は、環境問題をはじめ現代社会が抱える課題から需要を掘り起こし、これまで培ってきた価値観や知恵などを生かして、世界市場をも視野に入れた新たな産業を育成することで地場産業や農林業も活性化し、雇用を創出するとともに課題解決に貢献する好循環をつくり出す。これにより、豊かな生活や社会を支える経済基盤が確立したまちをめざす。

低炭素社会を先導する産業、超高齢社会に対応した健康・福祉産業などを対象に、京都の強みである起業家精神、ものづくりの技術や知恵などが最大限発揮され、広く国内外から人材や資金などを呼び込むしくみづくりなどを推進する。

だれもがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち・京都」

わたしたち京都市民は、ともに学び成長する喜びを分かち合いながら、京都、日本、世界の未来を担う若者を、みんなで育て合う、学びのまちをめざす。

「大学のまち京都」の都市特性や文化芸術、宗教、ものづくり（匠のわざから先端技術まで）などほんものに数多く触れることができる強みを生かし、生涯を通じてだれにも多様な学びの機会があり、その成果を社会に還元できる環境を創出する。また、社会全体で子どもを健やかで心豊かに育むとともに、若者が希望を抱いて学ぶことができ、地域の担い手や、経済、学術、文化芸術など多様な分野での国際的なリーダーを輩出する取組を推進する。

いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」

わたしたち京都市民は、子どもからお年寄りまで、すべてのひととのいのちとくらしが守られ、互いに尊厳を認め合い、支え合うとともに、だれにも居場所があり、ひとのつながりが豊かで、心安らかに幸福を実感できるまちをめざす。

子育て、教育、福祉、防災、防犯、まちづくりなど多様な面でこれまで以上に参加と協働を進め、セーフティーネット（安全網）をしっかりと守る「公助」と自律した市民による「自助」とともに、京都の誇る地域コミュニティの「共助」の力を一層高める取組を推進する。

人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」

わたしたち京都市民は、人間らしくいきいきと働き、豊かな家庭生活を築き、地域社会に積極的に参加・貢献するとともに、健康で文化的に学び憩うときと空間を確保することを理想とする真のワーク・ライフ・バランスが実現できる、ひとびとをひきつけるまちをめざす。

企業・事業者や行政が率先して安定的かつ働きがいのある労働環境や、子育て、介護など安心なくらしを支えるしくみを整えるとともに、社会貢献の場や機会の充実を図る取組を推進する。また、市民ひとりひとりが人生の段階に応じて、就労による経済的な自立、実りある家庭生活や友人等との交わり、自己啓発、地域活動への参加等が行えるように努める。

重点戦略

＜重点戦略とは＞

- ① 未来像を実現するために、とくに優先的に取り組むべき政策
- ② 「京都らしさ、独自性」といった都市特性や強みを生かす政策
- ③ 行政だけでなく、市民や企業と「共汗」して推進する政策
- ④ 単一分野だけでなく、複数の行政分野を「融合」した政策

市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」

基本的な考え方

資源・エネルギー多消費型から、低炭素・循環型の都市のあり方とくらし方へ転換し、温室効果ガスの大幅な排出削減を図る。

そのために、既存ストック※の有効活用と低炭素と整合する望ましいストックの形成、公共交通を有効利用した歩いてくらせるコンパクトな都市づくり、緑と自然の育成と活用、再生可能エネルギーの拡大やリデュース（ごみの発生抑制）とリユース（資源の再使用）の推進によるごみの減量、伝統技術と先端の科学技術、歴史と文化を融合させた低炭素時代のものづくり産業の創出など、世界を牽引する取組を進める。

戦略を推進するうえでの役割分担*

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 地域ぐるみでごみの減量・リサイクルを推進し、環境にやさしい取組を実践・ 公共交通を積極的に利用・ 使用する自動車を次世代自動車へ転換・ 緑の保全・ 地産地消の実践・ 環境にやさしい商品購入	<ul style="list-style-type: none">・ 再生可能エネルギーの積極活用・ 建築ストックの再生利用の取組・ 公共交通の利便性向上・ 社用車を次世代自動車へ転換・ 社屋などの建物の緑化・ 京都の伝統野菜の普及・ 環境に配慮した事業活動の実践・ 低炭素型の製品とサービスの生産システムへ転換・ 林業の活性化を通じた森林の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 市民・事業者・地域と連携したごみ減量・リサイクルの推進・ 既存の道路や公共施設などのストックを有効活用したまちづくりの推進・ 地下鉄、市バスなどを含めた公共交通ネットワークの利便性向上・ 電気自動車の充電インフラ等の整備・ 自然環境の保全・ 低炭素型産業の振興・ 環境教育と啓発の推進

* ストック：道路・港湾・住宅・公園・緑地・病院など、市民生活の基盤を表す。

* 戦略を推進するうえでの役割分担：他の主体も想定できるが、各戦略の表現を統一するため大きく3つに区分して表記

ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」

基本的な考え方

観光地や都心の交通渋滞を解消するとともに、市民や観光客による公共交通の利用増がさらなる利便性の向上を実現する好循環をつくり出すことで、過度なクルマ中心社会からの脱却を図り、低炭素型で、ひとと公共交通を優先する歩いて楽しいまち・京都をつくり上げる。

そのために、四条通や東大路通などにおける快適な歩行空間の確保や公共交通の優先化、モビリティ・マネジメント※を通じた歩いて樂しい暮らしを大切にするライフスタイル（くらし方、生き方）への転換、既存公共交通の再編強化などを推進する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">道路環境の美化（清掃や花壇づくりなど）商店街など地域コミュニティの活性化によるにぎわいのある歩行空間の創出ひとりひとりが歩くくらしを大切にし、マイカーから公共交通機関利用に交通行動スタイルを転換自転車利用のマナー向上	<ul style="list-style-type: none">交通手段の転換に伴う新たなビジネスの創出事業者等の連携によりネットワークを構築し、公共交通の利便性を向上市民目線に立った公共交通利用のための情報提供	<ul style="list-style-type: none">安全で快適な歩行空間や自転車走行環境の整備違法駐停車対策指導及び自転車マナーの啓発市民の交通行動スタイルの転換を推進公共交通ネットワークの利便性向上に向けた交通事業者への支援地下鉄、市バスなどの利便性の向上

※ モビリティ・マネジメント：「かしこいクルマの使い方」を考え、実践できるよう、交通機関のCO₂排出量比較などを盛り込んだ動機付け情報や公共交通利用促進マップ、交通行動に関するアンケートなどを活用したコミュニケーションを図り、自発的な交通行動の変化を促すこと。

歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」

基本的な考え方

都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続ける。

そのために、歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。さらに、広く国内外のひとびとに発信し、体感していただく。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 良好的な景観形成に関する積極的な取組・ 地域の身近な環境整備・ 文化に親しみ、広げ伝える取組・ 新たな文化を創造するための取組	<ul style="list-style-type: none">・ 良好的な景観形成に関する積極的な取組・ 地域の景観向上に寄与する事業の推進・ 文化の継承や創造の支援・ 伝統文化や伝統産業、文化芸術を生かした事業展開	<ul style="list-style-type: none">・ 良好的な景観形成に関する施策の展開やさまざまな支援（制度面、財政面、教育等）の充実・ 市民との協働により、京都らしい景観を形成するためのしくみの充実・ 重要な歴史的・文化的資産の保存と活用・ 文化芸術の担い手の育成や多様な市民活動の支援

魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」

基本的な考え方

京都のアイデンティティ※である歴史や文化の蓄積によって育まれてきた、地域ごとの資源を創造的に活用するとともに、既存の都市インフラを生かした、個性と活力にあふれたまちづくりを進める。

そのため、市内それぞれの地域が培ってきた歴史的建造物や庭園、伝統行事、景観といった個性ある資源を生かして、公民協働による特色と輝きのある地域づくりを行う。同時に、地下鉄沿線の岡崎地域や山ノ内浄水場跡地などといった大きな潜在力を有するエリアを活性化し、既存の公共交通を生かすコンパクトで活力あふれる都市づくりを進める。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の魅力を向上するまちづくり活動の推進・ 地下鉄、市バスなど公共交通を積極的に活用する生活の実践	<ul style="list-style-type: none">・ 地域特性に配慮した事業展開・ 地下鉄、市バスなど公共交通を有効に活用できるよう配慮した建設投資	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の自主的なまちづくり活動や魅力向上の支援・ 地下鉄、市バスなど公共交通を中心とした計画的な都市機能の配置・誘導・ 地域の核となる公共施設や公共空間の再整備

※ アイデンティティ：都市を特徴付ける個性や独自性

世界が共感する「旅の本質※を追求する観光戦略」

基本的な考え方

国内はもとより世界のひとびとが、旅の本質に触れ、思う存分堪能できる観光都市を実現するとともに、世界に冠たる国際MICE※都市へと飛躍する。

そのために、滞在・宿泊型観光、歩く観光、ほんものとふれあう観光の充実や、新たな京都ファンづくり、観光客の安全確保などにより、観光客の満足度をより一層高める。また、市民自身が京都の奥深い魅力を知り、学び、楽しむことで、おもてなしの心を醸成し、京都観光の新たな主体として存在感を発揮する。これらにより観光スタイルの質と観光都市としての質を高める。また、積極的なMICEの誘致活動とともに、会議施設の拡充や世界的な知名度のあるホテル誘致などの受入環境の充実をオール京都で推進する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">歴史的な景観資産など京都がもつほんものの魅力の保全・活用・創造京都の魅力を知り、学び、楽しむことを体験、実感京都人としてのたしなみの習得京都人としての誇りをもった観光客のもてなしMICEの主催者と関係するNPO、NGOとの連携	<ul style="list-style-type: none">滞在・宿泊型観光、歩く観光、ほんものとふれあう観光の推進京都観光を第一線で支える立場でのもてなしやサービスの改善・向上和の文化など京都がもつ資源の保護、活用、継承MICE分野の人材育成及び積極的な誘致活動	<ul style="list-style-type: none">あらゆる政策の融合によるまちづくりの推進市民や行政などで構成する観光振興を目的とした会議の運営観光客の受入れにおいて市民が存在感を発揮できる環境づくり京都への交通アクセスの利便性の向上ウェブサイトの多言語化などによる情報発信手法の整備京都の魅力をきめ細かに伝える効果的なプロモーション会議場施設や宿泊施設などの受入環境の整備海外を中心としたMICEの積極的な誘致活動

※ 旅の本質：ひとに出会い、風景に出会い、心打たれる出来事に出会い、そして新たな自分自身に出会う。旅を通して、気付き、学び、癒され、元気をもらい、成長し、人生が深く、豊かになること。

※ MICE（マイス）：企業のミーティング、企業研修旅行、国際会議、イベントなどの総称

京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」

基本的な考え方

加速する国際化の中で新たな市場や顧客を開拓し、産業の競争力を高め、市民に多様な雇用の機会を提供し、やりがいをもって安心して働く環境を整えることで、豊かな生活や社会を支える経済基盤を確立する。

そのために、伝統産業から先端産業までの幅広い業種と、大企業から中小企業までの多様な規模の企業が立地する重層的な産業構造が有する高い技術力や匠のわざ、产学研のネットワークなどこれまで京都が築き上げてきたさまざまな知恵を融合し、広く国内外から人材や資金などを呼び込みながら、環境、健康、コンテンツ、観光、農林などの分野で、付加価値の高い新産業を創造する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">付加価値の高い京都のものづくり・サービスへの理解、市内需要の拡大の推進	<ul style="list-style-type: none">京都の多様な資源を生かした課題解決型、文化付加価値型等の新たな産業の創出と世界をも視野に入れた市場開拓付加価値の高い新産業に適応できる国内外の人材の大学等での育成知的財産の積極的な取得・活用研究開発投資の充実多様な雇用の機会の提供芸術系大学等の研究成果を生かした新たな産業の創出	<ul style="list-style-type: none">产学研が結集した広域的・国際的視点に立つ研究プロジェクトの実施やプラットフォーム（基盤）及びネットワークの構築中小・ベンチャー企業による新事業創出、第二創業への支援物流などのための都市基盤の整備

夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」

基本的な考え方

若者が夢と希望をもち続け、いきいきと成長しながら京都への愛着を育める社会を築き、京都や国内外の社会に貢献できるよう、地域の担い手を育むとともに、国際的なビジネスリーダーやクリエイター（制作者、創造者）、さまざまな分野のオピニオンリーダー（世論形成者）といった次代を担うひとを育て、世界に輩出する。

そのために、世界有数の大学のまちであるという京都の強みを生かして学びの環境を充実するとともに、若者が住民自治の伝統が息づく地域の活動にかかわったり、京都の奥深い歴史に裏打ちされたほんものの文化に触れ、学び、身につけたり、新しいことにチャレンジする行動力や国際感覚を養うことができる機会を拡充する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 学生の地域生活の多面的な支援・ 地域の諸活動への若者の参加を広げ、活動を通じて若者を育成・ 若者による主体的な学習	<ul style="list-style-type: none">・ 大学間連携の強化や地域に開かれた大学づくり・ 京都の強みを生かした新産業創造等による雇用の機会の提供・ 優秀な海外人材の積極的な受入れ・ 人材育成に向けた大学と企業の連携	<ul style="list-style-type: none">・ 大学での先端の研究を小中学生に体験させるしくみづくりの推進・ 地域を学ぶ学習プログラムの充実・ ほんものを実感できる地域づくりの支援・ 市立芸術大学の整備・改革・ 国際交流の多様なチャネルの拡充・ 各種審議会等への若者の参加促進

子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」

基本的な考え方

子どもと親と地域に笑顔があふれ、安心して子どもを生み、楽しく育てることができ、子どもたちがすくすくと成長するまちづくりを進める。

そのため、社会全体で子どもを育むという「子どもを共に育む京都市民憲章」に基づく行動の輪を広げ、地域力を生かした子育て支援サービスや小児医療体制の充実、仕事と生活が調和し男女がともに子どもを育てる社会に向けた条件整備、健全な育成環境づくりに取り組み、企業も参画して市民ぐるみ・地域ぐるみの子育てと教育を充実する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもを大切に育む・ 子育てについての積極的な学習と実践・ 地域での子育て家庭の温かい見守りと支え合い	<ul style="list-style-type: none">・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた労働環境の整備・ 地域活動への参加と貢献	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における子育て支援の拠点づくり・ 子育て・ひとつづくりの全市的なネットワークなどの連携づくりの支援・ 安心して子育てできる環境整備

仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」

基本的な考え方

若者をはじめ、市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

そのために、だれもがともに能力を発揮できる労働環境の整備、子育てや介護などの負担軽減のための支援強化や男性の積極的な参加の促進、地域社会における活動に参加しやすい条件の整備、生涯を通じて学び続けられ、その学びを社会に還元することができる環境の整備などを行う。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">男女が互いの能力を尊重男性による育児や介護への積極的な参加男女がともに地域活動や社会貢献活動へ参加	<ul style="list-style-type: none">長時間労働の解消非正規雇用者の就業環境の整備男女雇用機会均等の促進育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進労働者の地域・社会貢献活動への参加の理解・支援	<ul style="list-style-type: none">雇用・労働環境の適正化社会貢献活動の選択肢を拡大するための啓発・支援子育てしながら働き続けられる条件の整備高齢者の生活や介護等に関するサービスの充実、質的向上地域活動に対する支援や情報提供の充実意思決定の場に男女がともに参画できる条件の整備

だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」

基本的な考え方

市民のくらしの基盤であり、長年にわたり培われた住民自治の伝統や支え合いの精神が息づく町内会や自治会、学区、商店街など地域のコミュニティを活性化し、ひとつひと、ひとつ地域との絆や信頼を強め、自治力を高める。

そのため、だれもが地域活動に参加したくなるきっかけづくり、町内会・自治会等の地域コミュニティや市民活動団体と行政の連携のしくみづくり、地域における市民のさまざまな居場所や活躍の場づくりなどを進め、地域の自主的、自律的な地域運営を充実させる。こうした取組を行政が側面から支援し、地域の主体的なまちづくりを推進する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">さまざまな団体が相互に連携しながら、地域活動を牽引既存の組織に捉われず、世代を越えてだれもが参加しやすいしくみ、きっかけ、場づくり	<ul style="list-style-type: none">地域への貢献は事業者の社会的役割と認識し、地域活動に参画地域活動との積極的な連携や居場所の提供等の支援	<ul style="list-style-type: none">市民のつながりをコーディネートする人的支援などの拡充NPO・ボランティアなどの市民活動の拠点整備

安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

基本的な考え方

子ども、高齢者、障害のあるひと、外国籍市民をはじめ市民ひとりひとりが、社会のなかで尊重され、役割を果たし、生きがいを実感できるとともに、都市部や郊外・山間部を問わず、いきいきとした生活を送れる社会を実現する。

そのために、世代を越えた日常の交流の場、安定した就労や社会参加の機会を広げるとともに、健康な暮らしを実現するための支援、福祉、医療、生活衛生、児童虐待やDV※対策の充実などを進める。また、ユニバーサルデザイン※による住みよい生活環境の整備や、消防・防災、防犯等の分野で市民のいのちとくらしを守るしくみと都市基盤を充実するなど、市民、事業者、行政の協働による安心・安全なまちづくりを進める。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">・ 多様な自主的活動の推進と相互交流・ 地域課題に応じ安心・安全に関する横断的な取組と体制づくり・ 多種多様な生きがいづくり、楽しみながらの健 康づくりの実践・ 市民ひとりひとりが互いを尊重し、認め合い支え合う生活・ 安心・安全な地域づくりをめざした自主的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 施設等を地域の活動拠点として提供・ 法令遵守の徹底、地域に開かれた事業展開・ 良質な福祉・医療サービス等の提供・ 市民、行政等との連携体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の多様な取組の支援や活動の場づくり・ 安心・安全の体制の確保と都市基盤づくり・ 高齢者や障害のあるひとなどへの社会支援等の環境整備・ 地域や事業者等と連携し、情報の共有を図りながら、地域の自主的取組を支援

※ DV（ダメスティック・バイオレンス）：配偶者・交際相手等からの暴力

※ ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

政策の体系

うるおい

政策分野1 環境

～DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」をめざす～

基本方針

豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちの特性をさらに高め、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現をめざす。

現状・課題

京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都市は、低炭素社会及び循環型社会の構築に向け、全国を牽引する役割が求められている。

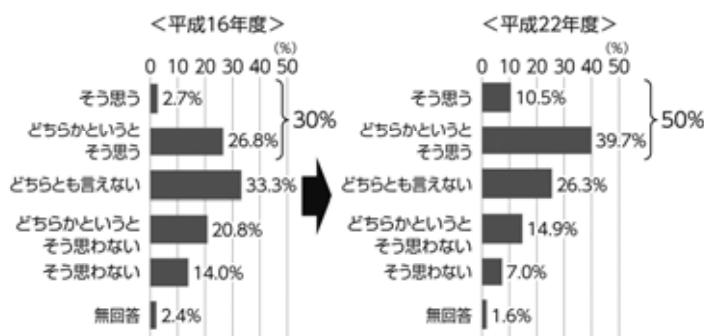
三方の山々や清らかな川の流れなど、わたしたちの身近なところで豊かな自然環境が存在する一方で、子どもたちが自然にふれあう機会が少なくなっている。

多くの子どもたちが、自然環境の大切さを感じられる機会を増やす必要がある。

温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門、業務部門を中心とした対策など、将来に向けた温室効果ガス排出量の大幅な削減をめざしている。このため、「歩くまち・京都」、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現、利便性のみを追求しない環境にやさしいライフスタイル（くらし方、生き方）への転換、さらには、産学連携による環境技術開発の推進などが必要である。

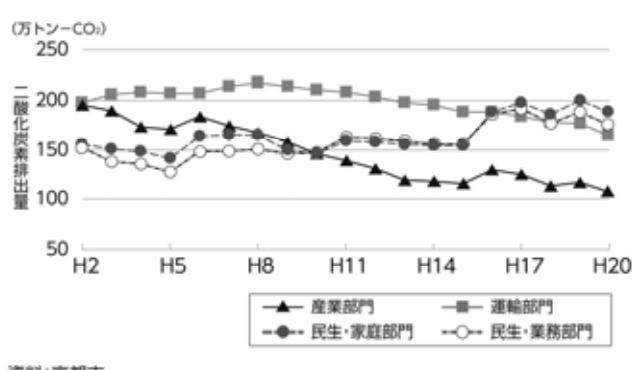
ごみの発生抑制や限られた資源の有効活用などにより、環境への負担をできる限り低減する社会の構築をめざしている。ごみ量は着実に減っているが、さらなるごみの減量が必要であり、京都でくらし、働き、学び、そして、京都に集うひととの力を結集することが不可欠である。

「きれいな空気、清らかな川、静かなまち」など、よい環境が保たれていると思うひとが増加



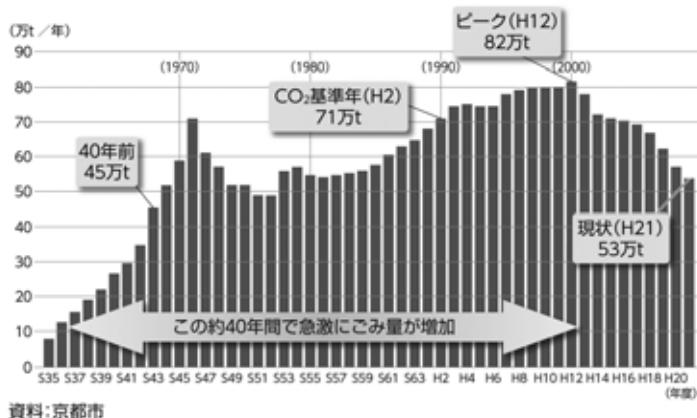
資料：京都市市民生活実感調査(平成22年度)

二酸化炭素排出量は家庭部門、業務部門が増加傾向



資料：京都市

近年のごみ量(市受入量)は減少傾向



資料:京都市

みんなでめざす10年後の姿

1 子どもたちが、自然環境をかけがえのないものと実感している

子どもたちが、周囲に山々が連なり、鴨川や桂川などが流れる山紫水明の恵まれた京都の自然環境を身近でかけがえのないものとして学び、実感できるようになっていく。

2 健全で恵み豊かな環境が保たれている

ひとは自然の一員として、環境問題を自分のこととしてとらえ、環境への負荷を抑制することで、環境汚染、環境破壊の防止につながるとともに、多様な生物が息づく良好な自然環境が守り引き継がれていくなど、健全で恵み豊かな環境が保たれている。

3 「低炭素型まちづくり」が進んでいる

クルマ優先から徒歩や自転車、公共交通を優先する交通政策への転換、京都の歴史、文化などを生かしつつ、景観と調和した省エネ型建築物の普及促進など「低炭素型まちづくり」が進んでいる。

4 環境技術の開発、再生可能エネルギー資源の活用が進んでいる

豊富で高度な知的資源を活用した環境技術の開発が進展するとともに、太陽光や小水力※、バイオマス（生物由来の資源）などの再生可能エネルギー資源の活用が進んでいる。

5 「京都流ライフスタイル」が広がっている

地産地消の食文化、季節感を大切にする生活、「打ち水」、「しまつの心」、「かど掃き」など伝統的な知恵を生かしつつも時代の進展に即した新しい「京都流ライフスタイル」が広がり、環境にやさしい行動を当たり前のこととして実践する市民や事業者が増えている。

6 ゴミを出さない暮らしと事業活動が広がっている

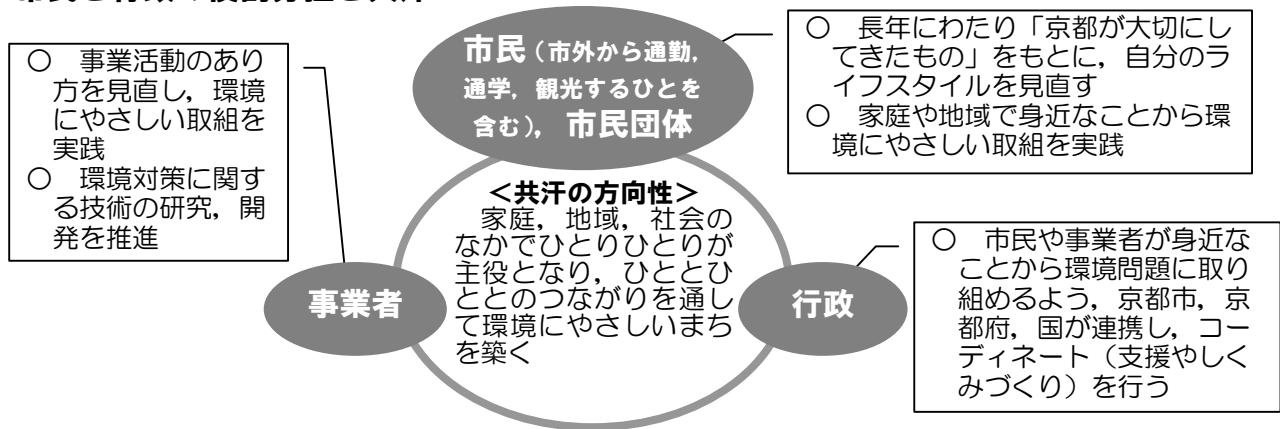
買い物時にはマイバッグを持参し、再生品を選択するなどの消費行動が定着している。事業活動においても、包装材の削減やリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）しやすい製品を開発するなど、環境への配慮で付加価値を高めたものづくりが進んでいる。

7 徹底した再資源化が進んでいる

ごみの減量に取り組んでも、なお、出てくるごみについては、地域コミュニティを生かした身近に、気軽に出来る環境が整うことにより、徹底した再資源化が進んでいる。

※ 小水力：一般河川や農業用水、上下水道などを活用した小規模な水力

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 自然環境とくらしを気遣う環境の保全

(1) 自然環境、生活環境の保全

多様な生物が生育し、さまざまな機能をもつ森林や里山、河川などにおいて、市民参加の森づくり、間伐などによる里山の再生、市民農園の活用、野外教育施設でのイベントの開催などを通して、市民が自然とふれあう機会をつくる。京都の優れた自然環境を、後世に伝えていくため、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全に向けた取組を進めていく。

また、市民の生活環境の保全を図るため、新たな施設整備や市街地開発などを実施する前には、あらかじめ環境へ与える影響を予測することにより環境破壊を防止するとともに、自動車、工場事業場からの排ガス、騒音対策などや、市民や事業者と一緒にしたまちの美化を推進する。

(2) 環境学習の推進

市民のくらしに身近なごみ問題から、全人類の課題である地球温暖化問題まで、幅広い環境に対する市民の理解と行動を広げるため、環境保全活動を広く伝えるひとづくりや環境保全活動センター（京エコロジーセンター）をはじめとした拠点におけるさまざまな環境学習の取組を進める。さらに、クリーンセンターや再資源化施設などの見学会を実施し、ごみ問題を見つめ直し、さらなるごみの減量や分別、リサイクル意識の高揚を図る。

また、次世代を担う子どもたちに、環境にやさしい行動の実践が当たり前のこととして根付くよう、みずから考え、体験し、理解を深める機会を提供する。

2 低炭素型のくらしやまちづくりの実現

(1) 低炭素型まちづくりの推進

「京都市地球温暖化対策条例」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、京都のまちの特性を生かした「低炭素型まちづくり」の取組を積極的かつ計画的に進める。

交通体系については、脱クルマ中心の歩いて楽しいまちをめざし、公共交通利用を促進する取組を進めるとともに、エコカーへの転換、カーシェアリングやエコドライブの普及を進める。また、建築物については、温室効果ガスの吸収源である森林の再生に向け、地域産木材の利用を促進するとともに、景観と調和し、環境に配慮した建築物の普及などを進める。さらに、日常生活や経済活動の低炭素化のため、市民や事業者による温室効果ガスの排出削減効果が、環境価値として経済的に評価され、取引されるしくみを構築するとともに、社会の低炭素化に資する先進的な環境技術の開発促進や環境産業の振興を図る。

(2) 再生可能エネルギー資源活用の推進

温室効果ガスの発生が少なく、枯渇の恐れがない、太陽光などの再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光発電などの住宅への普及に加え、公共建築物や大規模な新築建築物への再生可能エネルギーの導入を進める。また、周囲に山々が連なり、市域の4分の3を森林が占める京都の特性を生かし、木材、河川水などの自然の恵みの活用を推進する。

さらに、再生可能エネルギーを地域で効率的に活用する地産地消型のシステム構築を図る。

(3) 「京都流ライフスタイル」の定着

「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、市民や事業者と連携しながら、環境にやさしいライフスタイル（くらし方、生き方）への転換に向けた実践行動を促進し、四季の移ろいを大切にする生活など、京都の伝統的な知恵を生かしつつも時代の進展に即した新しい「京都流ライフスタイル」の定着を図る。

また、家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、日常生活におけるさまざまな省エネ、省資源の取組を実践する。さらに、これらに関する知識をもつ専門家やボランティアが相談や助言を行い、持続可能な環境にやさしくらしを提案する。

3 ごみを出さない循環型社会の構築

(1) 発生抑制、再利用（2R）の推進

生活のあらゆる場面で、ごみを出さない2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）を重視したくらしへの転換に向け、市民においては、「すぐにごみになるものを家庭にもち込まない」、「ものを大切に使う」、また事業者においては、生産や販売の段階で「すぐにごみになるものをつくらない」といった行動が定着するような取組を推進する。

とくに、事業ごみについては、多量にごみを排出する事業場への指導及び分別できていない資源ごみのクリーンセンターでの受入拒否の実施などにより、徹底的な減量を進める。

(2) リサイクルの推進

家庭ごみ、事業ごみとともに、ごみの分別ルールや適正な排出の誘導、指導を徹底し、可能な限り資源物を回収する。とくに、京都のまちの強みである学区単位の活動、自治会、町内会などの地域力を生かした地域密着型の取組を推進する。また、大学のまちとして多くの学生や海外からの留学生がくらし、国際文化観光都市として多くの観光客が訪れる京都のまちの特性を踏まえ、イベントなどのエコ化や宿泊施設などにおける分別の徹底などのリサイクルの取組を推進する。

(3) 適正処理とエネルギー回収の最大化

市民や事業者との協働によるごみの減量、リサイクル、レアメタルや有害危険物の回収などの取組を推進しても、なお排出されるごみについては、引き続き、適正に処理し、市民生活の安心・安全を守る。

また、クリーンセンターにおける焼却熱などを利用した高効率な廃棄物発電を行うことにより、ごみのもつエネルギー回収の最大化をめざす。

政策分野2 人権・男女共同参画

～ひとりひとりが尊重される社会をめざす～

基本方針

少子高齢化、経済・雇用環境の変化が進むなか、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、個性と能力を十分に発揮でき、日々の交流のなかからひとりひとりが尊重され、より豊かな人間関係が育まれる社会をめざす。

現状・課題

人権の基本的な考え方は市民に定着しつつあり、人権への関心は高くなっている。しかし、女性、子ども、高齢者、障害のあるひと、同和問題、外国人・外国籍市民などに関する問題はいまだ人権上の重要課題であり、市民の意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結びついているとは言い難い。また、教育・所得の格差によって新たな人権問題が生じるという悪循環が起こるなど、新たな対応が必要となってきている。

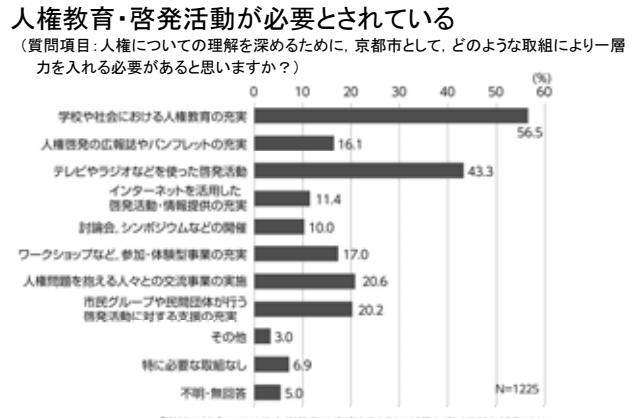
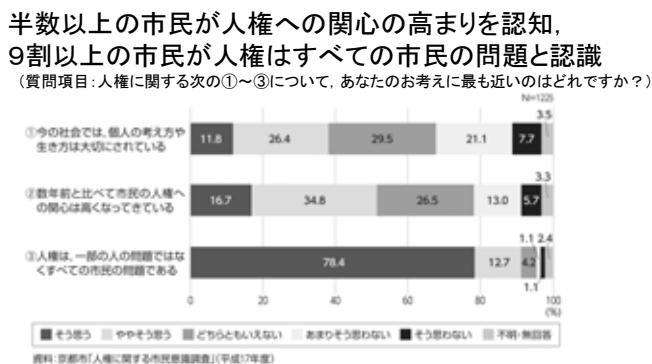
今後も、引き続き、人権文化の息づくまちづくりの推進に向け、新たな問題も含めた人権問題をより深く理解し、自発的な行動につなげるため、あらゆる世代への教育・啓発活動を行うことが必要である。

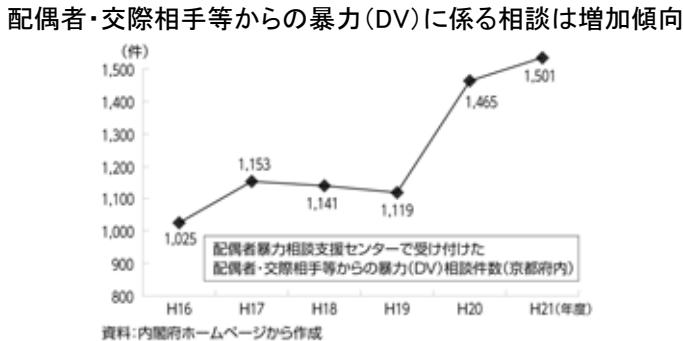
男女共同参画の推進についての市民の理解は年々深まっている一方、女性に対するあらゆる暴力や労働における不平等などの問題が依然として存在する。

大きな社会問題となっている配偶者・交際相手等からの暴力（DV）に関する総合的・計画的な対応が必要である。

管理職に占める女性の割合の低さ、男女の給与格差などが依然としてあり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についても希望と現実に乖離がある。

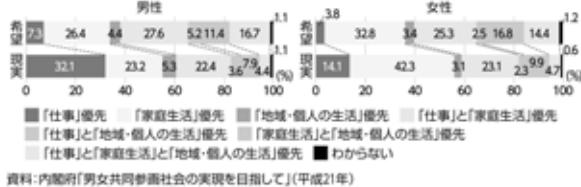
審議会などの女性委員の登用率の増加など、政策決定過程への男女共同参画は徐々に進んではいるが、分野ごとの状況が異なり、さらなる条件の整備が必要である。





男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとするひとの割合が高い。現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先しているひとの割合が高い

(全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聴取)



みんなでめざす10後の姿

1 互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている

子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、ひとりひとりがみずからの人権の大切さを十分に認識するとともに、すべてのひとの権を尊重することの重要性を正しく認識することで、互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている。

2 すべての市民がいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている

すべての市民が個人として認められるとともに、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれ、自分にあった働き方や安心した生活のために必要な支援を受けられることで、自分の能力を十分に発揮できている。

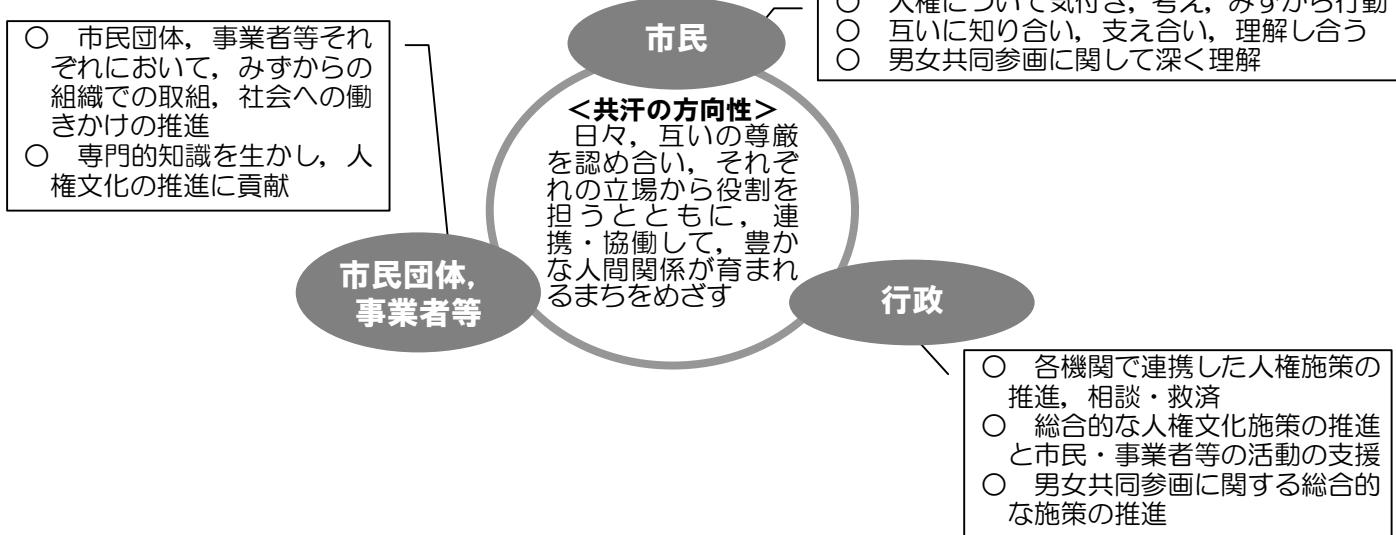
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が進展している

女性の社会進出が進むとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が進展することで、女性も男性も仕事と家庭生活を両立し、企業の生産性の向上や市民の地域参加、社会貢献による地域の活性化が進んでいる。

4 女性に対するあらゆる暴力が根絶され、安心してくらしている

社会問題化している配偶者・交際相手等からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）など、女性に対するあらゆる暴力に関する正しい理解が市民に行き渡り、相談先が広く認知され、総合的な支援が受けられることで、個人の尊厳が確立され、安心してくらすことができている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築

日々のくらしのなかで互いの違いを認め合い、人権を尊重し合う習慣が根付いた人権文化を構築する。そのために、女性、子ども、高齢者、障害のあるひと、同和問題、外国人・外国籍市民などに関する人権上の重要課題に加え、格差社会の進行やICT（情報通信技術）の発達をはじめとした社会情勢の変化に伴うインターネットによる人権侵害やホームレス、犯罪被害者等の新たに顕在化した人権問題に的確に対応し、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、行政分野それぞれを連動させながら取組を進めていく。

また、施策の実施状況や人権問題への対応窓口等についての情報を、市民にわかりやすく発信していく。

2 人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進

人権はすべての市民の問題であるという市民の間に定着しつつある意識を人権問題解決のための自主的な行動に結びつける。そのために、市民や団体、事業者等の社会の構成員それぞれが、みずから役割の遂行と連携・協働へ向けた取組を進めることができるように、さまざまな教育・啓発活動を進めるとともに、市民等の自主的な取組に対する支援を行う。

3 すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進

すべての市民が、いきいきと活動できる場所と機会を提供するとともに、自分にあった働き方を見つけられ、安心した生活ができるよう、能力向上のための支援や経済的支援などの施策展開を図る。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民それぞれが各人の置かれた状況に応じて、家庭や地域生活などにおいても、多様で柔軟な働き方・生き方が選択でき、仕事の充実と地域参加や社会貢献などの仕事以外の生活が好循環する社会をめざし、「女性の能力の積極的な活用」、「仕事と家庭生活の両立支援」などワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を率先して取り組む企業への支援や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備などの取組を進める。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である配偶者・交際相手等からの暴力（DV）を根絶し、被害者やその子どもたちが真に自立し個人の尊厳が確立された社会の実現に向け、正しい理解の普及・啓発、民間シェルター※を運営する団体への支援、その他自立支援策等を関係機関と連携し総合的かつ計画的に実施する。

また、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）などの女性の尊厳を侵害するあらゆる暴力の根絶に向け、企業への働きかけをはじめ広く市民に対する広報・啓発を強化する。

※ 民間シェルター：民間団体によって運営されている配偶者・交際相手等からの暴力（DV）を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設

政策分野3 青少年の成長と参加

～若き市民とともに未来の京都を築く～

基本方針

青少年が社会を構成する担い手として、みずから考え、行動する大人へと成長、自立することを支援するため、多様な体験、社会参加の機会を提供し、自主的な活動を促進するとともに、社会全体で青少年の育成を支援する体制づくりを推進する。

現状・課題

多様な生き方の選択肢から自分の役割や生き方を自由に選べる時代にあって、青少年による自主的な市民活動や社会参加活動が育ちつつある一方で、体験や出会いの少なさから、進路選択をみずから狭める青少年も少なくない。

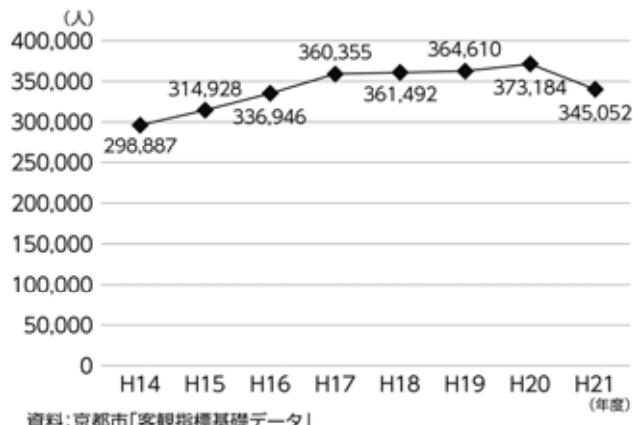
青少年が生き方をみずから選択する能力を身につけるためには、さまざまな自然体験や社会体験が必要不可欠であり、青少年活動センターを中心に青少年の自主的活動を促進する取組を進めている。今後は、青少年を、社会を構成する担い手として地域参加や社会参加を果たし、積極的に社会に働きかける人材として育成する必要がある。

有害情報の氾濫、児童虐待など、青少年をめぐる環境の悪化とともに、少年非行やニート^{*}、ひきこもり、不登校など、青少年の直面する課題はより深刻さを増している。

青少年の直面する課題の背景には、家庭問題、学校段階でのつまずきなどさまざまな要因が複合的に存在しており、単独の支援機関では解決が困難な場合がある。

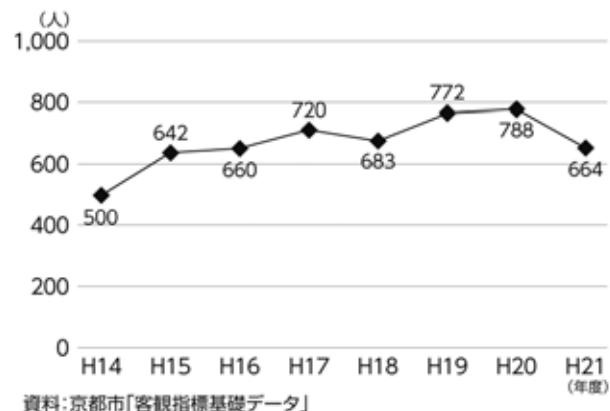
子ども・若者育成支援の総合的推進及び社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する具体的支援を目的に、平成21（2009）年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、国、京都府はもとより、NPOなどの民間団体との協働により、総合的・継続的な支援を進める必要がある。

青少年活動センターの利用者数は30万人を超え、平成20年に過去最高を記録



資料：京都市「客観指標基礎データ」

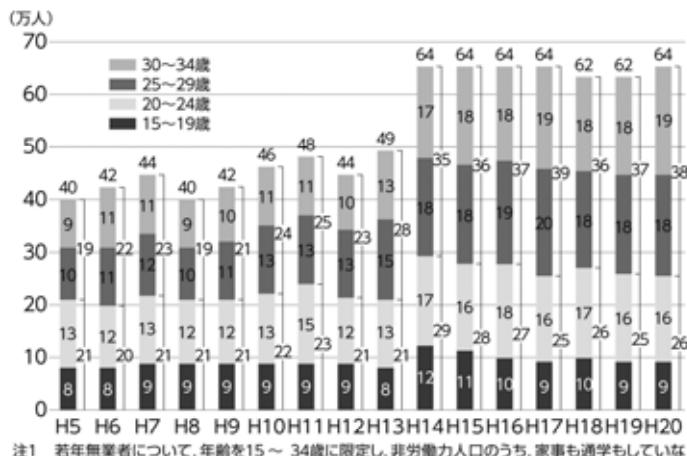
青少年活動センターの青少年ボランティア数は増減を繰り返しながらも、徐々に増加



資料：京都市「客観指標基礎データ」

* ニート：就業・求職活動・家事・通学をしていない15～34歳のひと

全国の若年無業者数は高水準で推移



注1 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていないものとして集計

注2 15～34歳計は「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料：総務省「労働力調査」

みんなでめざす10年後の姿

1 青少年が「生きる力」を身につけることができている

行政、学校、NPO、青少年育成団体など、青少年育成にかかわるさまざまな団体が密に情報交換し、それぞれの取組を補完することで、試行錯誤を繰り返しながら成長する青少年にとって欠かせない多様な社会体験の機会を提供し、青少年が「生きる力」を身につけることができている。

2 青少年がみずから生き方・将来像を設計している

青少年が社会を構成する担い手としてさまざまな分野に挑戦し、いきいきと活動するなど、積極的に社会に働きかけ、みずからの生き方や将来像を設計している。

3 青少年の力が社会に生かされている

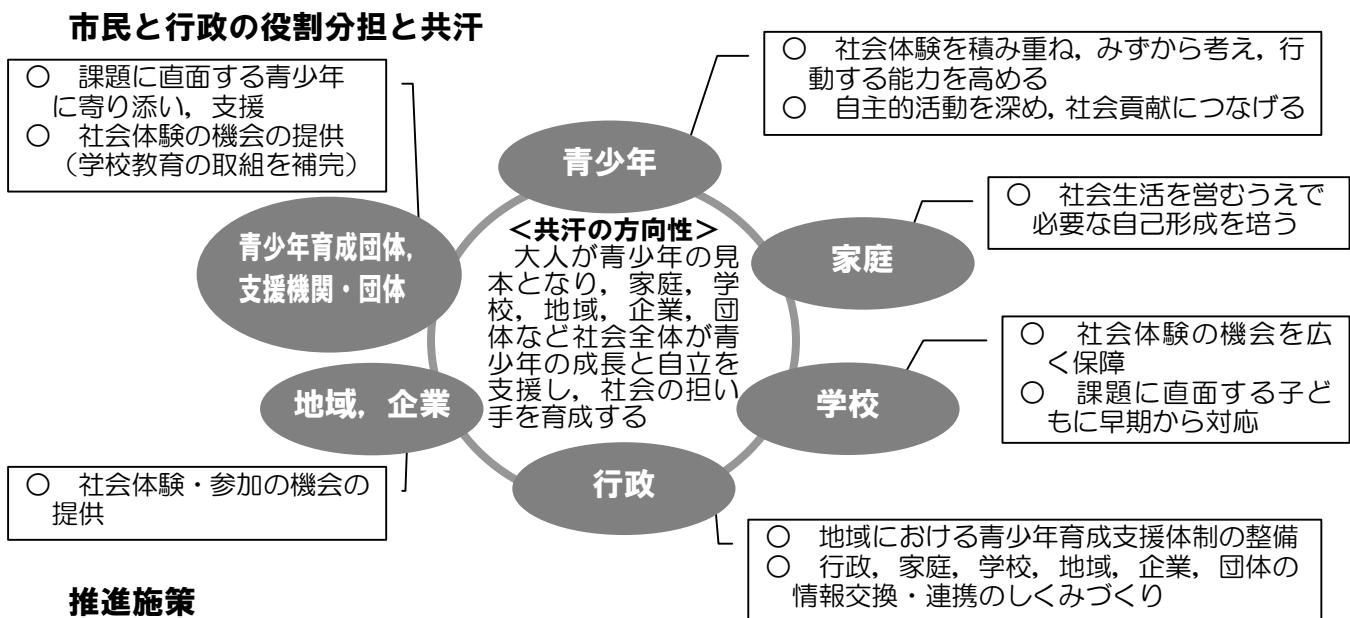
社会の幅広い分野において、意思決定の過程に積極的に青少年の力が生かされている。

4 課題に直面する青少年への支援が実施されている

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく総合的・継続的支援の体制が整備され、ニート、不登校などの課題に直面する青少年に対する支援が適切かつ迅速に実施されている。

5 すべての青少年の成長を支援する社会環境と受け入れる居場所がある

自主的に活動する青少年や課題に直面する青少年など、すべての青少年の成長を支援する社会環境と受け入れる居場所がある。



推進施策

1 青少年の自主的な活動の促進

(1) 青少年の生き方デザイン（自分でつくり）の支援

自分自身の生き方や、ひととのつながりを見つめ直しながら、生き方を多面的にとらえ、みずからの生き方をデザイン（自分でつくり）する能力を身につけられるよう、青少年に、成長に欠かせない多様な自然体験や社会体験の機会を提供する。

また、多様な生き方・行動の見本となる人物と出会える機会や世代間・異年齢間の交流を促進させるとともに、生きる力を養うために、キャリア教育※を多面的に推進する。

(2) 青少年の社会参加・社会形成活動の促進

青少年のもつ多様な感性が自主的活動や社会参加により発揮されるよう、活動の機会を提供するとともに、「活動していない層」から「活動し始めた層」、「活動し始めた層」から「積極的に社会づくりにかかわる層」への移行を促進する。

2 課題に直面する青少年の総合的支援の推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、学校をはじめとする関係機関・支援団体等と連携しながら、子ども・若者を支援するための体制整備や人材育成などの取組を推進する。

また、問題行動を未然に防止する施策や立ち直りを支援する施策の推進とともに、年齢や個性の異なるさまざまな青少年が利用できるよう多様な居場所を用意することで、早期からの切れ目ない支援の実現を図るとともに、個々の状況に応じた、社会生活を円滑に営むための総合的・継続的な支援を行う。

3 青少年の成長を支援する環境づくり

地域社会が青少年にとってひととの出会いや体験の場となるよう、地域コミュニティのなかで試行錯誤を繰り返しながら成長する青少年を支援する環境づくりを推進する。

また、青少年のさまざまな問題は、青少年を取り巻く環境の変化と密接につながっていることから、地域全体で青少年を見守り、育てるネットワークづくりを進めるとともに、意識の醸成などの社会環境づくりを推進する。

さらに、青少年活動センターを拠点として、地域やNPO、青少年育成団体の情報を集約するしくみづくりを行い、青少年を対象として実施される事業に関する情報を青少年に的確に伝える取組を進める。

※ キャリア教育：勤労観・職業観のみならず、社会人として「生きる力」を育む教育

政策分野4 市民生活とコミュニティ

～住民同士がつながり、おもいやり、地域のみんなで築くくらしやすいまちをめざす～

基本方針

市民生活におけるさまざまな課題を地域で解決するため、京都最大の社会資本である地域コミュニティの活性化を図り、住民が主体的に課題に取り組むとともに、行政がパートナーシップの関係に基づいて支援を行い、地域のみんなで築くくらしやすいまちづくりを進める。

現状・課題

京都は市域が広く、中心部の市街地から周辺部の農村地帯や山間地域まで、地域の成り立ちや特性はさまざまである。

多くの地域では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、町内会・自治会、学区自治連合会、各種団体といった地域コミュニティが中心となり、交流行事や安心・安全の取組など、さまざまな地域活動に取り組んでいるが、近年はひとつひととのつながりが希薄になり、地域コミュニティの加入率も低下していると言われている。

少子化や職住分離などによる若年層の減少・流離、単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの空洞化や担い手の減少が進んでいる。

一方で、おやじの会や学校運営協議会など、子どもを核として取り組む、学校を中心としたコミュニティ活動が盛んになっている。

地域で活動するNPOや各種ボランティア団体等による公益活動は、市民活動総合センターの支援などにより活発になってきているが、各団体間の連携や取組のさらなる活性化が課題となっている。

都心部を中心にマンション等の集合住宅が増えてきているが、地域のひとからどのようなひとが住んでいるのかわかりにくく、交流や連携が難しい状況もある。

京都市は、地域コミュニティと連携を図る一方で、市政のなかで、地域コミュニティと明確なパートナーシップの関係を結ぶことが必要である。

地域コミュニティに弱体化の傾向が見られる

(質問項目:学区内の活動について、課題は何ですか?)



資料:京都市「地域活動に関するアンケート調査報告書」(平成19年度)

地域組織の役員の担い手が不足している

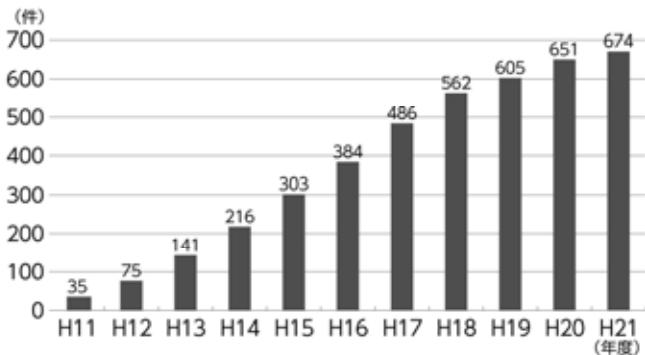
(質問項目:学区内の活動をさらに進めていくうえで必要だと感じていることは何ですか?)



資料:京都市「地域活動に関するアンケート調査報告書」(平成19年度)

NPO 法人の活動は活発化している

〔京都市内のNPO法人認証件数〕



資料：内閣府・京都府

みんなでめざす10年後の姿

- だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心してくらすことができている
だれもが気軽に参加できる居場所があり、それぞれがつながり、支え合うことで、安心してくらすことができている。

- 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている

地域のさまざまな課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている。

- 自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる

それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる。

- 地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している

地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している。

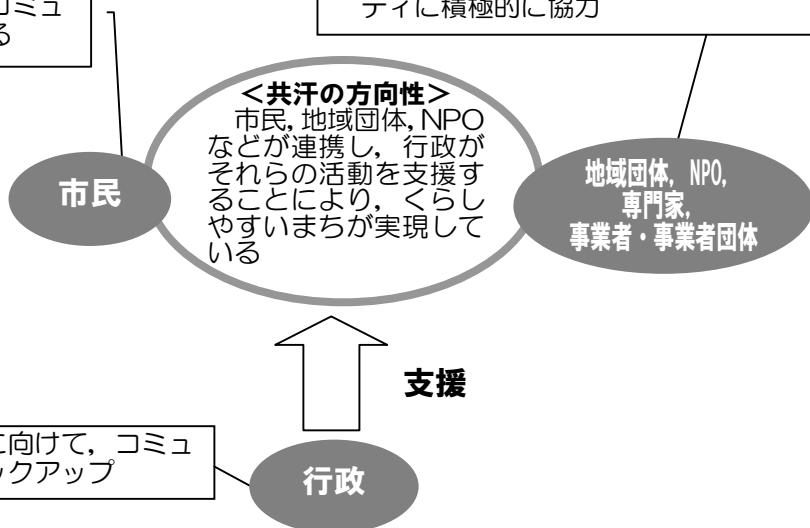
- さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

NPO やボランティア組織などさまざまな分野ごとの市民活動団体と町内会・自治会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している。

市民と行政の役割分担と共済

- 連携ネットワーク（一体的地域活動）を意識しながらコミュニティの中核を担う
- 安心・安全なまちづくりに向けて積極的に取り組む
- 「みずからも地域の一員」との認識の下、コミュニティに積極的に協力

- 地域づくり活動など、コミュニティに積極的にかかわる



推進施策

1 いきいきと活動する地域コミュニティづくり

地域の安心・安全をはじめ、住みよいまちづくりの基本となる地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティが自主的に行う加入率向上や担い手づくりのために行う活動など、円滑な運営のために行う取組や新たな地域コミュニティづくりに対し、まちづくりアドバイザーの助言や地域におけるさまざまな居場所づくりなどの支援を行う。

また、地域コミュニティが、NPO や市民活動団体をはじめとする関係機関と連携した取組ができるよう、一層の支援を行う。

さらに、マンション等集合住宅の住民と地域コミュニティとの交流を図るための支援を行う。

2 すべての市民活動団体の活性化

NPO、ボランティア団体等、公益活動を担うすべての市民活動団体が活発に取組を開けるよう、市民活動総合センターを中心に情報収集・提供、相談、育成、交流、連携の促進などの支援を行う。

3 地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップ

「地域のことは地域で守る」、「地域のことは地域で決める」ために自主的に取り組む地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップを確立するため、京都市が新たにしくみづくりや支援機能の強化を図る。

政策分野5 市民生活の安全

～地域が支え合う、だれもが安心してくらせるまちをめざす～

基本方針

地域コミュニティを活性化するとともに、関係機関が連携し、犯罪、事故、消費者被害などを未然に防ぎ、必要な情報提供、支援を行うことで、市民が自立し、だれもが安心してくらせるまちづくりを進める。

現状・課題

近年、住民相互のつながりが希薄化し、地域の絆も弱体化していると言われているなか、災害時に助け合うとともに、子どもを狙う犯罪、高齢者の孤独死、事故などを防ぎ、地域を守るためにも地域が活気にあふれ、「地域力」を取り戻すための方策が求められている。

犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故発生件数・死者数は減少傾向にあり、市民の体感治安は改善傾向にあるが、さらなる安心・安全なまちづくりに向けた取組に力を入れる必要がある。

消費者被害に遭ったひとのうち、消費生活センターに相談したひとは約14%しかいないため、相談窓口を効果的に周知する必要がある。相談窓口の周知により、潜在している被害が顕在化し、一時的に相談件数が増加することが見込まれるもの、被害自体を減らすことにより、相談件数が減少していくことが求められる。

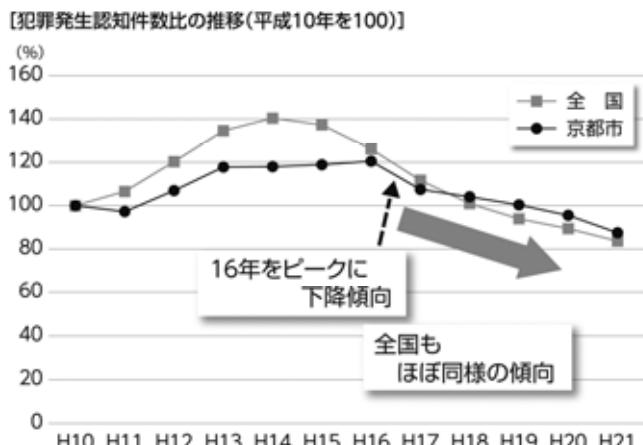
市民が消費者被害に遭わないための知識を備える必要がある。消費者啓発事業への参加の促進や、高齢者等への地域での見守り活動の充実により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが必要である。

市民に最も身近な行政機関である区役所は、市民生活に密着した行政サービスを提供するとともに、地域課題の解決に向けたまちづくり活動を支援している。

こうした支援も受けながら、地域団体をはじめとする多くの市民が地域でネットワークを形成し、防犯や事故防止に加え、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全にかかわるさまざまな課題に取り組み始めている。

一方、行政はこれらの課題ごとに担当部局・機関が異なっているのが現状であり、市民の目線で行政の縦割りを排し、横断的に施策・事業の融合を図る必要がある。

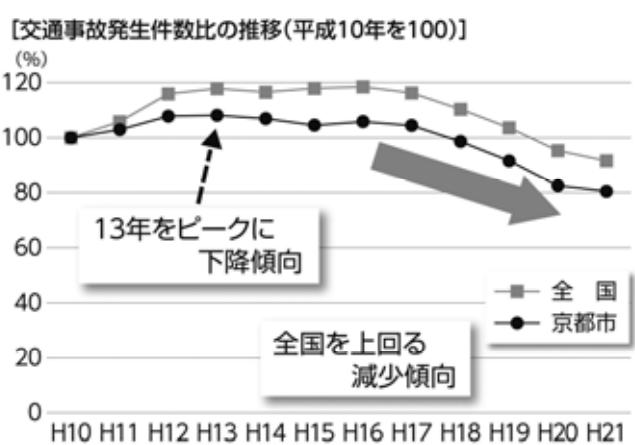
犯罪発生(刑法犯)認知件数は減少傾向



注 「京都市」は市内にある警察署の管轄区域内における犯罪発生(発生地主義)に関する件数の合計で、京都市外の一部に関するものを含む。

資料：京都市／京都府警察本部刑事企画課
全国／警察庁「平成22年警察白書」

交通事故発生件数は減少傾向



資料：京都市／京都府警察本部「市町村別交通事故発生状況」
全国／警察庁「平成22年警察白書」

消費者被害に遭ったときに消費生活センターに相談した

ひとは約14%

消費者被害に遭ったときの相談先（上位5項目）	割合
1 どこにも相談することも伝えることもしなかった	33.7%
2 販売店やそのセールスマンに伝えた	20.2%
3 家族、友人、民生委員、ホームヘルパーなどに相談した	17.3%
4 消費生活センターまたは国民生活センターに相談した	13.5%
5 メーカーに直接伝えた	11.5%
5 警察に相談または被害届を出した	11.5%

回答者：全国の15歳以上80歳未満の男女104人

資料：平成20年版 国民生活白書

みんなでめざす10年後の姿

1 お互いに助け合えるまちになっている

活性化した地域コミュニティのもと、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の支援を必要に応じて受けつつ、安全意識をもった市民がお互いに助け合えるまちになっている。

2 交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちになっている

お互いに助け合えるまちを土台として、市民みずからの行動に、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の連携もあいまって、交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちとなっている。

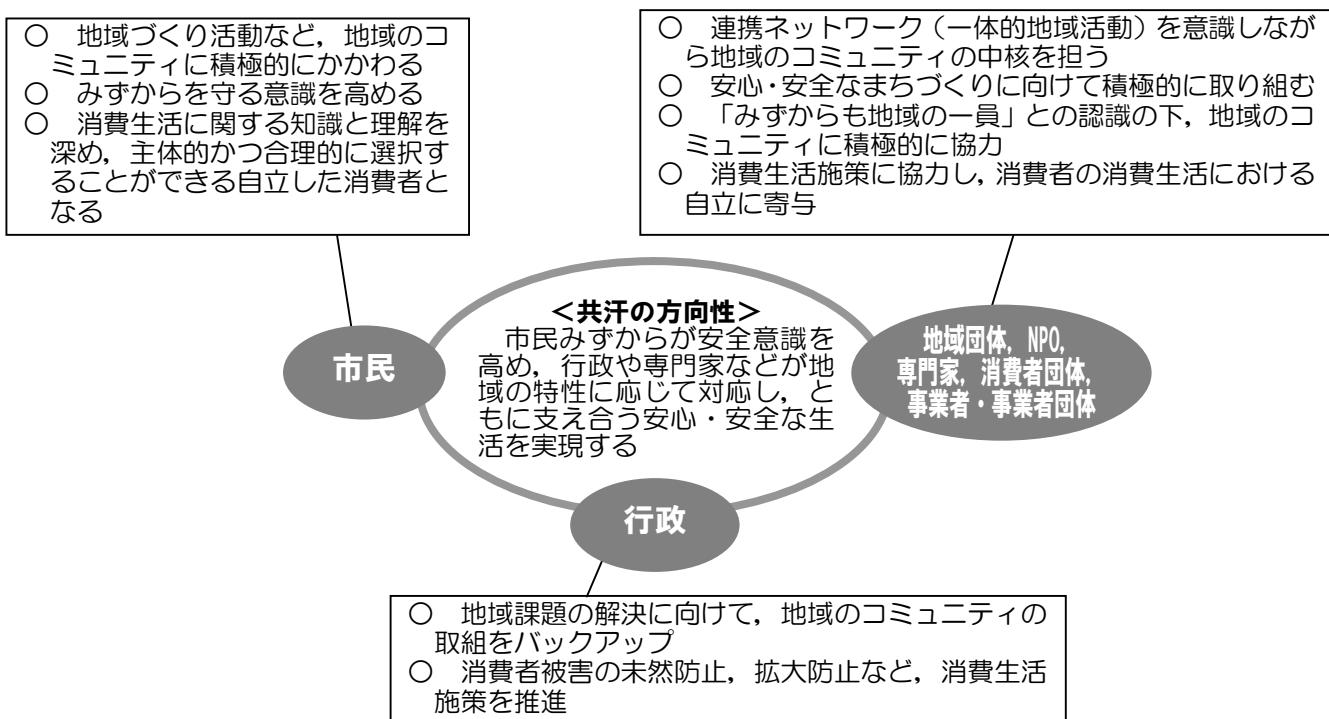
3 消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している

悪質商法に関する手口やその対処法に関する迅速かつ適切な情報提供により、消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに、万一被害に遭った場合の救済体制が充実している。

4 自立した消費者が育っている

消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識の普及により、主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者が育っている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 生活安全（防犯・事故防止）の推進

(1) 犯罪の芽を摘み取る取組の推進

京都府警察による犯罪摘発や防犯の取組を基本としつつ、京都市と関係機関が連携しながら、防犯に関する知識を市民に啓発するほか、子どもや高齢者などを対象とした安全を守る取組や、公園整備や道路照明灯などの防犯に配慮した環境づくり、暴力追放のための運動などを推進する。

とくに、多くの市民や観光客が訪れる、犯罪発生の可能性が高い繁華街については、繁華街（商店街）の振興においても「地域の安心・安全の確保」を基本理念のひとつに位置付け、安心・安全なまちづくりをめざす。

なお、発生した犯罪の被害者については、支援に関する条例を制定するなど、社会生活にかかわる面での支援策に取り組むと同時に、犯罪被害を受けたひとびとへの支援の必要性を社会全体で理解するための啓発活動にも取り組む。

(2) 事故の発生を未然に防止する取組の推進

交通安全に関する市民の知識や意識を高めるため、普及啓発活動に取り組むなど、地域団体、京都府警察と京都市が連携して交通安全対策を推進し、交通事故の当事者となる可能性が高い高齢者をはじめ、市民ひとりひとりがルールを遵守し、正しいマナーを実践する交通事故のない社会をめざす。

また、防災、地域福祉などさまざまな地域の安心・安全にも留意しながら、地域の特性や実情に応じた生活安全の取組を展開する。

(3) 地域の連携ネットワークへの支援

防犯や事故防止をはじめ、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全にかかわるさまざまな課題に対処しようとする、地域における自主的な取組に対して、必要な人的・財政的支援を行う。

(4) 関係機関の連携の強化

区役所・支所、学校、警察署や消防署など、安心・安全にかかわるさまざまな関係機関は、行政の縦割りを克服し、施策・事業の融合を図るなど、連携を強化する。

2 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

(1) 消費者被害の救済及び防止

消費者被害の迅速かつ的確な救済を図るため、消費者がトラブルに遭ったときに安心して相談できるよう、相談機能の強化と相談しやすい環境の整備に継続的に取り組む。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法への対処をはじめとした消費生活に関する情報を京都市のホームページや電子メール、印刷物等、さまざまな方法により発信するとともに、消費者被害に関する注意喚起や高齢者等への見守り等、身近な支援のしくみづくりを推進する。

(2) 消費者の自立支援

消費者みずからが主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者の育成に向け、教育機関等との連携の下、各世代に応じた体系的かつ総合的な消費者教育を推進する。

さらに、消費者が、次世代の消費生活を見据え、食の安全や環境に配慮した行動を積極的に採り入れていくよう、学習機会の提供や環境に配慮した取組を推進する。

政策分野6 文化

～世界的な文化芸術都市として創生することをめざす～

基本方針

くらしのなかに文化芸術がいきいきと息づき、ひとびとの豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが、まちの活性化につながることをめざして、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進する。このような取組を通じて、京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生する。

現状・課題

京都は、他都市に比べて、豊かな文化資源を有する。芸術系大学が集積するなど、人材育成の機能も充実しており、市民、旅行者からも、文化芸術のまちとして広く認知されている。

機会があれば、京都の文化芸術に触れ、楽しみたいという市民が多いことから、文化芸術、とりわけ伝統文化をはじめ京都が有する文化に親しむ機会を拡充する必要がある。

市民、行政、芸術家、企業等が京都の文化芸術を支える力として、それぞれ特色ある取組を進めているが、それらの力が必ずしも全体としての向上に結びついていない。

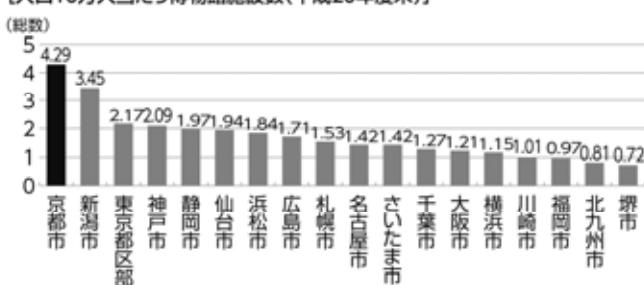
「文化芸術とひとびとの生活や地域との密接なつながり」という京都の特性が希薄化しつつあり、まち全体で芸術家や文化人を大切にし、育ててきた風土が失われるおそれがある。

京都市内には、国宝の約20%をはじめ、質・量とも国内有数の文化財が集積しているのに加え、文化財としての価値を有しながら、十分に調査が行き届いていない有形無形の文化財も少なくない。文化財の保存に係る経費や人材などの支援基盤が脆弱であることから、国のさらなる財政的支援や文化財を保存・活用するための専門的能力を有する人材の育成などが必要である。

国内外で「文化芸術によるまちづくり」を進め、文化首都や創造都市を標榜する都市が増える一方、京都では、都市化の進展等により、伝統行事の保存継承が困難となったり、歴史的価値の高い建造物や庭の消失が進んでおり、世界的な文化芸術都市として創生することが求められる。

人口当たりの博物館施設数は政令市中で最多

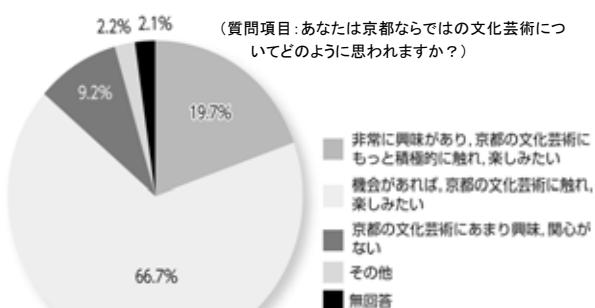
【人口10万人当たり博物館施設数(平成20年度末)】



資料:大都市統計協議会「大都市比較統計年表」(平成20年)

京都の文化芸術に触れ、楽しみたいと思う市民の割合が8割以上

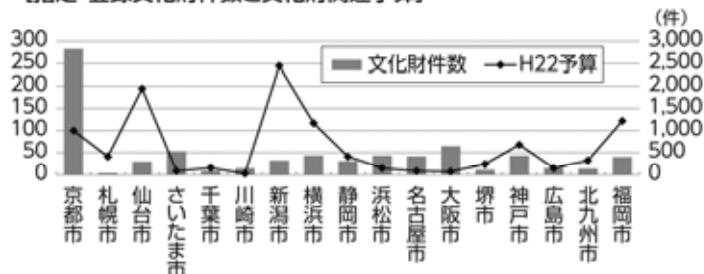
【文化芸術に対する興味・関心について】



資料:京都市「第1回市政総合アンケート」(平成18年度)

文化財件数に比して、文化財関連予算は少ない

【指定・登録文化財件数と文化財関連予算】



注 予算の数値は、京都市の予算額を100とした場合の指標

資料：指定都市文化財行政主管者協議会資料（平成22年度）

みんなでめざす10年後の姿

1 文化芸術にかかる活動が盛んとなっている

伝統的な文化芸術を継承・発展させ「和の文化」として世界に発信し、また、文化芸術の新たな創造活動が活発に行われるなど、文化芸術にかかる活動が盛んとなっている。

2 日常の生活シーンのなかに文化芸術がとけこんでいる

文化芸術が市民の生活や、身近な暮らしの場である地域のなかにしっかりと根付くなど、日常の生活シーンのなかに文化芸術がとけ込み、だれもがそれを楽しみ親しんでいる。

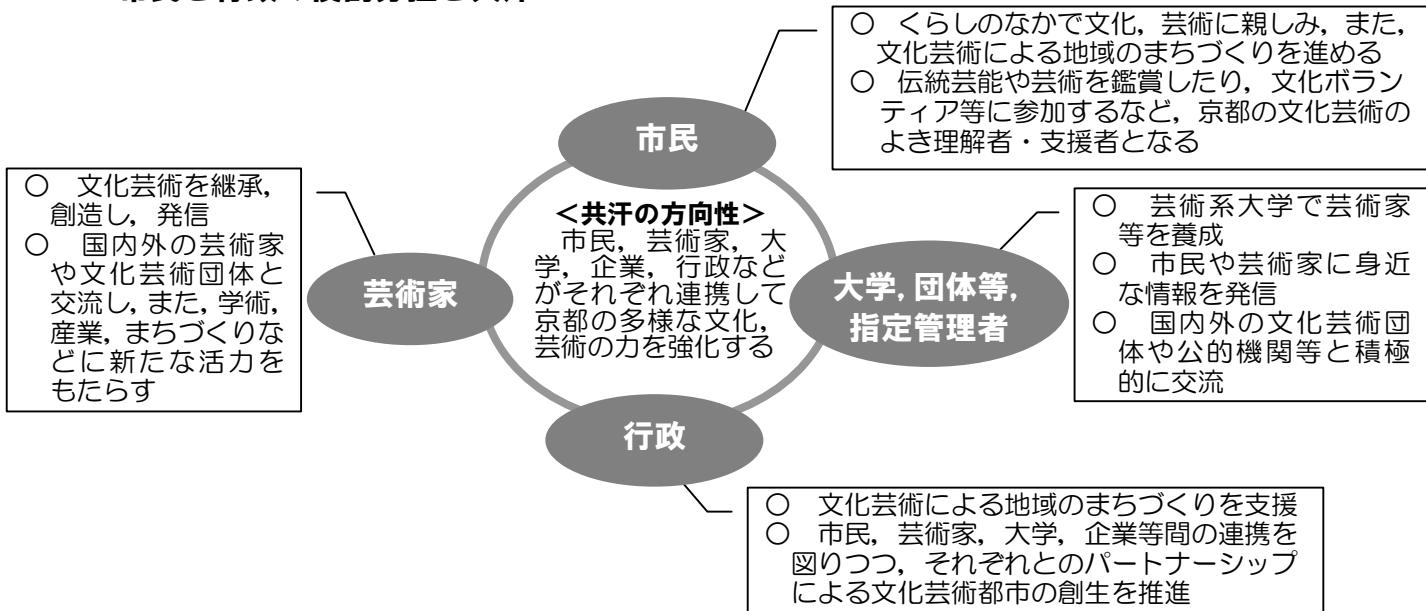
3 文化芸術によって社会全体が活気づいている

産業、大学との結びつき、独自の都市景観を生かすなど、文化芸術によって社会全体が活気づいている。

4 文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている

文化財の指定・登録がさらに進み、文化財の保存、活用に対する支援の輪が広がるなど、文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 すべての市民が京都のまちを支え、かつ誇りにできる文化芸術創造のまちづくり

(1) 多彩な文化芸術に親しみ、創造的な活動ができる環境づくり

地域ごとの特色あるくらしの文化が継承されるよう、京都の先人たちのくらしのなかから生み出され、受け継がれてきた文化に対する市民の関心と理解を深める取組を推進するとともに、地域の取組を支援する。

また、幅広い市民が世代を越えて多彩な文化芸術に気軽に親しむことができるよう、文化芸術の鑑賞、体験及び発表ができる機会を提供するとともに、文化芸術に関する市民の自主的な活動やボランティア活動を支援する。

(2) 優れた文化芸術を通じた子どもたちの感性と表現力の向上

文化芸術に対する子どもたちの感性を磨き、表現力を高めるため、京都が有する豊かな文化芸術の資源や人材を生かし、学校、地域その他のさまざまな場において文化芸術に関する教育を推進するとともに、子どもたちが優れた文化芸術のほんものの輝きに触れる機会を充実する。

(3) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

地域のくらしのなかに文化芸術がいきいきと息づき、そこで生まれる活力やにぎわいが地域の活性化に資するよう、文化芸術と地域のまちづくりとの連携を図るとともに、それぞれの地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場を提供するなど、京都ならではの文化芸術による魅力ある地域のまちづくりを地域住民との協働により推進する。

2 歴史に培われた和の文化の継承と新たな創造活動の支援

(1) 伝統的な文化芸術の保存と継承

伝統芸能、伝統文化やこれらを支える伝統工芸の技術を守り育て、継承していくために、次代を担う後継者の育成を支援するとともに、市民をはじめ広く国内外のひとびとが京都の伝統的な文化芸術を体験したり、身近に触れる機会を提供する。

(2) 新たな文化芸術を創出する場づくりとひとつづくり

京都で育まれた若い才能や京都が誇る重層的な人材が、個性豊かな文化芸術の活動を展開できるよう、京都芸術センターを中心として、芸術家・芸術関係者の育成や、芸術作品の制作・練習の場の提供等の支援を行う。

また、「大学のまち」や「ものづくり都市」の特性を生かして、学術研究や産業と文化芸術が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す環境を整備する。

3 世界的な交流を視野に入れた文化芸術環境の向上

(1) 文化芸術の交流の促進

国内外の芸術家の受入れや京都で活動する芸術家の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施など、文化芸術に関する国内外の地域との市民や芸術家の交流を促進する。

また、歴史と現代が融合する京都の文化芸術に関して、国際的な関心と理解をより一層深めるため、京都の文化芸術に関する情報ネットワークを整備し、広く世界に向けて的確に京都の文化芸術の魅力を発信し、あわせて鑑賞や体験のための観光に活用する。

(2) 文化芸術環境の向上

京都のまち全体を文化芸術の活動の場としてとらえ、その拠点施設として、京都会館、京都芸術センター、京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館等が十分な役割を果たすよう、それぞれの文化施設の機能の充実を図る。

また、文化芸術に関するさまざまな活動を支える環境を整備するため、施設の運営に関して専門的な知識・技能を有する人材の確保と育成を図る。

4 かけがえのない文化財の保護、活用と伝承

(1) 文化財の保護、活用

文化財としての価値を有しながら、十分に調査が行き届いていない有形無形の文化財の実態把握のために、大学等と連携して調査を行い、重要なものについては、市の指定・登録文化財として保護し、将来的には、国の指定・登録文化財をめざす。

日本の歴史や文化にとって、かけがえのないこれらの文化財を活用して、京都の魅力を広く国内外に知らせるとともに、さらに文化財保護の気運を高める。

(2) 文化財にかかわる多様な人材の育成

文化財を生かした地域ごとの特色あるまちづくりを進めるため、文化財保護に不可欠な専門的能力を有する技術者を、大学や研究機関等との連携により育成するとともに、地域において、専門的知識を生かして文化財の調査や保存・活用策の提案ができる人材や文化財の公開等の活用事業に携わるボランティアを育成する。

政策分野7 スポーツ

～スポーツやレクリエーションに親しむ機会に恵まれたまちをめざす～

基本方針

「だれもが、いつでも、どこでも、いろんななかたちでスポーツやレクリエーションに親しめる環境を、みんなで支え合うまちづくり」を関係団体（地域のスポーツボランティア団体、競技団体、学校、企業など）や指定管理者と行政が一体となって進める。そのことにより、市民ひとりひとりがスポーツやレクリエーションそのものを楽しむことはもちろん、健康や感動など市民生活に豊かさをもたらすとともに、環境、教育、観光、経済などさまざまな分野の京都のまちづくりをより魅力あるものにする。

現状・課題

指定管理者制度※の導入により、効率的かつ利用者のニーズに応じた柔軟な施設運営が可能になった。一方、所管施設や設備の老朽化が進行しており、市民に満足していただける施設の供用や事業の展開が困難になる可能性がある。

生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツ、レクリエーション活動など、多様な利用者のニーズに応じた施設の提供がさらに必要である。一方、財政状況が厳しく、内陸都市であることから、活動用地の新たな確保が困難であるとともに、スポーツ施設設置に関して、府市協調の促進が必要である。

新しい気風を受け入れやすい土壤は、地域密着型プロスポーツチームを生み、西京極総合運動公園等で、市民がトップレベルのスポーツに身近に触れられる機会を増やしている。また、ネーミングライツ（命名権）の導入等、市内企業による支援が進みスポーツ振興に生かされている。

全国に類のない市民スポーツ団体として組織される「支えるスポーツ」の担い手である体育振興会は、地域におけるスポーツの普及・振興の大きな原動力となっている。また、区民体育祭（学区で行われる運動会）は、学区民が地域コミュニティに参画する、重要なきっかけづくりのひとつとなっている。一方、世代交代に伴い、体育振興会同様、体育指導委員、体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援が必要である。

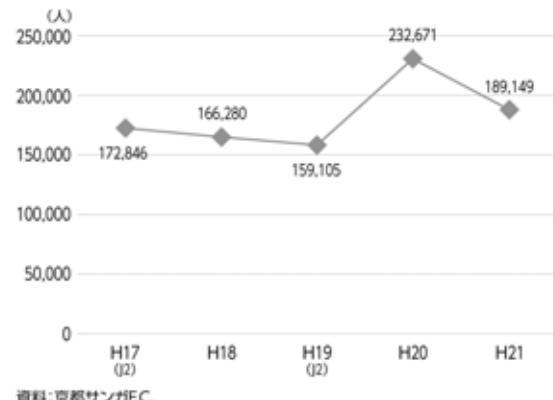
スポーツ施設(西京極総合運動公園)の稼働率は総体では横ばい傾向

施 設 名		17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
西京極 総合運 動公園	陸上競技場	28	25	27	30	30
	補助競技場	37	45	39	38	42
	野球場	38	54	54	56	64

(単位：%)

資料:京都市

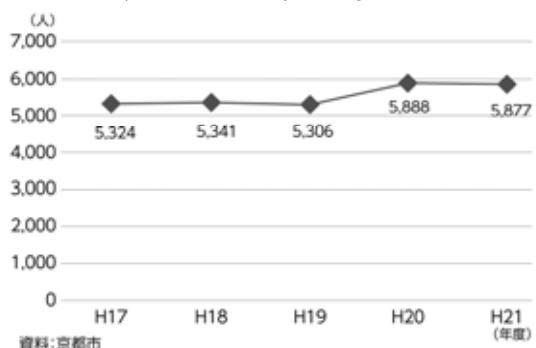
プロスポーツイベント(京都サンガ F.C.試合)の入場者数は平成 20 年に過去最高を記録



資料:京都サンガF.C.

※ 指定管理者制度：公の施設の管理運営に民間等の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図るための制度

市民スポーツフェスティバル(メインフェスティバル)には 6,000 人近くの市民が参加



みんなでめざす10年後の姿

1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツを楽しんでいる

市民が、それぞれの年齢や個性、環境に応じて、スポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供や施設整備により、スポーツやレクリエーションを楽しむことができている。

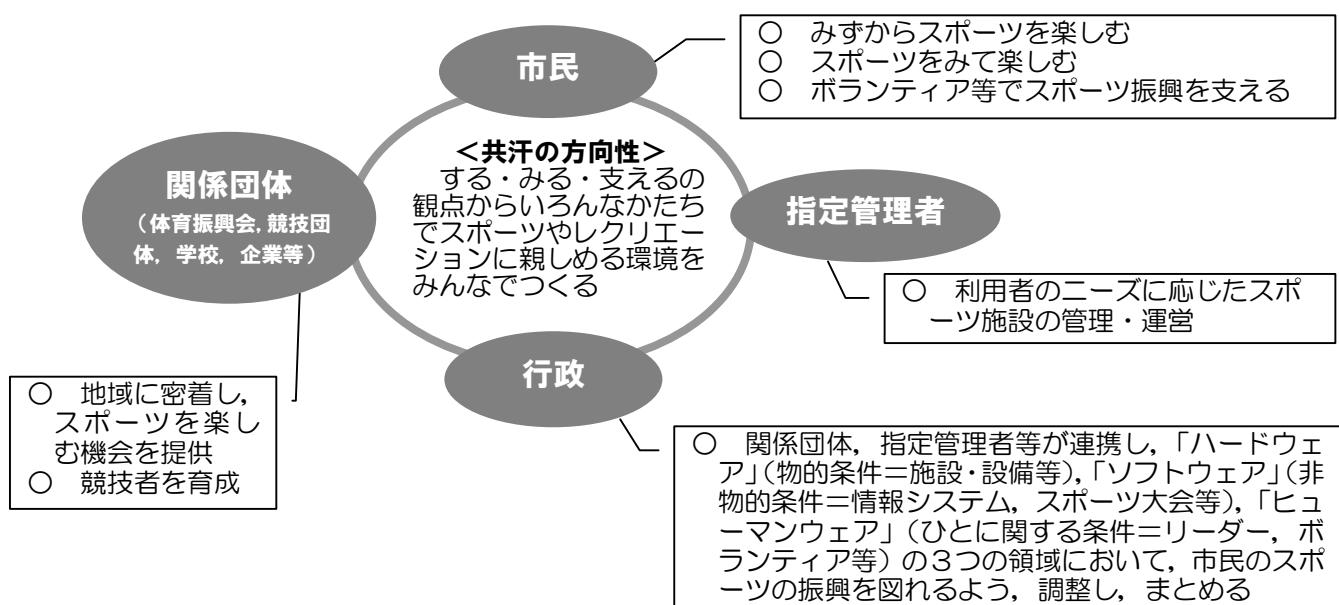
2 トップレベルのスポーツに身近に触れられている

市民が、プロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れることができている。

3 多様なスポーツ活動を支え合い、ひとつひととがつながっている

市民が、相互に多様なスポーツ活動を支え合い、スポーツを通じてひとつひととがつながっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）

(1) 施設の効果的・効率的な整備

老朽化の著しい京都市のスポーツ施設・設備について、アセットマネジメント（施設の効率的な管理）により限られた施設の延命と有効活用を図る。また、太陽光発電やエネルギー効率のよい設備の導入等を積極的に図るとともに、施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザイン※の理念に沿った施設のあり方を追求し、ひとつ環境にやさしいスポーツ施設となるよう、改修・整備を進める。

(2) スポーツをみずから楽しむ機会の提供

体育振興会、学校、大学、競技団体等との連携により、新たなウォーキングコース・ジョギングコース、体操ひろばの設定、ニュースポーツの普及・振興の取組を強化することなどにより、市民が気軽に体を動かす機会の増加を図る。

また、施設の空き情報や予約案内等利用者のニーズに応じた情報提供を行う。

(3) スポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成

スポーツの楽しみ方や健康に関する指導からアスリート（競技者）の育成のための専門的な指導まで、市民のスポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成・活動支援を行う。

2 トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）

(1) 競技環境と観戦環境の充実

国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催が可能となるよう、西京極諸施設（京都市体育館、野球場、陸上競技場兼球技場、京都アクアリーナ）の競技環境と観戦環境の充実を図るとともに、施設使用日程の早期確保、関連施設である伏見桃山城運動公園野球場、宝が池公園球技場等の充実、会場へのアクセス改善等に取り組む。

(2) 総合スポーツイベントなどの開催

京都を本拠とする地域密着型プロスポーツチームの振興に取り組むとともに、競技団体等と連携して国際的又は全国的な規模の競技大会の京都での開催の継続はもとより新規誘致についても積極的に検討する。

また、市民スポーツの振興はもとより、京都経済の活性化や京都ブランドのさらなる向上を図ることを目的とし環境にも配慮した、参加者、応援者、市民が一体となって楽しめるマラソンといった総合スポーツイベントを実施する。

(3) 競技スポーツへの支援とその魅力の活用

国際的又は全国的な規模の競技大会の開催に取り組む競技団体やプロスポーツチームの民間企業による支援の促進を図る。

また、子どもたちの憧れやアスリート（競技者）の目標となる京都ゆかりのトップアスリートを顕彰するとともに、その力をスポーツ振興をはじめとする京都の発展に生かす取組を進める。

3 多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）

(1) だれもが利用しやすい施設の提供

市民のライフスタイル（くらし方、生き方）、生活時間の変化により多様化する要望にこたえるため、施設の管理・運営を柔軟なものとし、良質なサービスが提供できるよう、施設の指定管理者との連携を図る。

※ ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

(2) スポーツを支えるしくみづくり

市民スポーツの振興に貢献のある個人・団体に対する表彰制度の充実に取り組むとともに、各種大会・スポーツイベントへの市民ボランティア募集や体育指導員制度の一層の充実に努める。

(3) スポーツを支える組織の人材の確保・育成

支えるスポーツの担い手であり市民スポーツの普及・振興に大きな役割を果たす体育振興会、体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援を進める。また、各種スポーツイベントを支える市民ボランティアの活躍を支援する。

活性化

政策分野8 産業・商業

～新たな価値をつくる都市をめざす～

基本方針

京都のまちに脈々と受け継がれてきた匠のわざ、企業のもつ優れた技術力、知の集積拠点である大学など、これまで築き上げてきた「京都力」を生かし、「ものづくり」、「ことづくり」、「ひとづくり」により、京都ならではの産業・商業振興を進める。また、市民の健康と豊かな食生活を維持するため、流通体制の整備を進める。

現状・課題

京都は、伝統産業から先端技術産業まで付加価値の高い全国有数のものづくり都市として発展してきた。そして、全事業所数の99%以上を占める中小企業は、京都経済発展の原動力として、大きな役割を担っている。

市内製造業の事業所数は減少し続け、ライフスタイル（くらし方、生き方）の変化等により伝統産業製品の需要は低迷している。また、小売業・卸売業の年間商品販売額の伸び悩みなどの課題も見られる。

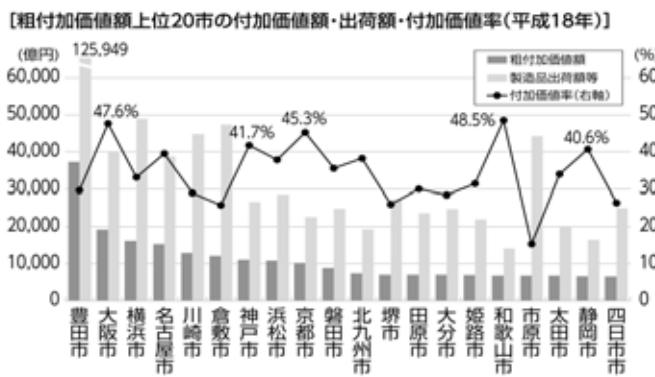
企業のもつ技術と学術研究機関の知を融合する产学公連携を進め、新たなイノベーション（技術革新）の創出を図ることや時代のニーズにこたえる伝統産業、さらには、地域の特性に応じた商業の活性化が求められている。

山紫水明の自然、美しい町並み、歴史や伝統を彩る数多くの文化・芸術など、京都のまちに息づいてきた「美」、「感性」、「知恵」を産業・商業振興に十分に生かし、付加価値を高めるための支援や環境づくりが必要である。

生鮮食料品等の輸入拡大、市場外流通が増加するなか、市民の「食の安全・安心」、「食育」への関心が高まり、中央卸売市場の整備や食文化の発信等、市場機能の強化が必要である。

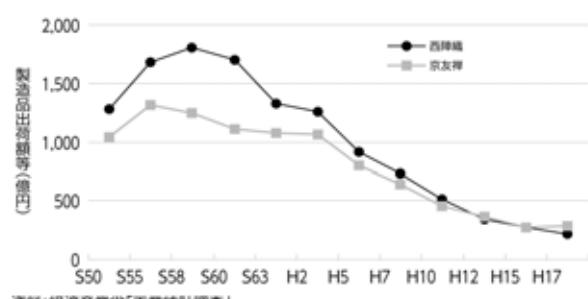
京都市の総人口は、平成17（2005）年（147万人）から緩やかな減少過程に入り、社会を支える層が減少すると予想されている。今後、生産性の低下を招き、経済が停滞するおそれがあることから、人口減少社会に的確に対応した雇用対策が求められている。

付加価値の高いものづくり(全国で粗付加価値額9位)



資料:経済産業省「工業統計調査」(平成18年)

厳しい経営が続く伝統産業



資料:経済産業省「工業統計調査」

伸び悩む商業



資料:経済産業省「商業統計調査」

みんなでめざす10年後の姿

1 産業連関都市として、生活の豊かさを実感できるまち

伝統産業から最新の技術をリードする先端産業までの幅広い業種に、大企業から中小企業までのさまざまな規模の企業が立地する重層的な産業構造をもち、それぞれの企業が相互に刺激を与え、連関し、さらに発展するとともに、生活の豊かさを実感できるまちとなっている。

2 付加価値の高いものづくりやサービスを創発するまち

企業のもつ優れた技術力や匠のわざと大学の知を融合し、環境、健康、食などさまざまな分野において、さらなるイノベーション（技術革新）により付加価値の高いものづくりやサービスを創発するまちとなっている。

3 京都ならではの「美」、「感性」を生かし、独自性と創造性を生み出すまち

1200年の悠久の歴史と豊かな自然のなかで息づいてきた京都ならではの「美」や「感性」を生かし、伝統産業を発展させるとともに、コンテンツやデザイン・意匠などの産業において、その独自性と創造性を生み出すまちとなっている。

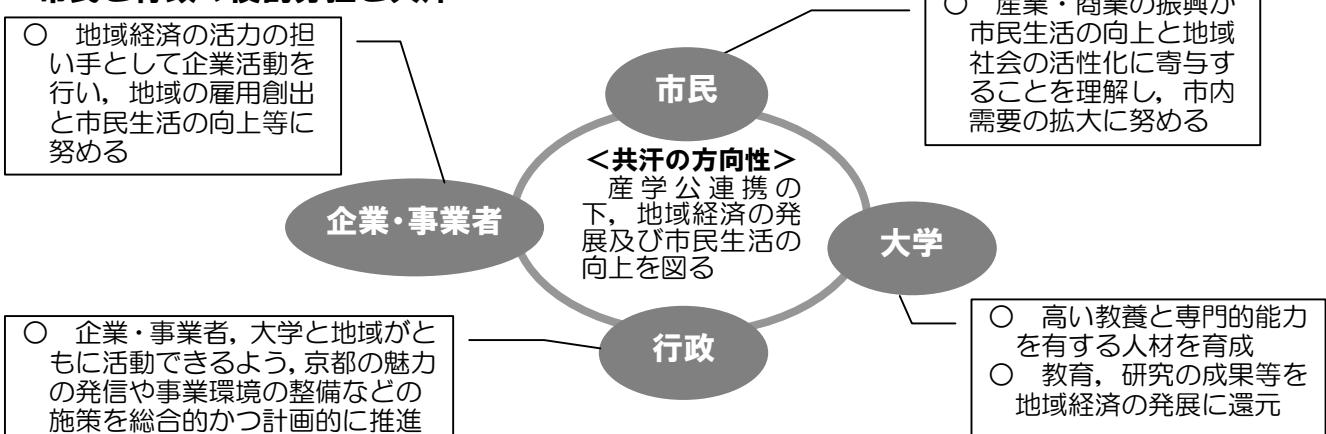
4 商いでにぎわい、魅力あふれるまち

若者から高齢者まで幅広い年齢層の市民や観光客が安心して買物を楽しむことができ、意欲をもつ商業者が才覚を発揮して元気に頑張れる魅力あふれるまちとなっている。

5 働くことを希望するすべてのひとが就業できるまち

より多くのひとが社会を支えるという観点から、新たな雇用の創出や雇用のミスマッチ（不釣り合い）を解消することで、若者、女性、高齢者、障害のあるひとを含め、働くことを希望するすべてのひとが就業し、その意欲と能力を最大限発揮できるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 多様で活力ある中小・ベンチャー企業の育成と発展支援

中小企業の経営の安定、向上を図り、地域の経済力を高めるため、中小企業への金融支援を行うとともに、産業支援機関等による経営支援や技術・研究開発支援、人材育成など、企業ニーズに即した支援事業を推進する。

また、未来の京都を担う有望な中小・ベンチャー企業等の発掘から育成までの一貫したハンズオン（専門家から直接手取り足取り指導を受ける）支援策を展開する。

2 産学公の連携による新産業の育成・振興と新事業の創出

産学公の連携の下、京都に集積する企業・大学・研究機関等の優れた技術と知的資産を生かして、イノベーション（技術革新）を持続的・発展的に創出するとともに、幅広い企業の連携を促進し、「環境・エネルギー」、「健康・介護」など社会課題解決型の産業成長分野に焦点を当て、付加価値の高いものづくり産業を育成・振興する。

また、コンテンツ、デザイン、文化芸術など創造的都市活動の分野において、京都の有する地域資源・産業集積を生かした、新産業・新事業の創出を図る。

3 京都の強みを生かした事業環境の整備

京都の強みを生かした産業振興を進めるため、産業支援機関の多様な支援機能を融合することで、産業技術研究所及び京都高度技術研究所のさらなる機能強化を図る。

また、大学、経済団体等との強固なネットワークを構築し、広域的さらには国際的な視点に立った産業科学技術研究拠点の整備や企業立地促進施策の充実、ICT（情報通信技術）の利活用の推進を図ることにより、新たな産業集積を生み出す魅力ある事業環境を整備する。

4 伝統産業の活性化と新たな展開の推進

京都の基盤産業である伝統産業の活性化を図るため、事業者等による創造的活動や海外市場を含めた販路開拓の取組に対する支援事業をはじめ、教育や学習の場等による普及啓発、技術の継承や後継者の育成、伝統産業活性化の拠点施設等の機能充実、優秀な技術者に対する表彰や奨励等の各種事業など伝統産業の活性化に関する新たな取組を積極的に展開する。

5 地域の特性に応じた商業振興

若者からお年寄りまで多世代に愛される京都ならではの「華やかな都市のにぎわい」を創出することをめざし、地域コミュニティとしてふれあいを大切にするなどまちづくりの観点から地域の魅力を高める商店街づくりや、環境への負荷の低減、次代を担う商業者の育成、都市間競争に勝つための都心商業地域の活性化などに寄与する取組を推進する。

6 ソーシャルビジネス（社会的企業）※への支援

まちづくりや商店街の振興等の地域活性化、少子高齢化や環境問題等に対して、経済活動を通じて対応していくことが重要であり、市民と協力しながら社会的課題を解決するソーシャルビジネスが生まれる環境づくりを推進する。

※ ソーシャルビジネス（社会的企業）：社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体

7 市民に安心していただける流通体制の強化

市民に安全で安心な生鮮食料品を供給するため、中央卸売市場の施設機能の維持・充実、季節や旬を重んじる京都の食文化の継承や食育の推進、産地への支援や市民への食情報の提供等の取組を進めていく。

また、商取引や社会生活のあらゆる面で行われる計量について、正しい計量の実施が確保されるよう、検査や指導等に努める。

8 雇用の維持・確保と新たな雇用創出に向けた取組の推進

若者、女性、高齢者、障害のあるひとを含め、働くことを希望するすべてのひとが就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用のミスマッチ（不釣り合い）解消のための取組をはじめとした雇用の維持・確保に努めるとともに、新たな雇用の創出に向けた取組を推進する。

政策分野9 観光

～いよいよ旅の本質※へ 世界が共感する観光都市をめざす～

基本方針

「5000万人観光都市」を実現した京都観光は、「量の確保」とあわせて、「質の向上」を図り、「旅の本質」を堪能できる世界で一番のまちをめざす。そのため、「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上に取り組む。

また、京都の都市特性を生かした世界に冠たる国際MICE※都市～国際会議、企業研修旅行、イベント等による国際集客都市～への飛躍をめざす。

現状・課題

年間入洛観光客数は、平成20（2008）年に5,000万人を突破した。平成21（2009）年は世界同時不況や新型インフルエンザの影響で4,690万人となったが、平成22（2010）年1月以降、力強い回復基調にある。

入洛観光客の特徴は、「女性が64.7%」、「50歳代以上が約半数、20歳代以下は約4分の1」、「日帰り73.7%、宿泊26.3%」、「平均宿泊数1.65泊」で、訪問回数では「10回を超えるリピーター」が半数を超える。

月別の入洛観光客数は、春・秋に多く、夏・冬は少ない。2月は11月の約3分の1。

主要ホテルの客室稼働率は、観光シーズンにはほぼ満室で、宿泊施設の確保が困難である。また、世界的に知名度の高いホテルや長期滞在者向けの施設などが少ない。

観光客の京都に関する感想では、「交通」、「道路」に関する評価が突出して悪い。

修学旅行客数は、対象生徒数が減少するなか、概ね100万人を維持している。一方、海外からの教育旅行の受入れは、少人数にとどまる。

宿泊外国人客数は、ここ5年で倍増するなど増加傾向にある。とくに欧米諸国からの人気が高い。今後中国人観光客の増加が見込まれる。

国際観光は世界各国で主要産業として成長するとともに、旅行で年間1億円以上消費する層が10万人以上も存在する。

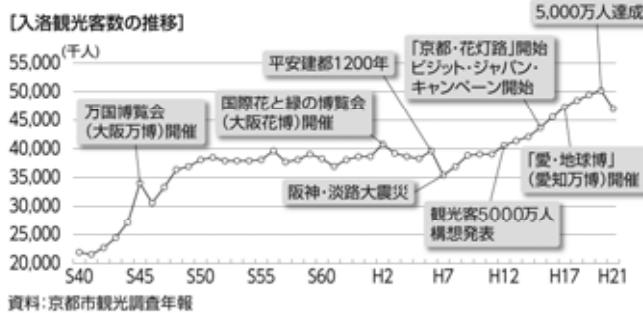
国際コンベンション※の開催件数は世界で20位以下、国内でも2位から4位に転落している。

※ 旅の本質：ひとに出会い、風景に出会い、心打たれる出来事に出会い、そして新たな自分自身に出会う。旅を通して、気付き、学び、癒され、元気をもらい、成長し、人生が深く、豊かになること。

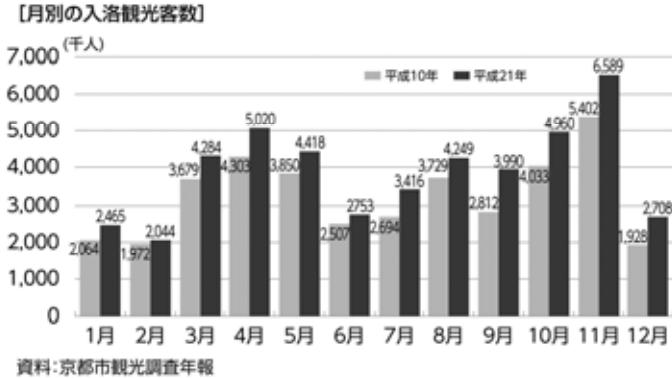
※ MICE（マイス）：企業のミーティング、企業研修旅行、国際会議、イベントなどの総称

※ コンベンション：国際団体、学会、協会が主催する総会、学術会議等

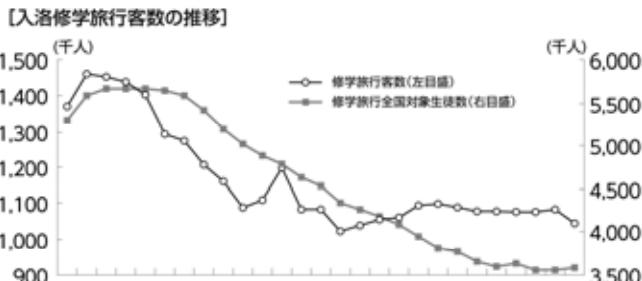
平成 20 年に 5,000 万人を突破



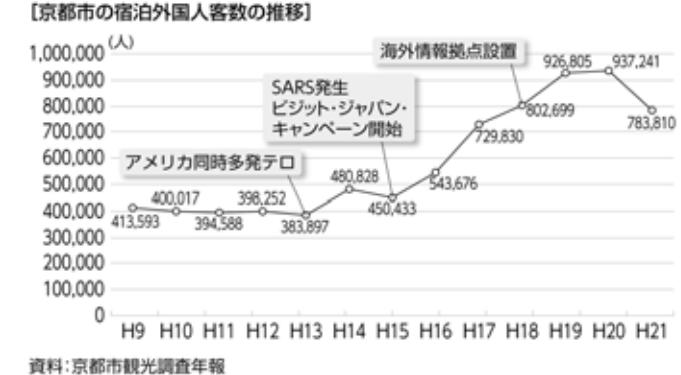
春・秋に比べ、夏・冬が少ない



対象生徒数が減少するなかでも、概ね 100 万人を維持



増加傾向にある宿泊外国人観光客



みんなでめざす10年後の姿

1 観光スタイルの質が高まっている

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在・宿泊し、京都の日常生活や文化、芸術、食、産業、知恵、自然など、ほんものとふれあう観光や、歩いて楽しむことをはじめとする「環境モデル都市・京都」にふさわしい環境にやさしい観光など、「質の高い観光スタイル」が定着している。

2 観光都市としての質が高まっている

今ある魅力が守り育てられるとともに、新しい魅力が創出され、国籍、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、だれでも、いつでも、不満なく、安心・安全かつ快適に京都の魅力を堪能でき、また市民にとっても暮らしやすい、さらに「質の高い観光都市」となっている。

3 京都観光の新たな主体として市民が存在感を発揮している

京都が有する世界に誇る財産を、子どもから学生、大人まで、市民自身がしっかりと享受し、知り、学び、楽しみ、市民が京都のファン・達人となっている。また、こうした市民が、観光客を温かく迎え、京都観光の新たな主体として存在感を発揮するまちとなっている。

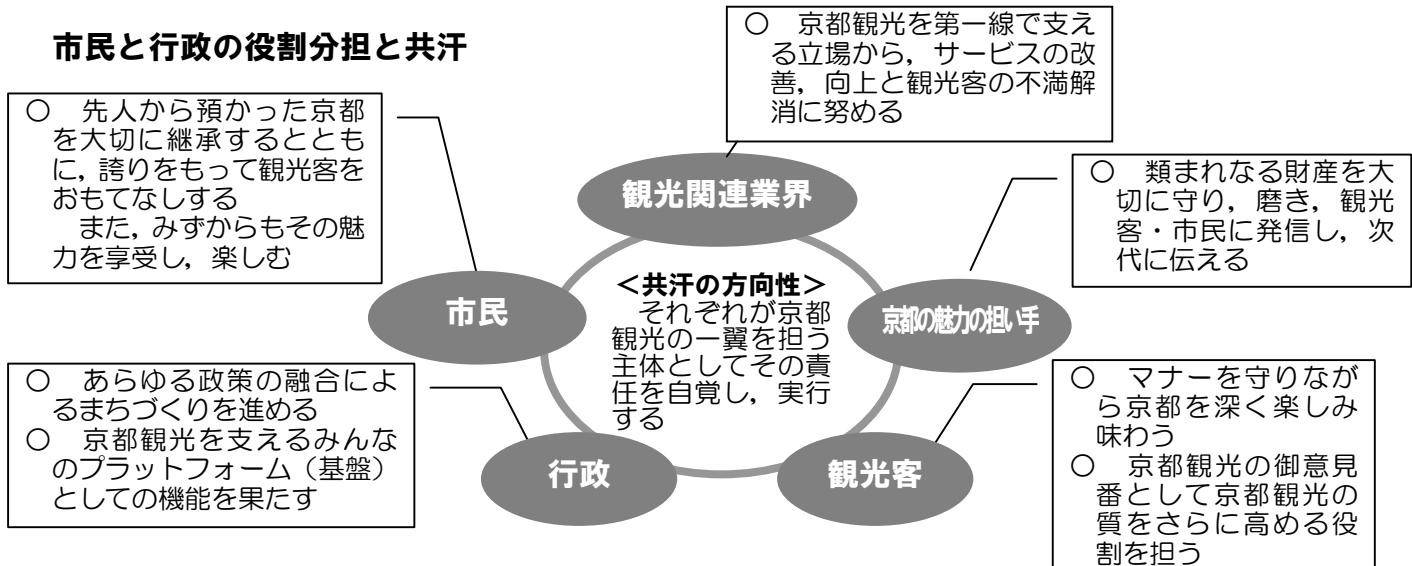
4 新たな京都ファンが創出されている

子ども連れの家族や若者・学生、若い女性、ラグジュアリー層※、ビジネス客など、新たな層が京都ファンとなっている。

5 世界に冠たる国際 MICE 都市となっている

5,000 人規模の国際会議場が整備されるとともに、世界的な知名度の高いホテルが誘致されるなど、京都の都市特性を生かした世界に冠たる国際 MICE 都市となっている。

※ ラグジュアリー層：経済力があるだけでなく、文化的素養が高く、京都がもつ奥深い魅力への興味・関心が高い層



推進施策

1 観光スタイルの質の向上

(1) 滞在・宿泊型観光の推進

日常生活のなかにこそ息づく京都の奥深い魅力を、観光客にじっくり体感いただく質の高い観光を推進するため、朝と夜の観光を進めるとともに、和風旅館の魅力向上や世界的な知名度の高いホテルの誘致、京町家の活用など多様なニーズに対応する宿泊施設の充実を図る。また、長期滞在メニューの開発など京都での連泊を促進する。

(2) 環境にやさしい歩く観光の推進

環境にやさしい移動手段であるだけでなく、まちかどに息づく歴史と伝統を、五感で堪能することができる最も贅沢な観光スタイルである「歩く観光」を推進するため、観光案内標識を拡充するなど歩いて楽しむための環境整備や公共交通の利便性向上、山紫水明の自然を歩く観光の推進に取り組む。また、観光客向けのエコ化の推進など、環境モデル都市にふさわしい観光スタイルを追求する。

(3) ほんものとふれあう観光の推進

「見る」観光から「ふれあう」観光への転換を図るため、体験・学習型コンテンツの充実など京都の文化や知恵、匠のわざを心で“みる”（看る、診る、視る、魅せる）観光を進める。また、京都人とのふれあいが魅力的な観光資源であることを踏まえ、地域ごとの個性を生かし、観光客が京都のくらしや伝統産業、農林業などものづくりを体験できる取組を推進する。

2 観光都市としての質の向上

(1) 快適な受入環境の整備

国籍、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての観光客が快適に京都の魅力を堪能し、「また来たい」という思いを抱いていたくため、観光客の不満解消、さらには市民生活の向上の観点から、クルマから公共交通への転換や公共交通の利便性向上、観光案内の充実、ユニバーサルツーリズム※の推進、美しいまちづくりを進める。

※ ユニバーサルツーリズム：すべてのひとが楽しめるようつくられた旅行のこと。年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが気兼ねなく参加できることをめざす。

(2) 新たな京都ファンづくり

京都の有する多彩な魅力をもっと多くのひとに知っていただくとともに、幅広い層に支えられた持続的な観光振興を図るため、新たな魅力の創出や誘致活動を展開し、子ども連れの家族や若者・学生、若い女性、ラグジュアリー層、ビジネス個人客など、新たな京都ファンづくりを進める。

(3) 市民が存在感を発揮する観光都市の実現

「京都人としてのたしなみ」に磨きをかけた市民が観光客を温かく迎え、京都観光の新たな主体として存在感を発揮する観光都市をめざす。そのため、子どもから大人まで市民自身が京都の魅力をしっかり享受し、楽しむ「市民の京都再発見」を進めるとともに、観光ボランティアの裾野を広げるなど、市民と観光客がふれあえる場を創出する。また、市民のおもてなし向上と観光客のマナー向上の気運を盛り上げる。

(4) 国内外への効果的な魅力発信

京都にこそ旅の本質があることを効果的に国内外に発信するため、ホームページの充実など情報発信ツールを整えるとともに、その内容を充実する。あわせて、夏や冬における京都ならではの魅力を活用したプロモーションをはじめ、京都の魅力をきめ細かく伝えるプロモーションや、修学旅行生や外国人観光客、ラグジュアリー層など、観光客の特性や市場ニーズに応じた効果的なプロモーションを実施する。

3 國際 MICE 都市～国際会議、企業研修旅行、イベント等による国際集客都市～への飛躍

MICE の誘致・振興は、京都ブランド・都市格の向上、市民生活の活性化、経済効果など、社会的及び経済的両面において京都の都市活力を支え、向上させるものであるとともに、京都観光の質の向上に寄与することが期待され、京都市の都市戦略として全市を挙げて MICE の誘致・振興に取り組む。

政策分野 10 農林業

いのち

～ひとと生命と環境を育む京の農林業をめざす～

基本方針

高齢化や後継者不足、農地や森林の荒廃進行に対処するため、職業として魅力ある農林業を再構築し、その魅力を発信することによりさまざまな担い手を確保する。

また、農林業のもつ多面的機能の維持と発揮により、資源循環型産業として社会や環境に貢献するとともに、市民の農林業に対する期待にこたえるため、市民の農林業への参画や農林業を通じた自然とのふれあいの機会を創出していく。

現状・課題

収入の不安定さや就労環境の厳しさ等から新規就労者が少なく、農林業従事者の高齢化と減少が続いていることから担い手の育成が必要である。

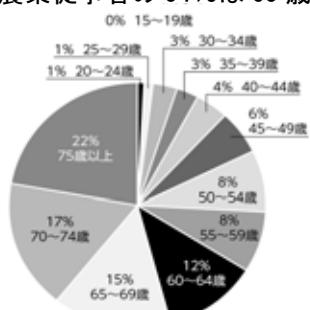
経営耕地面積が小規模で分散しているため、効率的な農業経営が必要である。

野生鳥獣や病害虫による農林産物被害や耕作放棄地が増加していることから、農地や森林を適正に管理する必要がある。

地球温暖化対策につながる森林整備のため、作業道整備等の条件整備が必要である。

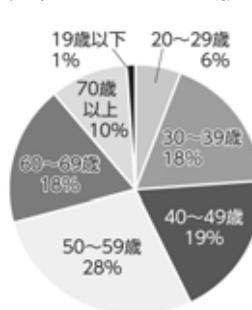
安心・安全な食を生み出す農業や森林保全活動に対する市民の関心が高まっており、市民が農林業に参加する機会を増やす必要がある。

基幹的農業従事者の 54%は 65 歳以上



資料:農林水産省「農林業センサス」
(平成17年)

林業労働者の 56%は 50 歳以上



資料:京都府林業統計(平成20年)

みんなでめざす10年後の姿

1 農林業の魅力創出で多様な担い手が育つ環境が整っている

京都ブランドなどを生かしグローバルな視点も加えた付加価値の高い農林産物の生産や、効率的作業の実現等により所得が増大し、農林業が産業として魅力あるものとなり、農林家に加えて一般市民からも多様な新しい担い手が育つ環境となっている。

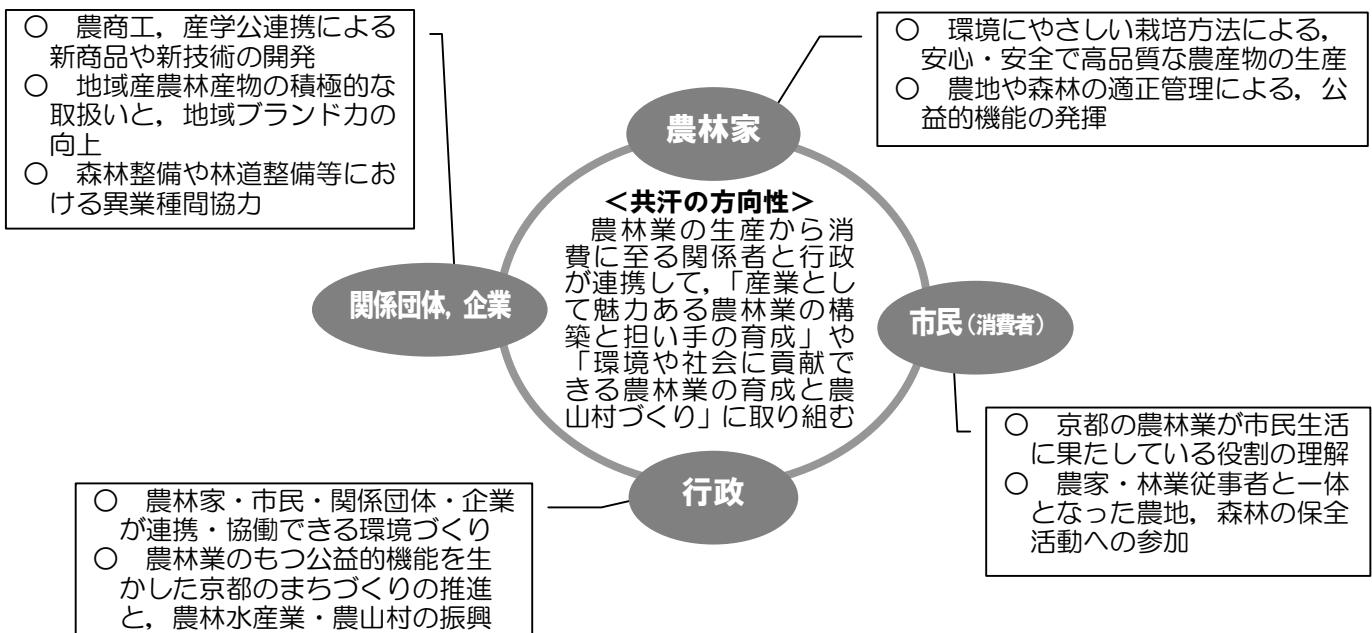
2 農林業が環境や社会に貢献できている

総合的な野生鳥獣対策の実施や、京の旬野菜の生産など環境に過度な負荷をかけない取組の普及、森林の多様な機能の向上につながる間伐等の森林の適切な整備と木材の活用が進み、農林業が環境や社会に貢献できている。

3 市民の農林業への参加と理解が進んでいる

市街地に残る農地や周辺を山に囲まれた京都の特徴を生かして市民農園など農林業に触れる機会の創出や、学校教育において農林業体験学習が実施されることにより、市民の農林業への参加と理解が進んでいる。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成

(1) 農林業経営の安定と向上

市民ニーズに合った付加価値の高い農林産物の生産や消費拡大に向けた取組を行うとともに、農林業の中核的な担い手への支援を充実させる。

また、近年深刻化している農林業の野生鳥獣による被害軽減を図り農林家の経営意欲の維持・向上を図るため、野生鳥獣害に対する総合的な対策を実施する。

(2) 農林業と他産業との連携

農商工や産学公連携による京都ならではの新商品開発や6次産業*化をめざす農林業者の支援を行うとともに、農林業と観光産業との連携を図る。

(3) 地産地消の推進

市内農林産物に関する市民の理解を深め、生産者と消費者の顔の見える関係を強化するため、市民への情報提供などを行う。

また、市内産農林産物のさらなる利用を促進するため、新たな販路の開拓を行う。

(4) 多様な担い手の育成

職業としての農林業の魅力を広く市民に啓発し、後継者や新規就業者、定年帰農者などの多様な担い手を生み出す機会の創出を図る。

とくに、中山間農業地域の活性化を促進するため、農地あっせんなどにより新規就業者が地域に定住できるような支援を行う。

2 環境や社会に貢献できる農林業の育成

(1) 環境を創造する農林業の推進

「環境モデル都市・京都」として環境や社会に貢献できる農林業を実現するため、間伐を促進するとともに、農業生産の段階における化石エネルギー依存からの転換を図る。

また、病害虫防除や森林整備など農林業の生産活動において地域環境への負荷を軽減させる取組や、資源循環型農林業を推進する。

* 6次産業：1次産業である「生産」、2次産業である「加工」、3次産業の「流通・販売」の3つの要素それぞれに総合的に取り組む事業形態を指す造語。1×2×3で「6」次産業となる。

(2) 農林業のもつ多面的機能を生かした地域づくり・ひとづくり

農林業のもつ水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などの多面的機能の市民啓発を推進するとともに、観光資源につながる農林業・農山村の魅力創出を図る。

また、京都三山や農山村地域の景観、生物多様性の保全・向上を図る。

3 市民との共汗で築く農林業

(1) モデルフォレスト運動など市民と連携した農地・森林の保全

市民が農作業に触れる機会を創出するとともに、農林業を支える市民ボランティアやNPO、企業との連携を進める。

とりわけ、京都モデルフォレスト運動※と連携した森づくりを推進する。

(2) 学校教育等との連携による農林業の推進

学校教育をはじめとするさまざまな学びの場との連携によって農林業を題材とした学習環境を整備するとともに、食文化の継承など食育活動を促進する。

※ 京都モデルフォレスト運動：森林から恵みを受けるすべての市民の参加により、森林を守り育てる運動のこと。

政策分野 11 大学

～大学の集積が都市の活力を支え高めるまちをめざす～

基本方針

悠久の歴史、伝統的な文化芸術、最先端技術等の京都の魅力とともに、「大学のまち京都」を発信し、国内外の学生をより多く受け入れ、先見性や創造性、卓越した指導力をもつ人材を育成する。また、集積された大学の知を新産業の創出や文化芸術の創造に生かすことにより、魅力と個性にあふれる「大学のまち・学生のまち」をめざす。

現状・課題

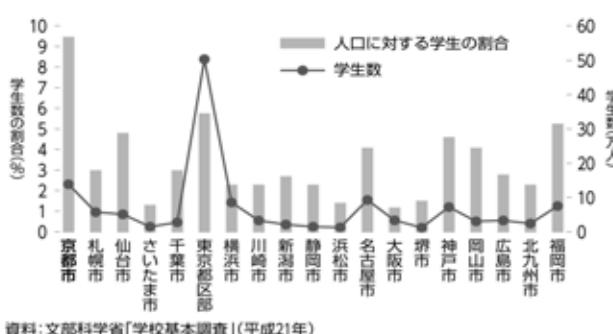
少子化の進展による学生数の減少や、国際的な大学間競争の激化により、大学の経営環境は厳しさを増している。京都市では、大学コンソーシアム京都を設立し、「大学のまち京都」のシンボル施設である大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）を拠点として、大学連携の力を生かした先駆的な取組を展開し、成果を上げてきたが、今後さらに、京都ならではの講義や伝統文化に触れる機会等、京都で学ぶ魅力を高める必要がある。

国の「留学生30万人計画」に連動して、京都市においても、大学と連携して、留学生の受入体制の整備、受入気運の醸成等、留学生の受入拡大に取り組む必要がある。

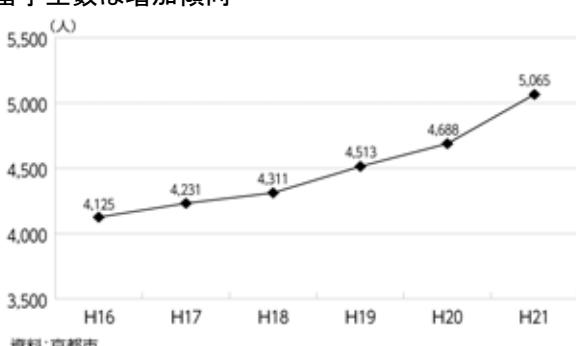
他都市に例を見ない人口の約1割に当たる学生のエネルギーが高まり、地域活動に生かされ、まちの活性化につながることが、京都のまちの発展の原動力である。さらに、京都は学生にとって、地域社会を支える人材として、社会人に求められる「人間力」を涵養する舞台となる必要がある。

京都経済の活性化に向けた、产学公連携の強化、大学教育における地域体験型授業の促進等、大学での取組を地域の課題解決やまちの活性化につなぎ、学生が社会で活躍できるような、大学と地域が連携するしくみづくりが望まれる。

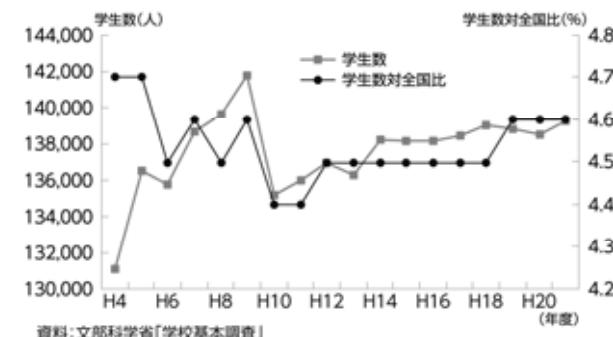
人口に対する学生数の割合は全国最高



留学生数は増加傾向



京都市の学生数は13万人台を推移
学生数対全国比は増加傾向



みんなでめざす10年後の姿

1 京都ならではの「学びの環境」が整った、憧れの「大学のまち」

個性あふれる大学の集積と先進的な大学コンソーシアム京都の取組により「学びの環境」が充実していることに加えて、伝統的な文化芸術等に触れる機会に恵まれていることから、世界中の学生にとっての憧れの「大学のまち」となっており、卒業後も住み続けたくなるまちとなっている。

2 世界中から留学生が集まり、国際社会で活躍する人材が育つまち

世界中に京都のまちや大学の魅力が発信され、高度な教育研究機能に加え、生活環境が充実していることから、世界中から留学生や研究者が集まっている。これにより、大学を通じた国際的な交流が広がり、国内外の若者が歴史的・文化的環境を楽しみながら切磋琢磨し、国際社会で活躍する、京都大好きな人材が育っている。

3 世界に貢献する学術研究都市京都

京都の各大学における高度な学術研究の成果は多岐にわたり、京都のみならず日本、さらには世界に貢献している。

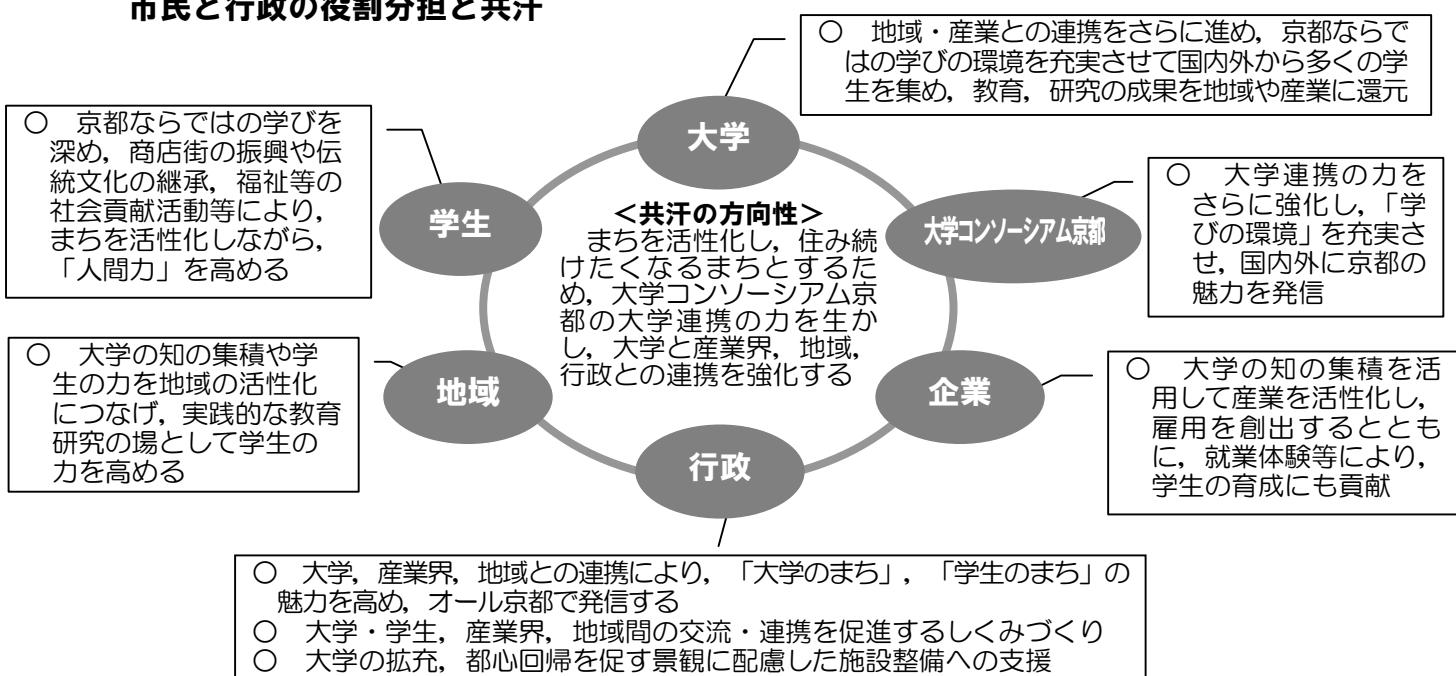
4 まち全体で育てた学生の力による、活気あふれる京都

学生の社会貢献活動の支援や学生と地域、NPO 等との交流の促進、産業界と連携した、社会・就業体験の機会の充実など、オール京都によるひとつづくりのシステムが構築され、学生の「人間力」が向上するとともに、学生のパワーが生かされて地域が活性化している。

5 京都の発展を支える产学公地域連携が進んだまち

大学の知の集積を生かし、ベンチャー企業が育ち新産業・知恵産業が創出され、京都の産業界が活性化し、学生の雇用へつながっているとともに、大学が、京都のまち全体を教育研究のフィールドとして学生を育てながら、このことが地域の発展にもつながっているなど、产学公地域連携がますます進んだまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 京都で学び、住み続けたくなる「大学のまち」の実現

(1) 大学連携の力を生かした「学びの環境」の充実

世界中の学生が学びたくなる「大学のまち京都」を実現するため、個性あふれる大学が集積している利点を生かして、海外との遠隔授業や単位互換制度へのインターネットの活用、教職員の能力向上の取組強化や、伝統的な文化芸術等を生かした京都ならではの学習プログラムの創出など、大学コンソーシアム京都による先進的な取組を支援し、さらに進めることにより、「学びの環境」を充実する。

(2) 「大学のまち」の推進のための大学への支援

大学施設の拡充と市内への回帰を促し、京都のまちでさらに多くの学生が学べる教育環境を充実させるため、都市計画上の規制等の弾力的な運用をはじめ、市有地の活用も含めた総合的な支援を実施する。また、大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）を活用した大学連携への支援を行う。

2 大学の国際化に向けた人材育成と留学生等の受入拡大

大学の国際化に向けて、各大学独自の取組に加えて、海外の大学コンソーシアムとの交換留学プログラムの開発等により、日本人学生の留学を促し、国際社会で活躍できる人材育成を進める。

また、海外への「大学のまち京都」の魅力発信を進めるとともに、留学生や研究者が京都で安心して学び、研究することができるよう、生活関連情報の提供などの支援を行うことにより、受入拡大を図る。さらに、留学生活の充実と京都との絆を深めるきっかけづくりとして、留学生と日本人学生との交流促進や京都の文化芸術に触れる機会を提供する。

3 学生のパワーで活気あふれる「学生のまち」の実現

学生の在籍数が人口の約1割に当たる京都において、学生のパワーでまち全体が活性化している「学生のまち」を実現するため、社会貢献活動やまちづくり活動をはじめとする未来の京都づくりにつながる学生の主体的な活動を、活動拠点や情報の提供、大学の垣根を越えた学生の交流促進等により支援する。

4 産業の振興と大学教育の充実に向けた产学公地域連携の推進

(1) 産業の振興による学生の雇用の創出

大学の知の集積を生かして、ベンチャー企業の育成や京都特有の産業の振興と技術の継承、コンテンツ産業等の新産業・知恵産業の振興を産学公連携のもとに推進する。また、産業界と連携し、学生の社会・就業体験の機会を充実することにより、産業の振興と学生の雇用創出を図る。

(2) 大学教育の充実につながる大学と地域との連携の強化

大学教育の充実のため、京都のまち全体を研究の実践、体験の場とする教育活動が、学生が社会人として活躍する力を培うとともに、地域の主体的な取組にも結びつくよう、大学と地域との連携などの先進・成功事例の発信等を行う。

政策分野 12 国際化

～住むひとにも、訪れるひとにも魅力的な国際都市をめざす～

基本方針

1200 年を超える歴史のなかで京都が蓄積してきた日本の文化を広く発信し、世界の国々からの訪問者を積極的に受け入れ、多彩な交流機会を通して新しい文化を創造し続ける国際都市をめざす。また、市民の外国文化に対する関心や理解を高め、多文化が息づくまちづくりを推進する。

現状・課題

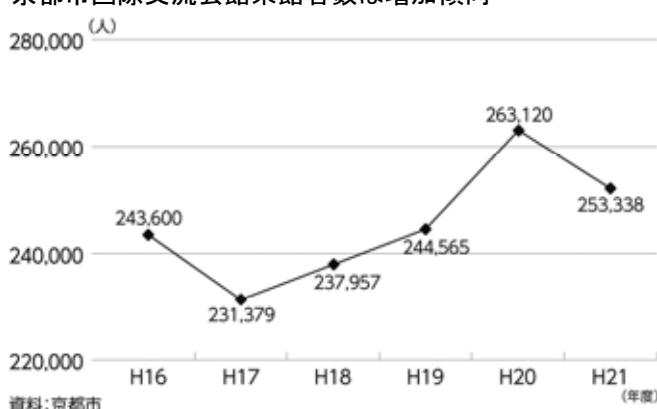
ICT（情報通信技術）や交通手段の進展等により、経済、文化、教育、観光等あらゆる分野で、国境を超えた世界規模での活動が進み、都市間の競争が厳しさを増すとともに、国際交流の機運はますます高まっている。

観光客や国際会議参加者、留学生、研究者など外国からの訪問者を受け入れる、多言語による案内や多様な宿泊施設など、受入環境の一層の整備が求められる。

国際交流に関する市民向けの情報提供や学校における国際教育をさらに充実させ、国際交流活動への市民参加の促進と、ホームステイの受入れや日本文化の紹介をはじめとする国際交流ボランティアを増加させる必要がある。

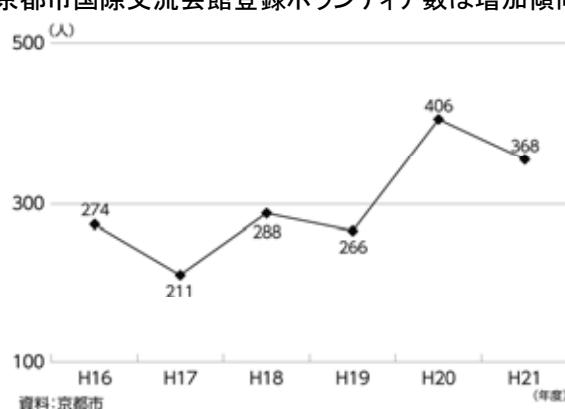
在日韓国・朝鮮のひとや留学生など、多くの国籍の外国籍市民がくらしており、言葉や文化の相違に起因した課題の解決や、地域における交流の機会が求められている。

京都市国際交流会館来館者数は増加傾向



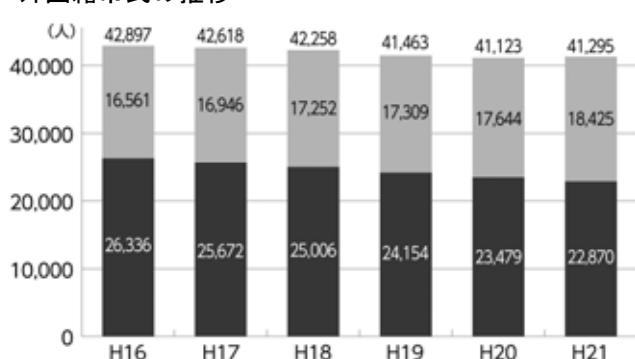
資料:京都市

京都市国際交流会館登録ボランティア数は増加傾向



資料:京都市

外国籍市民の推移



資料:京都市

みんなでめざす10年後の姿

1 世界中のひとびとを引き寄せるまち

京都は、1200年の歴史のなかで、国内外からさまざまな文化を取り入れ、独自の豊かな文化を築き上げてきた。この国際都市としての蓄積を継承し、多様な文化を積極的に受け入れ、その魅力を向上させるとともに、積極的な情報発信を行い、受入環境が充実して、海外からの観光客や留学生など、世界中のひとびとを引き寄せるまちとなっている。

2 国際社会に大きく貢献するまち

京都市が会長都市を務める世界歴史都市連盟を通じた活動をはじめとする、国と国との関係を超えた都市間交流により、世界平和や人権、環境、歴史文化資産の継承等に関して、国際社会に大きく貢献するまちとなっている。

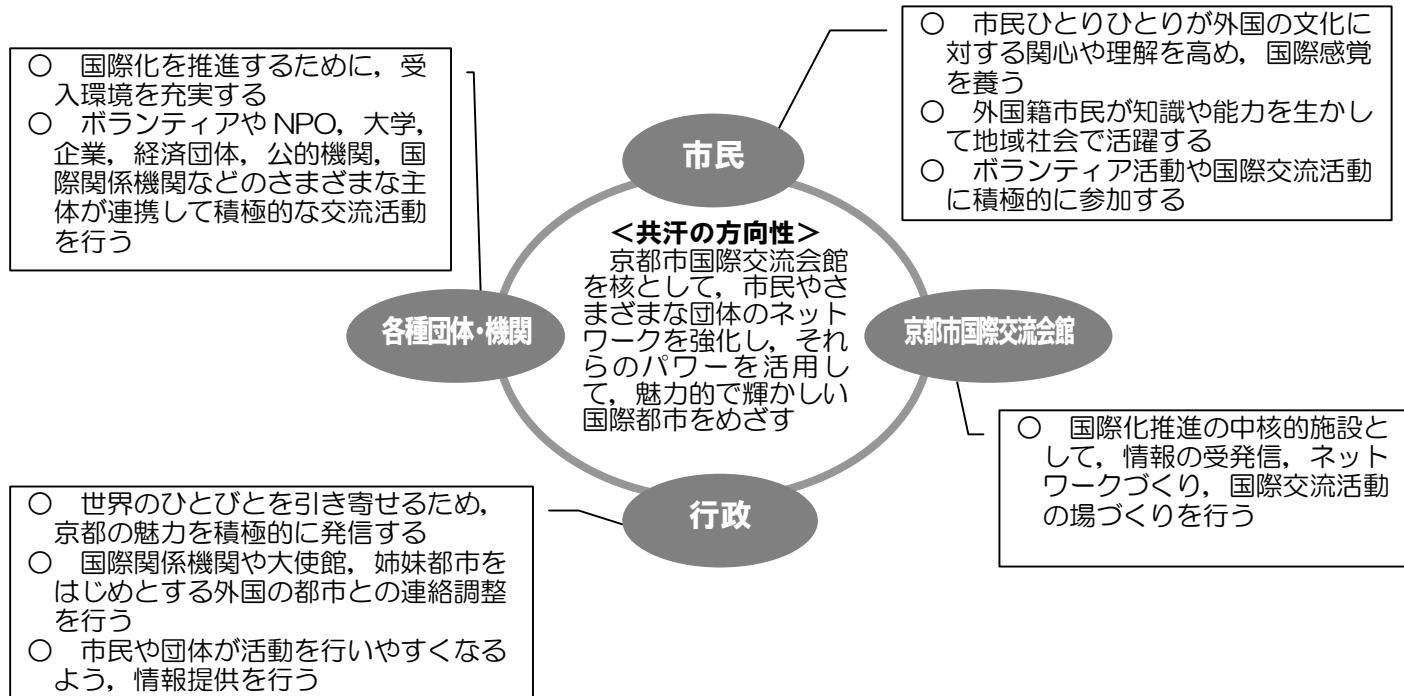
3 多文化が息づくまち

市民の外国の文化への関心や理解度が高まるとともに、外国籍市民や日本国籍を取得した外国にルーツをもつ市民が、存分に知識や能力を生かして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れる、多文化が息づくまちとなっている。

4 市民、民間レベルでの国際交流が定着したまち

国際交流拠点である京都市国際交流会館の活用や、行政のサポートにより、姉妹都市をはじめ世界各国からひとびとが集い交流する機会を拡充するとともに国際感覚をもった人材を育成することで、ボランティア、NPO、学校、企業、文化・伝統行事・まちづくりを支える団体等が活躍し、市民、民間レベルでの国際交流が定着したまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 世界中のひとびとを引き寄せる京都の魅力の向上と発信

世界中のひとびとを引き寄せるまちとするため、景観、文化、観光の三分野の施策を重点的に推し進めるほか、京都議定書誕生の地としての先進的な環境対策を推進するなど、京都がもつさまざまな魅力を向上させるとともに、多様なメディア（情報媒体）の活用や留学生・研究者、企業の駐在員等、ひとつひととのつながりによる効果的な情報発信を行う。

また、国際交流の拠点・コンベンション機能の充実をはじめ、海外から訪問されるひとが、より快適に行動できるよう、観光案内標識のグレードアップや観光情報の多言語化、おもてなしの向上に努めるなど、企業・市民とともに、受入環境の充実を図る。

2 市民主体の国際交流・国際協力の推進

市民、民間レベルでの国際交流が定着したまちとするため、姉妹都市交流をはじめ、特定分野において民間団体等が主体となるパートナーシティ交流を促進するとともに、京都市国際交流会館を核として、情報の受発信の充実や各種団体とのネットワークの強化を図るなど、世界各国のひとびとが交流する機会の拡充を行う。また、市民が国際理解を深める機会の提供や学校間交流の推進などを通じて、国際感覚をもった人材を育成する。

さらに、国際社会への貢献をめざし、都市の発展に寄与する技術交流・経済交流の促進や、世界歴史都市連盟の活動をはじめとする京都の都市特性を生かした国際協力を推進する。

3 外国籍市民等がくらしやすく、活躍できる多文化が息づくまちづくりの推進

多文化が息づくまちとするため、多言語による情報提供・相談事業などのコミュニケーション支援や文化・言語の相違に配慮した福祉・保健・医療、防災対策等の生活支援の充実により、外国籍市民や日本国籍を取得した外国にルーツをもつ市民が、くらしやすいまちづくりを推進する。

また、あらゆる市民がさまざまな国の文化に対する関心と理解を深めるための、学習機会や地域で交流し、ふれあう機会の充実を図る。さらに外国籍市民等が知識や能力を生かして地域社会で活躍できる機会の創出を推進する。

すこやか

政策分野 13 子育て支援

～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進める～

基本方針

子どもは、社会のかけがえのない存在である。このため、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を市民生活の隅々まで浸透させ、社会のあらゆる場で子どもたちを共に育む実践行動の輪を広げていく。市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合うしくみづくりを行い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育ってよかったです」といえるまちづくりを進める。

現状・課題

少子高齢化や家族規模の縮小、また地域の協力、共同関係の希薄化に伴う家庭や地域の養育能力の低下が懸念される状況が全国的に続いている。一方、京都では、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む取組の輪も広がっており、これらと行政の一層の連携・協働を進めることで、より大きな効果が期待される。

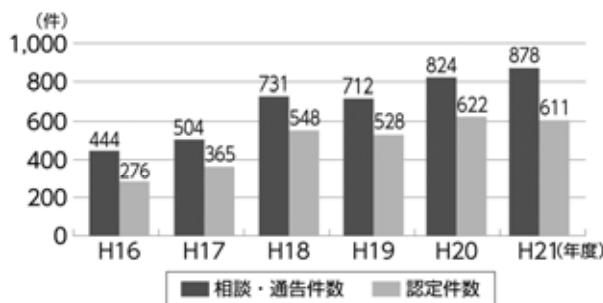
児童虐待の相談・通告件数は、社会的関心が高まるなか、子育てに対する不安・孤立感の増大、また経済状況による貧困等も背景に増加を続け、尊いのちが失われる事件も全国で相次いでいる。さらに、近年、子どもの発達障害※に関する相談も増加している。

出産の高年齢化、不妊治療や低出生体重児の増加など、妊娠・出産期の母親を取り巻く状況は大きく変化している。妊娠婦のなかには不安や精神的なストレスを感じるひとも少なくない。

依然として父親の子育てへの参加にはさまざまな課題があり、子育ての負担の大部分を母親が担い、就労か育児かの二者択一を迫られる女性も多い。

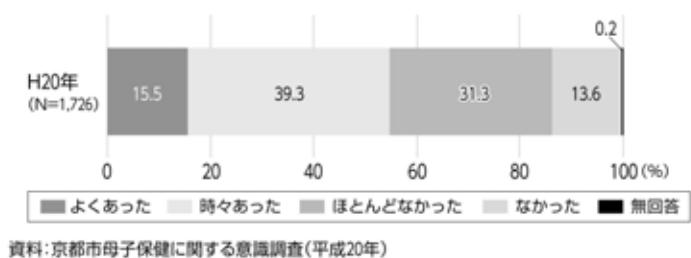
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、企業をはじめ社会全体の理解促進や意識向上とともに、依然として高い保育ニーズへの対応が課題である。

児童虐待については、相談・通告件数、認定件数ともに増加傾向



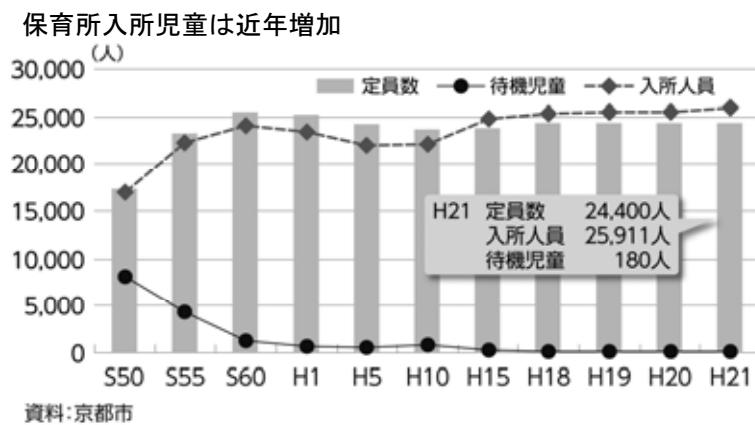
資料: 京都市

妊娠中・出産直後に精神的に落ち込むことやイライラを感じることがあるひとの割合が半数強



資料: 京都市母子保健に関する意識調査(平成20年)

※ 発達障害：自閉症、アスペルガーエンティー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）など



みんなでめざす10年後の姿

1 地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えている

京都のまちが培ってきた、子どもを何よりも大切にする次世代育成の精神と地域社会の力を生かし、市民相互の子育て支援活動やネットワークの強化を図るとともに、子どもをもつ家庭と地域のひとびとが交流する機会の提供などを通じて、若者から高齢者まで地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えるまちになっている。

2 子どものいのちと人権が大切にされている

虐待や疾病・障害等により保護や支援が必要な児童への対応強化を図るとともに、虐待等の未然防止、早期発見に向け、普段から気軽に子育て相談ができる環境づくりや啓発活動を行うことで、子どものいのちと人権が大切にされるまちになっている。

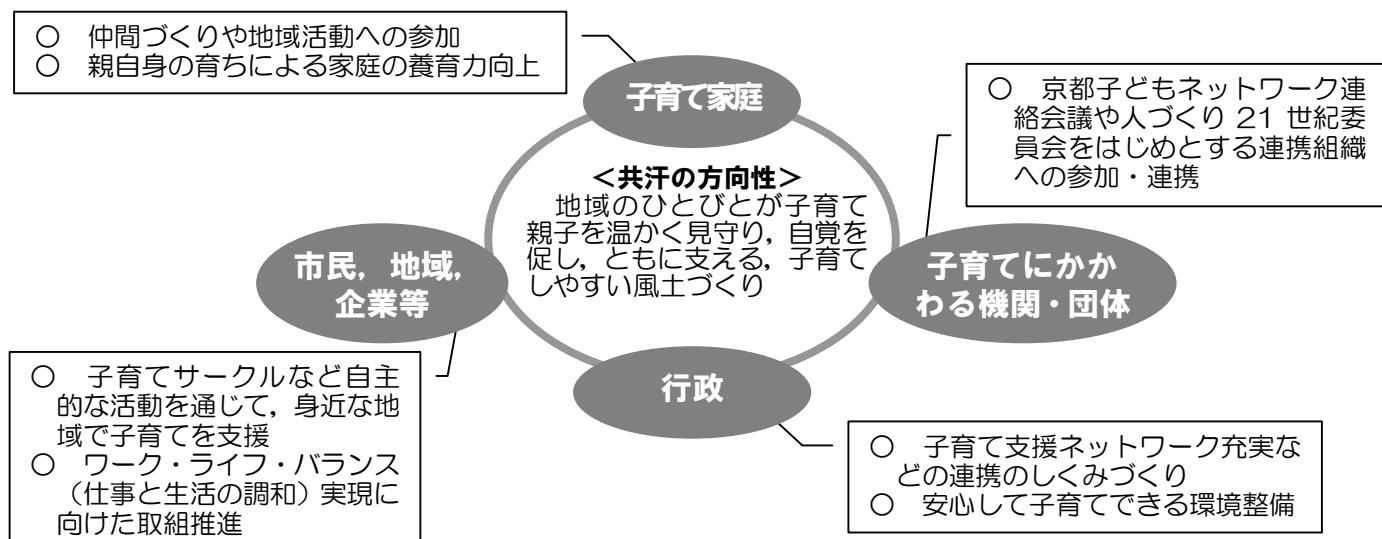
3 子どもを安心して生み健やかに育てることができている

妊娠期から出産、育児期まで、母親の心身の健康の保持増進及び父親の育児参加促進を図るとともに、子どもの病気や事故への対応も含め乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安の軽減に向けた支援を充実することで、子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちになっている。

4 仕事と子育てを両立しやすいまち

働き方の見直しや男性の子育てへの参加促進など社会全体の意識が向上し、企業等における取組が積極的に推進されるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後の子どもたちの居場所づくりなどの行政施策が充実することで、仕事と子育てを両立しやすいまちになっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

社会の宝である子どもたちを大切に育む憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がるよう、一層の普及促進に取り組む。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの三層からなる子育て支援のネットワークが、それぞれの取組を有機的で効果的なものにするとともに、ネットワーク間の連携を深め、協働した取組の展開を図る。

2 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所をはじめ、福祉事務所や保健センター、学校など関係行政機関の対応力を強化するとともに、行政と地域が連携して家庭を支援するしくみづくりを進める。

また、子育てへの不安や負担感、孤立感をもつ家庭に対しては、家庭訪問等による状況の把握や支援を行うほか、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防止するための取組を充実する。

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもへの支援

親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに、安心して生活できる場を提供するとともに、傷ついた心や体を癒し、ひとに対する信頼感や安心感を育て、家庭復帰や社会的自立をめざす。このため、施設等に入所する児童に対しては、できる限り家庭的な環境のなかで養育し、きめ細かなケアの提供に努めるとともに、施設を退所した児童も含め、社会的自立に向けた支援を行う。

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加していく力を育むため、継続したきめ細かな支援を行う。障害を早期に発見し、早期に専門的支援につなげるため、「気になる」という段階から、保健センターや保育所、幼稚園等と障害のある子どもの専門機関が連携し、子どもと家族にとって身近な場所で、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う。

3 次世代を育むすべての家庭を支援し支ええるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

子どもと子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりを進めるため、子育て親子が集い、交流できる場の提供や、市民相互による子育て支援活動の推進、高齢者から子どもたちまで幅広い世代の交流を促進する。また、親としての自覚を促し、家庭の養育力向上を図るため、早い段階からの親となるための準備や、親として学び育つための支援を行う。

さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の定着に向け、国や京都府と連携しながら、男女がともに子育てしながら働き続けられる条件整備や、育児休業の取得促進など育児への男性の参加機会の拡大を進めるとともに、企業や勤労者をはじめ、社会全体の理解や合意形成を図るための広報・啓発等に取り組む。

(2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備を図る。

家庭・地域・学校・関係機関が一体となり、地域ぐるみで子どもの安心・安全を確保するとともに、防犯、防災、地域福祉など幅広い分野で、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を進める。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する手当など国の各種制度の動向に的確に対応するとともに、限られた自治体財源の下、その他の子育て支援施策との総合的バランスを勘案しつつ、子育ての負担軽減を図る。

(4) 安心して子育てできる保育サービス等の充実

待機児童の解消をめざすとともに、子育て家庭のニーズに対応する多様な保育サービスの一層の充実を図る。また、保育所や幼稚園が地域の子育て支援拠点として、子育て相談や園庭開放等を通じて、地域の子育て家庭への支援に取り組む。

(5) ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭の自立促進を図るため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保に向けた支援等、総合的な対策を推進する。また、父子家庭に対する情報発信を積極的に行う。

4 子どもを安心して生み健やかに育てるこことのできるまちづくり

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊婦健康診査の定期的な受診等を通じて、妊娠婦の健康意識の向上と合わせて、身近な地域で家庭を見守る体制づくりを推進する。また、妊娠期からの父親の育児参加を促進する。

医療機関と保健センターの連携による支援により虐待の未然防止に取り組むとともに、産後うつ病等によりとくに支援が必要な家庭については、子どもの適切な発育・発達を確保するため、専門的な訪問指導などと合わせて、家事・育児の重点的な支援を行う。

(2) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

乳幼児の健康診査の機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見と適切に療育につなぐ支援の充実を行う。また、みずから施策を利用しない、利用することが困難な家庭を把握し、積極的な働きかけを行う。

(3) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

小児救急医療体制の充実を図るとともに、子どもの事故防止や応急手当について、積極的な普及啓発を行う。また、疾病予防に向けた予防活動を推進するほか、地域で生活する障害のある子どもや長期療養児が、安心してくらせるよう、日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行う。

5 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり

放課後の子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、児童館・学童保育所における取組の充実を図るとともに、その他の放課後児童対策との連携・融合を図る。また、児童館をより地域に開かれた場として、中高生をはじめとする思春期児童の利用の促進や、地域との積極的な連携を図る。

※ ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

政策分野 14 障害者福祉

～障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する～

基本方針

障害のあるひとが、自立した生活を営み、また社会のさまざまな分野の活動に参加できるよう、施策の着実な展開を図る。これらの取組を通じて、障害のあるひともないひとも、すべての市民が個人として厚く尊重され、地域社会のなかで、いきいきと活動しながら、相互に認め合い、支え合い、安心してくらせるまちづくりを推進していく。

現状・課題

障害者権利条約では、障害のあるひとが障害を理由とする差別を受けることなく、地域社会の一員としてともに生活することを権利として認めており、障害のあるひともないひともお互いに認め合い、ともに地域でくらす社会をつくっていかなければならない。そのためには、幼児期から障害や障害のあるひとに対する理解を育て、広げていく取組が重要である。

障害のあるひとが地域で自立して生活していくことを支援するため、ひとりひとりのニーズに応じたきめ細かなサービス提供が可能となる基盤整備やサービス利用等に当たっての相談支援の充実が求められている。

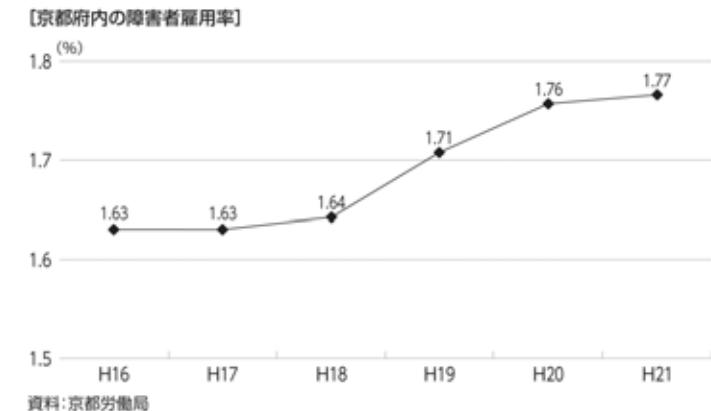
障害のあるひとが適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をつくることが求められている。しかし、低迷する経済情勢を反映して、障害のあるひとの雇用環境は厳しい。経済情勢に左右されずに、社会の一員として働くことができるしくみをつくることが必要である。

障害のあるひとの外出や社会参加を進めるため、使えるサービスや施設は全体として拡大してきたが、社会参加をさらに促進するためには、これらのサービス等の拡充に加え、物理的なバリアや情報、市民意識などの面での障壁を取り除いていく必要がある。

サービス利用は大きく拡大し、居宅介護等の延利用時間数は増加傾向



法定雇用率(1.8%)は未達成であるが、実雇用率は年々増加



みんなでめざす10年後の姿

1 お互いに認め合い支え合ってともに地域でくらすまちづくりが進んでいる

市民や障害者団体等と協働し、障害や障害のあるひとに対する正しい理解と認識を深めるさまざまな取組を推進するとともに、障害のあるひとの社会参加をより一層進めることにより、障害のあるひともないひとも、すべてのひとが個人として尊重され、学校や職場、地域社会のなかでともにくらし、活動できる、すべてのひとを包み込むインクルーシブなまちづくりが進んでいる。

2 障害のあるひとが自立した地域生活を送ることができている

福祉的支援を必要とする障害のあるひとに必要な福祉サービスを十分に提供できる谷間のない制度と体制を整備するとともに、だれもが等しく意思等を伝達・交換できることが保障された状況の下で、必要な情報を提供し、自己選択・自己決定が可能となるよう相談支援の環境を整えることにより、障害のあるひとが自立した地域生活を送ることができるようになっている。

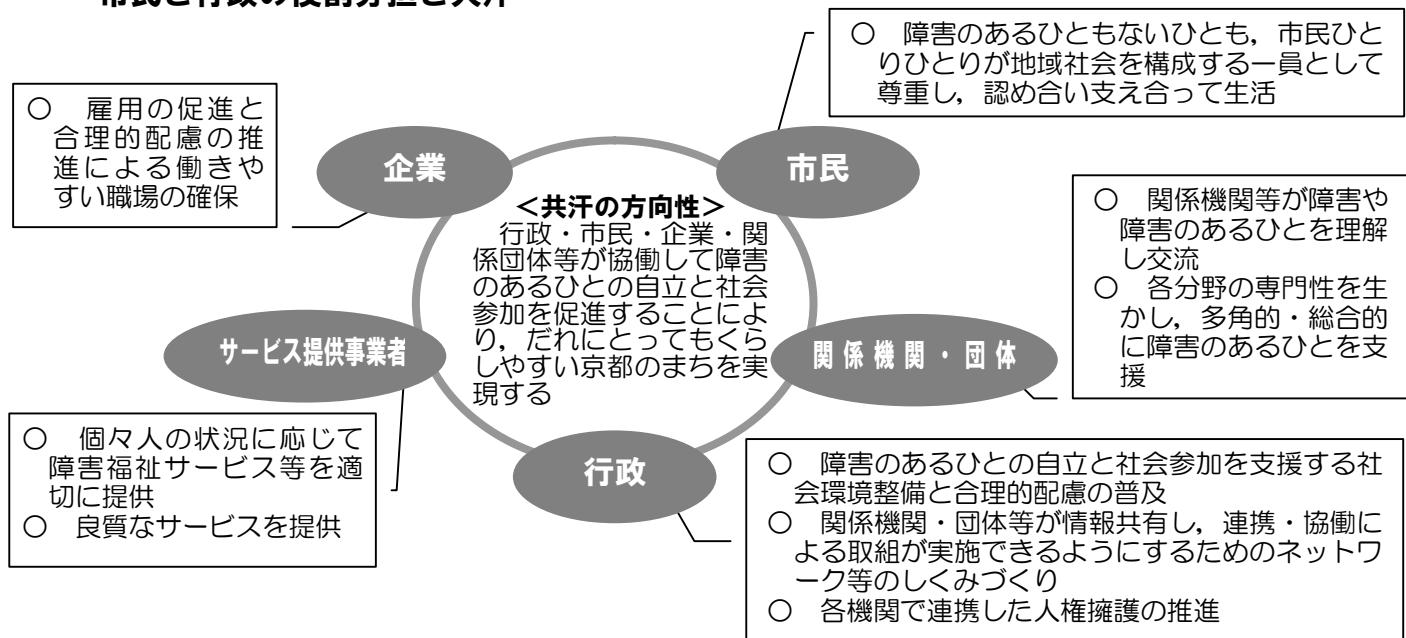
3 働く意欲のある障害のあるひとが生きがいをもって働くことができている

国や京都府、経済団体等との協働により、多様な働き方を可能にする支援やライフステージを通じて切れ目のない支援を行うとともに、障害特性やひとりひとりの働く力に応じた職域の開発や合理的配慮^{*}がされた職場環境を整備することにより、働く意欲のある障害のあるひとが、就業から職場定着、さらにはスキルアップやキャリアアップを図ることができ、生きがいをもって働くことができるようになっている。

4 すべてのひとにとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる

ユニバーサルデザイン^{*}の普及・定着に取り組むとともに、京都市、事業者、市民、滞在者など、各主体の自主的な取組へのきっかけづくりを進めることにより、すべてのひとにとって生活しやすいまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供が進んでいる。

市民と行政の役割分担と共済



* 合理的配慮: 障害のあるひとも同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のこととで、大きな負担がかからない配慮のこと（例 視覚障害者用の点字版の作成、聴覚障害者用の点滅式の火災警報装置の設置など）。

* ユニバーサルデザイン: 製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

推進施策

1 お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり

(1) 個人の尊厳を重んじる市民意識の向上と権利擁護の推進

すべての市民が障害や障害のあるひとに対する正しい理解と認識を深め、お互いに個人の尊厳を重んじる市民意識の向上を図ることができるよう、学校教育をはじめ「障害者週間」等のさまざまな機会を利用した啓発及び広報活動を実施するとともに、障害への理解や認識を深める学習機会の拡大など、幅広い教育活動を行う。

また、障害のあるひとも、ひとりの市民として正当な権利が守られ、また主張できる社会でなければならない。このため、判断能力が不十分な障害のあるひとにあっては、個人としての権利利益を守るために権利擁護システムを推進するとともに、適切な役割分担の下で関係行政機関が障害のあるひとの人権擁護に取り組んでいく。

(2) 積極的に社会参加できる社会環境づくりの推進

障害のあるひとが生きがいをもって日常生活を送るために、行政をはじめ、地域におけるさまざまな団体などが相互に協働し、スポーツやレクリエーション、文化活動、地域活動などを通じて地域のひとびとと交流するなど、障害のあるひともないひともお互いの生活の質を高めながら、地域のなかで共生できる社会環境づくりを推進する。

(3) 情報・コミュニケーション支援と相談支援の強化

障害のあるひとが的確かつ正確に情報を把握できるわかりやすい情報発信を行う。視覚障害・聴覚障害をはじめ、それぞれの障害特性に応じて、的確に情報を得ることができるよう、情報・コミュニケーション支援を強化する。

障害のあるひとが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる相談から福祉・保健・医療サービスの情報提供や利用援助まで、総合的かつ専門性が確保された相談体制の充実を図る。

2 自立した地域生活への移行促進

(1) 安心して地域でくらすための保健医療の充実

障害のあるひとが地域社会のなかで安心してくらせるよう、障害の原因疾病の発生予防、早期発見・早期治療から、それぞれの障害特性や希望に応じた適切な保健医療サービス、そして社会生活を維持するためのリハビリテーション、さらには障害のあるひとの高齢化への対応まで、ひとりひとりのライフステージに対応した保健医療施策の充実を図る。

とりわけ、保健医療サービスについては、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持・増進をはじめ、機能回復訓練・生活訓練、医療費等の公費負担制度による支援など、必要に応じて、身近な地域で専門的なサービスを受けることができる体制の整備を図る。

(2) 地域生活への支援の拡充

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害のあるひとがみずから選択で地域の一員として安心して生活を営むことができるよう、ヘルパー派遣などの在宅生活を支援するサービスの拡充を図るとともに、グループホーム・ケアホームなどの居住の場や地域で活動できる場の確保に取り組む。

3 生きがいをもって働くことができる社会づくり

(1) 就労支援の推進

障害のあるひとが自己の職業能力を発揮でき、みずから企業等での就労から福祉的な就労まで多様な働き方が選択できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携し、ライフステージに合わせて途切れのない支援が提供できる環境を整備する。

(2) 雇用促進の環境づくり

障害のあるひとが適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をめざし、関係機関及び団体等と連携して、障害のあるひと特有の就労の困難さや障害特性に対する合理的配慮に留意しつつ「ともに働く」ことが社会的に普及・定着するよう、企業に対して理解の促進を図る。

4 生活しやすい社会環境の整備

すべてのひとが個人として尊重され、その能力を最大限に発揮して社会参加できる環境づくりをめざし、「ものづくり」、「まちづくり」、「情報づくり」、「サービスづくり」の各分野でユニバーサルデザインの推進を図る。

多くのひとが利用する建築物、公共交通機関、道路、公園等を整備する際には、すべてのひとにとってできる限り安心かつ安全で利用しやすいものとなるよう、また、情報提供手段の複数化、利用者の状況に応じたサービスの提供等が促進されるよう、市民、事業者、行政等が各自に主体的な取組を充実させながら継続していく環境づくりを推進する。

政策分野 15 地域福祉

～自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力をつむぎ、高める～

基本方針

住民が主体的に地域福祉活動に取り組むことを通して、住民自治の機能をさらに高めるとともに、公的な福祉制度・施策を提供する行政や公共的団体が密接に連携とともに実践する協働の取組の展開を図ることにより、地域のなかでひとりひとりが自己決定に基づいて自立した生活を実現する。これらの取組を原動力として「地域の福祉力」をつむぎ、すべての住民の基本的人権が尊重され、だれもがくらしやすい地域の実現をめざす。

現状・課題

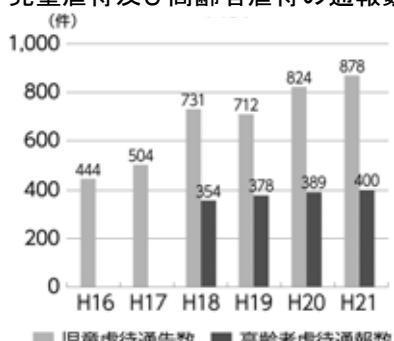
だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの重要性が高まっている。

NPO、ボランティア活動等が拡大してきているが、地域の活動に関心をもたない世帯の増加、住民同士のコミュニケーションや交流の不足の深刻化も指摘されている。これに伴い、たとえば高齢者への声かけやごみ出しの手伝いなど、地域における支え合いの土壌が失われつつある。

増加する児童・高齢者虐待の問題、高齢者や障害のあるひとなどで判断能力が十分でないひとの消費者被害、公的福祉サービスをうまく利用できないひとの問題、災害時の要援護者への対応、孤独死、子育て家庭の孤立など、地域の抱える課題は一層多様化・複雑化しており、公的福祉サービスのみでなく地域住民のかかわりも必要である。

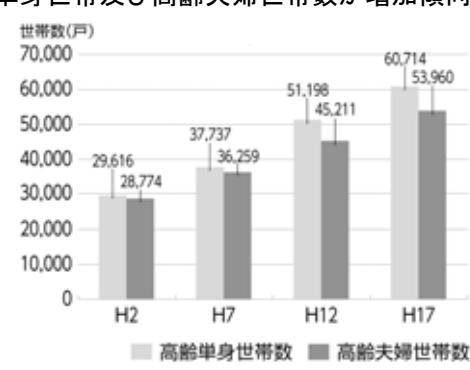
地域福祉活動の担い手が高齢化し、次世代の育成が大きな課題となっている。今後は、幅広い住民参加を得るためのしくみや、地域福祉活動を継続するためのノウハウを共有できる場の設定などの検討が必要である。

児童虐待及び高齢者虐待の通報数が増加傾向



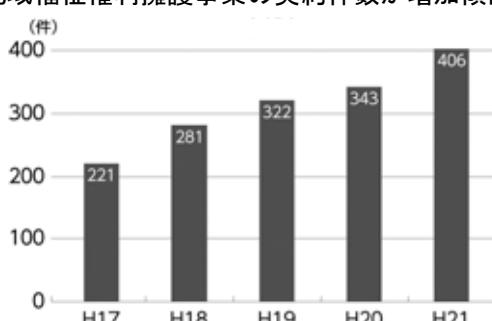
資料:京都市

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数が増加傾向



資料:総務省「国勢調査」

地域福祉権利擁護事業の契約件数が増加傾向



資料:京都市社会福祉協議会

みんなでめざす10年後の姿

1 社会的に弱い立場にあるひとの尊厳が保たれ、社会の一員として包み支え合っている

すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきとくらせるための住みよいまちづくりに協力し、支え合いの意識をもったうえで、認知症のひと、障害のあるひと、ホームレスをはじめとした経済的な困窮状態にあるひとなど、社会的に弱い立場にあるひとの基本的人権が尊重され、個人の尊厳が保たれ、社会の一員として互いに包み支え合っている。

2 地域のつながり・絆が深くなっている

住民・行政の協働で地域のつながり・絆が深くなっている。具体的には、行政が住民主体で実施する住民同士のつながりをつむぐ活動や地域を活性化する活動などについて取り組みやすい環境を築き、地域の活動に関心をもたない世帯、団塊の世代や子育て家庭、障害のあるひと、さまざまな考え方や文化をもつひとも地域福祉活動に参加したり（いわゆる地域デビュー）と、住民だれもが地域にかかわり、つながりを感じることで、「このまちに住んでよかった」と思える地域づくりが進んでいる。

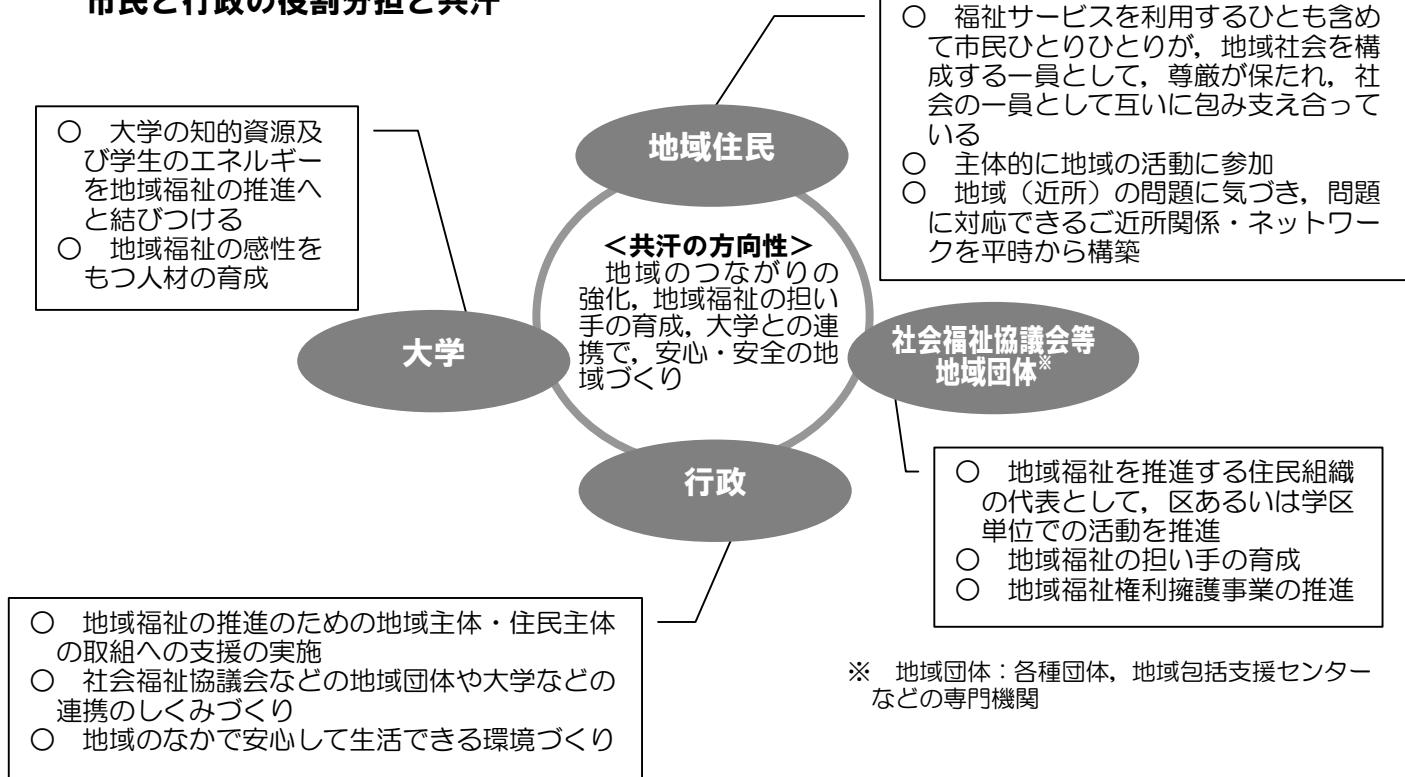
3 地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている

社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした、これまで地域福祉活動を推進してきた団体などが、これまでの活動を踏まえ、より一層協働の関係を強め、地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている。

4 自分たちのまちを自分たちで担っている

地域のつながりをつむぐことで、地域の問題は地域が気付き、地域でできることは地域で対応し、地域でできないことは行政及び専門機関につなぐなど、自分たちのまちを自分たちで担っている。また、そのためにも行政や専門機関が連携して総合的・専門的な対応を行っている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 地域の福祉ニーズの把握

(1) ネットワークの強化

各区においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各福祉における分野別ネットワークが構築されているが、地域福祉のさらなる推進を図るため、区地域福祉推進委員会がその各々のネットワークがつながる基盤となり、そこで多様な問題を共有し、協働の取組を行う。

(2) 福祉サービスの適切な運用

福祉サービスの適切な利用の促進について、地域におけるニーズの掘り起こしをはじめ、総合的な相談支援、見守りを進めるため、福祉事務所や地域における公共的団体・専門機関、ボランティア等によるネットワークを構築・拡充するとともに、福祉事務所の相談支援及び地域支援に関する専門性を強化し、公的責任の確保に努める。

2 地域におけるつながりの構築

(1) 担い手の育成

地域福祉の推進には担い手の確保が不可欠であり、できるだけ多くの市民・住民に地域福祉活動に参加してもらえる機会が求められているため、京都市福祉ボランティアセンター、各区ボランティアセンターと連携し、こうしたきっかけづくりの場を提供する。

(2) 住民主体の取組の拡大

住民同士のつながりの構築や、活動の担い手づくりに寄与するため、地域課題の解決に向けた住民主体の地域福祉に資する先駆的な取組に対して支援を行う。

また、京都市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会との連携を深めることで、地域における住民活動の把握に努め、活動の充実を図る。

3 関係者の連携・協働の推進

(1) 「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開

「大学のまち京都」ならではの地域福祉を推進するため、地域と大学等の連携を強め、地域住民と学生との協働による取組を展開することで、地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域福祉の感性をもつ人材を育成する。

(2) 住民の権利保障・擁護のしくみづくり

住民の権利保障・擁護のしくみづくりのため、認知症高齢者や知的・精神に障害のあるひとなど、判断能力が十分でないひとが福祉制度を利用する際の支援の充実を図る。

また、地域における社会的孤立・社会的排除を防ぎ、だれもが住み慣れたところでくらし続けることができる地域づくりを進めるため、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターとの連携強化を図る。

4 地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり

(1) 災害時における取組の支援

災害ボランティア活動の中核施設である京都市災害ボランティアセンター及び各区災害ボランティアセンターが災害時において十分に機能が発揮できるよう、運営の主体と連携して効果的なボランティア活動の展開を図るとともに、災害時における要援護者への対策を講じる。

(2) 円滑な地域福祉活動のための支援

円滑な地域福祉活動のために、福祉分野だけではなく、防犯や防災など、他の地域活動の情報の発信や、利用しやすい環境づくりに努め、活動の「出会いの場、つながりづくりの場」の提供を図る。

政策分野 16 高齢者福祉

～「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる～

基本方針

いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える今後、介護給付費をはじめとした財政需要の増大が想定されるなか、高齢者自身が就労や社会参加を通じた生きがいづくり、健康づくりを進めることにより、活力あるまちづくりを推進する。また、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護・医療施設等の整備に取り組むとともに、地域住民参加型の見守りネットワークを構築し、地域全体で高齢者を支えるしくみづくりを推進する。

現状・課題

多様な価値観をもった「団塊の世代」をはじめとする元気な高齢者が増加するなか、就労やさまざまな社会活動への参加を通じて自己実現を図れるよう環境整備を進めることによって、明るく活力ある長寿社会を実現していく必要がある。

平成18（2006）年度以降、介護予防重視型システムへの転換が図られ、介護予防の普及啓発に努めてきたところであるが、今後、一層、自主的な介護予防の取組が市民の間で広まることが求められている。

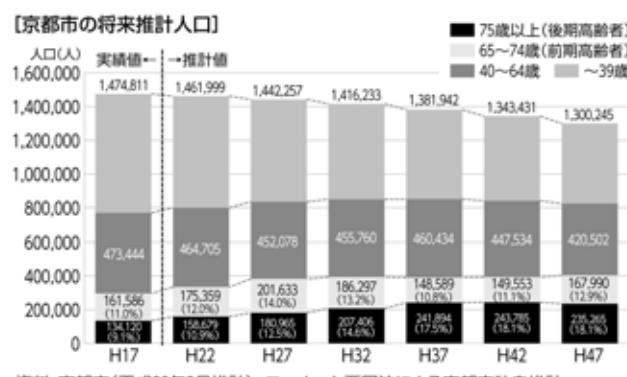
開始10年目を迎えた介護保険制度は、サービス利用が進み、家族の介護の負担の軽減が図られるなど深く市民生活に浸透し、なくてはならない制度に成長した。

今後、約8万人の「団塊の世代」が順次高齢期を迎えることにより、急激な高齢化が進展することに伴い、保険給付費の増大やこれに伴う介護保険料の上昇等が想定される。

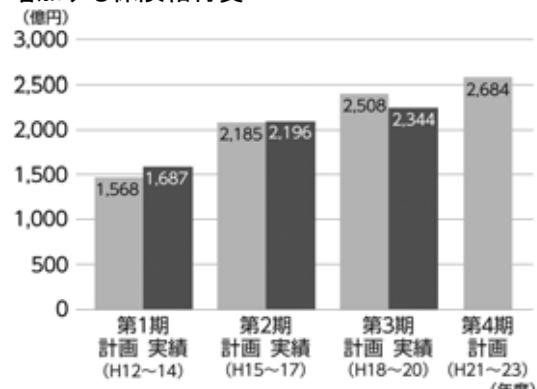
住み慣れた地域での高齢者の生活を24時間365日切れ目なく支えられるよう、地域密着型サービスの整備や居宅サービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームをはじめとする入所施設のニーズに対応していく必要がある。

高齢化や家族規模の縮小が進展するなか、地域における自主的な活動と行政の支援とが一体となって、支援を必要とする高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりを進めているが、今後、関係機関の連携により認知症やひとり暮らしの高齢者への対応を一層強化していくことが求められる。

高齢化率は年々上昇



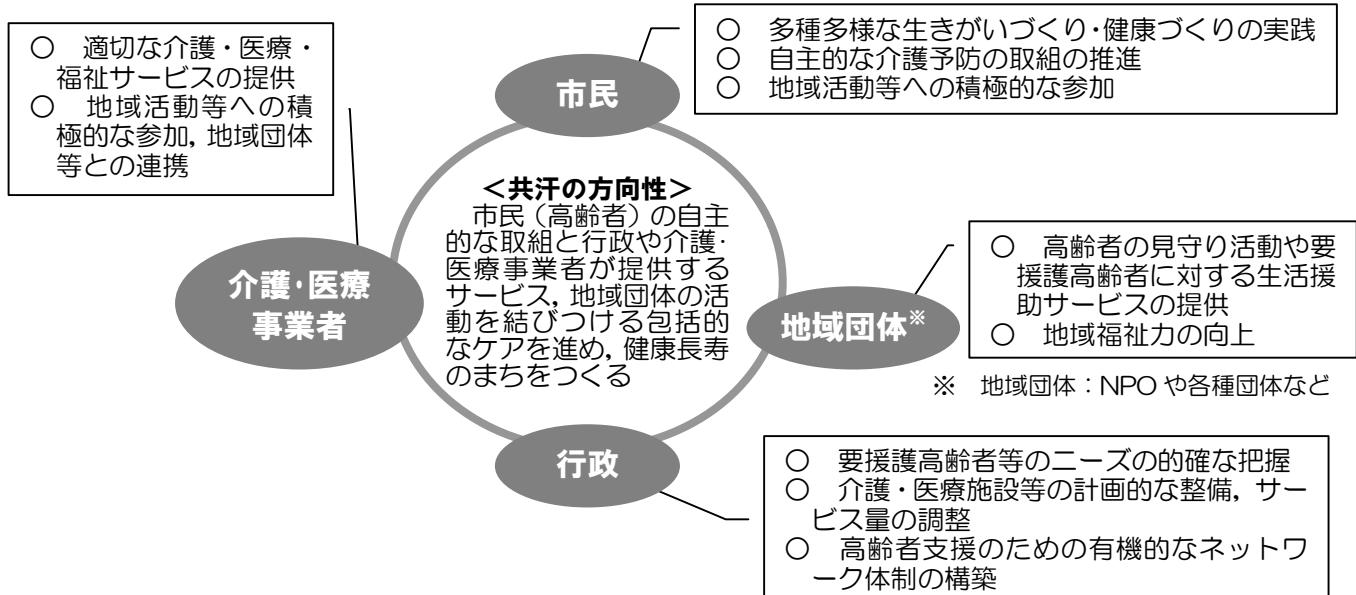
増加する保険給付費



みんなでめざす10年後の姿

- 1 高齢者の尊厳が保たれ、心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送っている
知恵や経験豊かな高齢者を市民が敬う心をもち、世代を超えた支え合いによって、高齢者ひとりひとりが尊厳を保ち、どのような心身の状態にあっても、高齢者自身の決定によって心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送ることができている。
- 2 高齢者の知恵や経験、技能を生かすことによって、活力のある長寿社会が実現されている
高齢者がこれまでに培ってきた知恵や経験、技能を就労や社会参加に生かすことや、日常生活のなかでの自主的な介護予防の取組が広がることによって、活力のある長寿社会が実現され、京都に息づく文化が次の世代へと継承されている。
- 3 高齢者を支えるネットワークの構築を進めることによって、安心して生活できている
京都の強みである「自治の精神」を生かし、地域における関係団体等による見守り・福祉活動と、保健福祉サービス、介護・医療施設等との有機的なネットワークの構築を進め、若年性を含む認知症のひとやひとり暮らしの高齢者等が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、ひとりひとりが生きがい・やりがいをもって、安心して生活できている。
- 4 介護サービスの充実によって、そのひとらしい豊かな生活を送っている
居宅サービスの充実や、小規模で家庭的な介護拠点施設及び高齢者が住みやすい住環境の整備を推進することと、特別養護老人ホーム等の介護施設を整備することで、満足度の高いサービスを提供し、だれもが住み慣れた地域で社会との関係を保ちつつ、そのひとらしい豊かな生活が続けられている。
- 5 介護現場が魅力的な職場となることによって、職員がやりがいをもって活躍している
「大学のまち京都」の特色を生かした、大学等の介護人材の養成機関との連携や、介護職員に対するキャリアアップの取組を進めることによって、介護の現場が魅力ある職場となり、現場で働く職員が、やりがいや使命感をもって、いきいきと活躍できている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 高齢者の尊厳を保つ社会の構築

(1) 世代を超えて支え合う意識の共有

だれもが知恵や経験豊富な高齢者を敬う心をもつことで、すべての市民が高齢期における豊かな生活を感じることができ、世代を超えて支え合う社会を構築するため、長寿社会への理解と認識を深める取組を推進する。

(2) 高齢者に対する権利擁護の推進

高齢者の尊厳が保たれる社会を構築するため、地域包括支援センターと地域住民との一層の連携や、成年後見制度など権利擁護に関する支援体制の充実を図るなど、認知症や高齢者虐待、孤独死などの問題に対して、さらに積極的な対応を行う。

2 活力ある長寿社会の実現

(1) 高齢者の生きがいづくり及び就労の推進

高齢者のライフスタイル（くらし方、生き方）に応じた生きがいづくり及び就労を推進するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、就労や社会参画など、社会のさまざまな分野に生かす取組を推進する。

(2) 自主的な介護予防の取組の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、日常生活のなかでの自主的な介護予防の取組を通じて、高齢者が主体的に取り組む健康づくりを推進する。

3 高齢者を支えるネットワークの推進

(1) 高齢者を地域で見守るネットワークの推進

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、京都の強みである「住民自治の精神」を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進める。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り居宅において生活を続けるために、生活上の安心・安全と健康を確保するための多様なサービスを24時間365日身近な地域で提供（これを「地域包括ケアシステム」という。）するとともに、地域包括支援センターと地域住民との連携を一層図っていく。

4 介護サービスの充実による豊かな生活の実現

だれもが住み慣れた地域でより満足度の高いサービスを受けられ、そのひとらしい豊かな生活を実現していくために、必要なサービスや施設のニーズを把握したうえで、居宅サービスの充実や、介護施設の整備を進めていく。

5 魅力ある介護現場の実現

介護職員がやりがいや使命感をもち、いきいきと働ける魅力ある介護現場の実現のために、大学等の介護人材の養成機関との連携や、キャリアアップの取組を進めることで、介護職員が意欲と誇りをもって働き続けることができる環境づくりを行う。

また、介護についての社会的認知や社会的評価を向上させるため、関係機関と連携し、介護がやりがいのあるすばらしい仕事であることの普及・啓発を図る。

政策分野 17 保健衛生・医療

～いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」京都を実現する～

基本方針

すべての市民が健やかにくらせるように、市民ひとりひとりが主体的に心身の健康づくりに取り組めるような環境を整えるとともに、健康意識の向上を図る。また、市民の健康を守り支えるため、適切な保健医療サービスが受けられる体制を構築するとともに、健康づくり活動の育成を促す生活環境の整備を行う。さらに感染症等の市民の健康を脅かす危機が生じた際に迅速・的確に対応できる体制を確立する。

現状・課題

高齢化の進展に伴い、がん、心疾患等の生活習慣病が増加していることから、市民ひとりひとりが主体となって、京都の優れた食文化や地域コミュニティを生かし、健康的な生活習慣の実践を市民運動として展開していくための環境づくり、ノウハウの提供を行うことが求められる。

京都市民の自殺者数は、平成 10（1998）年に年間 300 人を超え、その後も 300 人前後で推移しており、自殺未遂者や自殺の危険が高いひと、自死遺族への支援も含めた総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

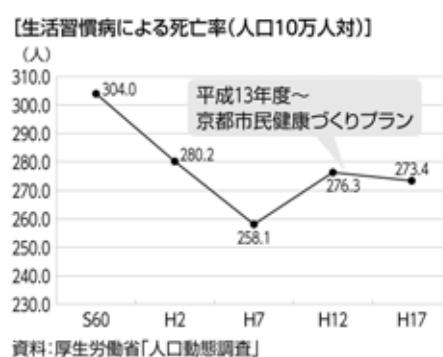
医療の高度化や専門化に伴い、質の高い人材の確保が求められている。

保健医療サービスの提供体制の整備や、食品衛生、居住衛生を確保する生活衛生の推進は、行政の基本的な責務として引き続き取り組んでいくことが求められる。

市立病院は、平成 21（2009）年の新型インフルエンザ発生当初、市内医療機関受診者の 90%を診察し、市民生活全般に大きな影響をもたらす事案に対して、先導的な役割を果たした。

国際化が進展するなかで、輸入感染症、動物由来感染症の発生が懸念される。これまで新型インフルエンザ等さまざまな事案に対応してきた実績を生かし、保健医療関係機関等とともに市民の健康を脅かす事案に対し迅速かつ的確に対応していくことが求められる。

京都市民の生活習慣病による死亡率の推移



みんなでめざす10年後の姿

1 すべての市民が健康づくりに取り組み、尊厳をもってくらしている

行政や保健医療関係機関等による健康づくりのための環境整備により、すべての市民が、生涯を通じて運動、栄養、休養、禁煙、口腔ケアといった心身の健康づくりを心がけ、自身の状況に応じた健康づくり活動の大切さを実感し、取り組んでいる。その結果、病気の有無にかかわらず、いつまでも尊厳をもって心身ともに明るく質の高いくらしができるまちになっている。

2 必要なときに保健医療サービスを利用できる

適切な情報を基に、保健所、保健センター、病院、診療所等の保健医療サービスを必要なときに利用できるまちになっている。

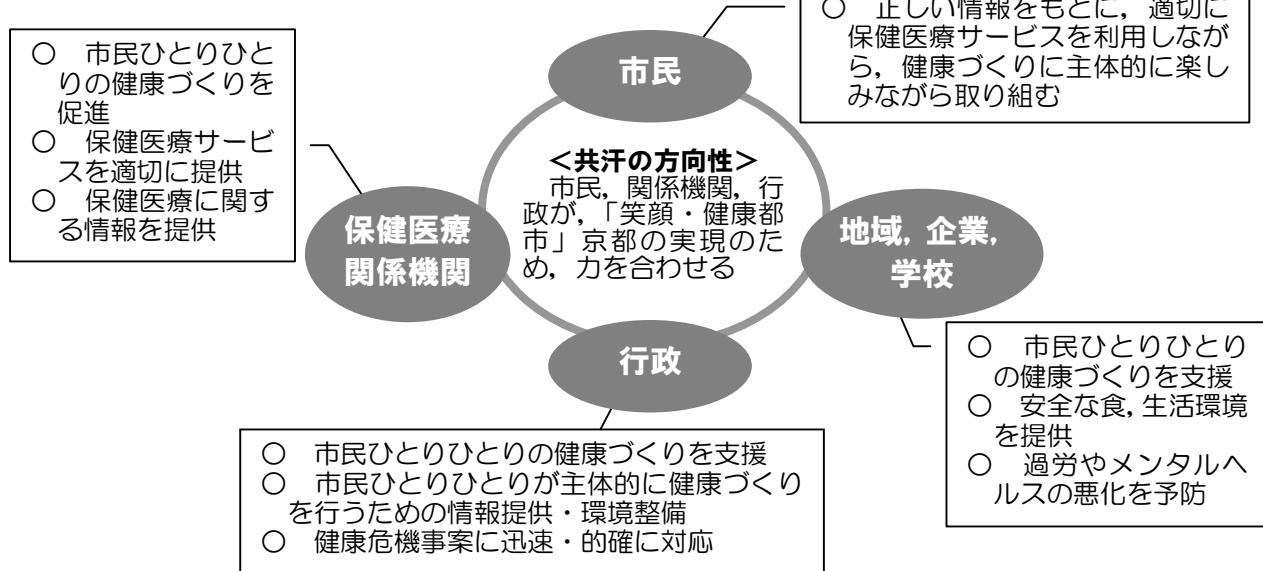
3 食や生活環境の安全と安心が確保されている

食や生活環境の安全と安心が確保され、公共的な場所は禁煙が行き届くまちになっている。

4 健康危機に対し、市民の安全と安心が確保されている

感染症、食中毒等の健康危機に対し、迅速・的確な対応がなされ、市民の安全と安心が確保されたまちになっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 市民の健康づくり活動の推進

(1) 市民の自主的な身体活動・運動の普及

身体活動・運動を通じて、市民ひとりひとりが主体的に生涯を通じた健康づくりを行っていくよう、市民や保健センター等の行政機関、医療機関等の関係機関、地域、企業が役割分担と協働により取り組んでいく。

(2) 生涯を通じた口腔ケアによる健康づくり

市民ひとりひとりが、末永く自分の歯で噛んで食べ、人生を豊かに過ごすことができるとともに、歯と口の健康状態が原因となって起こるさまざまな全身性の病気や症状を予防し、全身の健康づくりをめざすため、幼少期から高齢期まで、生涯を通じた切れ目のないむし歯予防対策と歯周病予防対策を講じる。

(3) 健全な食生活の実践と地域が主体となった食育活動による健康づくりの推進

健全な食生活の実践による健康づくりの推進をめざし、市民や学校との協働により地域が主体となった食育活動の展開を図る。また、京都に息づく食文化の豊かさ・すばらしさや自立した健康的な食生活を各家庭に広めていく。

(4) こころの健康づくりをはじめとする自殺総合対策の推進

自殺を企図するひとのいのちをひとりでも多く救うため、市民に対し、うつ病等に対する正しい知識の普及を図るとともに、お互いに気付きと見守りができる地域づくりに向けた地域住民への啓発に取り組む。また、かかりつけ医をはじめ、さまざまな相談機関の職員等が自殺のサインに気付いた場合に、適切な専門相談や医療につなげるいのちのセーフティネット（安全網）を構築する一方、自殺未遂者や自殺の危険が高いと考えられるひと及び自死遺族に対しても支援を強化していく。

2 保健医療サービスの充実

(1) 医療の高度化に対応した専門的な人材の養成・確保

時代のニーズに即した優秀な医療従事者の確保を図るため、医療の高度化に対応した専門的な人材の就学・就職支援を行う。また、看護職については、質の高い看護師の養成と、看護師の定着対策及び復職支援対策等を含めて人材の確保を図っていく。

(2) ニーズの多様化・高度化に対応した保健医療サービスの充実

緩和ケアやリハビリテーション等、ニーズが多様化・高度化した保健医療サービスについて、保健・医療・福祉関係者や一般市民の理解を深めながら、充実を図っていく。

(3) 市立病院及び市立京北病院による充実した医療サービスの提供

市民の健康の保持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人京都市立病院機構が運営する市立病院及び市立京北病院において、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行う。

3 食や生活環境の安全・安心の確保

(1) 食の安全・安心の確保

市民や観光客の健康を守るため、「食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、監視・検査のあり方等の中長期的な目標を定めるとともに、衛生管理マニュアルによる自主的な衛生管理を促進するなど、施策の総合的な推進を図る。

(2) 衛生的で文化的な生活環境の確保

地域の衛生確保のみならず、長寿社会における高齢者により一層の健康増進を図るため、地域に密着した衛生的で文化的な生活環境を提供している公衆浴場、理容・美容所、クリーニング所等、生活衛生業施設での社会ニーズに合ったサービスの提供とその利用を促進する。

また、家庭動物に関する相談、危害防止などの生活環境の保全上の問題に対応するとともに、子どもへの情操教育の場の提供など動物愛護意識の向上の取組を進める。

(3) 「たばこの煙完全ガード社会」の構築

市民の健康を守り、たばこによる健康被害を減少させていくため、禁煙教育等の喫煙防止対策を進めるとともに、胎児や子どもたちの受動喫煙防止対策や多数のひとが利用する公共的な場所での受動喫煙防止対策をさらに推進し、たばこを吸わない市民がたばこの煙から完全に守られる「たばこの煙完全ガード社会」の実現をめざす。

4 健康危機に対する安全・安心の確保

新型インフルエンザをはじめとする感染症や食中毒等の健康危機事案に対し、引き続き市立病院に中核的な役割を担わせるとともに、市内の医療機関等との連携により、迅速かつ的確な予防と蔓延の防止対策を進める。あわせて、市民や関係団体に対して、健康危機事案の発生状況や予防接種の状況等に係る情報発信を行っていく。また、多くの市民が定期予防接種を受けられるよう接種勧奨を行うとともに、有効性が認められるワクチン接種については、定期接種への位置付けをめざす。

政策分野 18 学校教育

～市民ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育むまちをつくる～

基本方針

いかなる社会情勢にあっても、「ひとりひとりの子どもを徹底的に大切にする」という京都市教育の理念の下、京都で学んだ子どもたちがいのちを大切にし、夢と希望をもって未来を切り拓いていけるよう、家庭・地域・大学・産業界・NPOなどの積極的な参画を得て、市民ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む学校教育を推進する。

現状・課題

子どもの育ちの基盤となる幼児教育、小中学校の連携による9年間を通した義務教育、生徒や保護者の多様なニーズにこたえる高校教育、障害のある子どもたちの社会参加と自立をめざした総合育成支援教育において、教職員の熱意あふれる教育実践が展開されている。また、京都市独自の少人数学級や普通教室の冷房化、全校での校内LANの整備など全国トップクラスの教育環境の整備が進んでいる。

また、「地域の子どもは地域で育む」という京都の教育風土と開かれた学校づくりの推進により、学校と家庭・地域が情報、課題、行動、評価を共有し、ともに高め合う、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育が着実に進んでいる。

一方で、学校での学びと家庭生活・社会生活との乖離が危惧されるなか、子どもたちの学びのフィールドを社会全体に広め、体験活動やボランティア活動、スポーツ活動等の充実を図り、好奇心や探究心、学習・運動意欲の向上を図ることが重要である。そのために、学校・家庭・地域が「生きる力」の意味を共有し、ともに子どもを育むことが求められる。

さらに、子どもの自尊感情や規範意識の低下が懸念されるなか、子どもたちが地域を大切にする心や公に資する態度を身につける必要がある。

また、生命の誕生や死など、子どもたちがいのちを感じ、みずからいのちを守る視点に立って、他者を大切にする取組を充実することも必要である。

みんなでめざす10年後の姿

1 社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育んでいる

コミュニティスクール※の推進など、地域ぐるみで学校教育を推進するしくみづくりを進めることにより、公教育への市民の信頼を高め、充実した教育環境の下で、すべての子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるまちとなっている。

2 教職員や保護者が子どもたちを中心にしっかり連携できている

教職員、PTA等による校種間の枠を越えた取組をさらに進め、保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校、総合支援学校が連携し、子どもたちの学びと育ちの連續性の視点に立った一貫した取組を推進するまちとなっている。

※ コミュニティスクール：保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を推進する制度

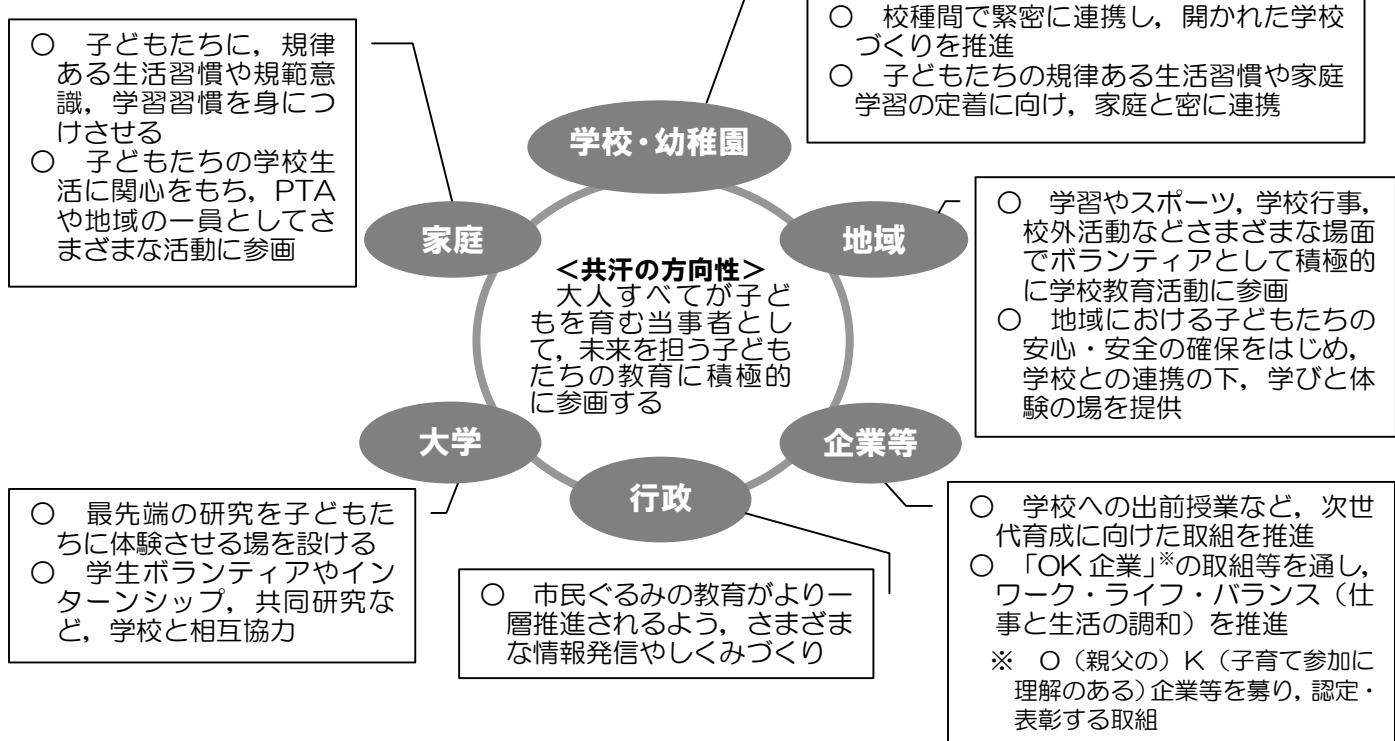
3 子どもたちがあらゆる場で学び体験できる社会となっている

学校・家庭・地域・大学・産業界・NPO 等の連携の下、すべての大人たちが子どもを育む当事者として行動し、社会全体で子どもたちにさまざまな学びや体験交流の場を提供することにより、子どもたちの「生きる力」を育むことができるまちとなっている。

4 京都で学んだ子どもたちがあらゆる場面で活躍している

京都の都市特性や社会資源を最大限に活用し、京都ならではの伝統文化教育や環境教育、食育、生き方探究教育、健康教育等を推進することにより、京都、世界の未来を担う人材を育むことができるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 市民ぐるみの教育の推進

(1) 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育

社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育むため、学校・幼稚園が積極的に情報発信を行い、ボランティアや学校評価、学校運営協議会など保護者・地域のひとつの学校教育への参画を促進することにより、京都の伝統である地域ぐるみの教育の一層の推進を図る。

(2) 大学、産業界、NPO 等の幅広い参画を得た学校教育の推進

次世代育成に向け、大学や産業界、NPO 等による学校教育への参画を進め、京都ならではの食育や伝統文化教育、生き方探究教育、ものづくり体験学習、健康教育など、子どもたちのさまざまな学びや体験交流の場を充実させる。

また、府市協調の下、市内の子どもたちが通う私立学校・園等の振興に努める。

2 子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を図る教育の推進

子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、幼児教育においては幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図り、義務教育9年間については、児童生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ意識改革と行動改革を行いつつ、小中一貫した「確かな学

力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図る。また、市立高等学校においては、生徒たちが自己のあり方や生き方を考え、ひとりひとりの将来展望に応じた進路を実現できるよう、生徒・保護者・社会のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりに向けた改革をさらに推進する。

(2) 規範意識の醸成と人権教育の推進

すべての子どもたちの規範意識を高めるため、あらゆる教育活動において、子どもたちの絆づくりに意図的、計画的に取り組むとともに、家庭・地域・関係機関との連携により、「社会で許されない行為は学校においても断じて許されない」との姿勢で、いじめや暴力等の未然防止に努める。

また、子どもひとりひとりが自尊感情を高めるとともに、いのちを感じ、互いに認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶことにより、人権文化の息づく社会の構築をめざした人権教育を推進する。

(3) 心身の健康と望ましい生活習慣の確立に向けた取組の充実

家庭・地域・関係機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する取組、性に関する教育やエイズ教育、運動やスポーツの実践などを推進することにより、子どもたちが、みずから的心身の健康について考え、早寝早起きや家庭学習、読書など、望ましい生活習慣を実践できるよう指導の充実を図る。

(4) 「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの育成

家庭・地域や大学、企業、NPO等との連携により、「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの環境に対する感性を培い、「歩くまち・京都」の実践など、環境保全や環境問題解決に向けて行動する態度を育成するため、すべての教育活動を通して環境に関する学習を展開する。

(5) 総合育成支援教育の充実

障害者権利条約の理念の実現をめざす国での議論を踏まえ、LD（学習障害）等支援の必要な子どもを含む障害のある子どもたちが、ひとりひとりのニーズに合った教育を受けられるよう、教職員の専門性の向上と学校の組織体制を確立し、個別の指導計画等の作成により必要な支援・指導の充実を図る。また、総合支援学校や育成学級で学ぶ児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習等をより一層推進し、障害のある子どもへの理解を深め、支援ができる学級集団づくりを進める。さらに、より自立的な社会参加をめざす新たな学習拠点の整備や職業学科の定員拡大等、総合支援学校の教育環境の一層の充実を図る。

3 教職員の資質・指導力の向上

(1) 教員養成から採用、研修まで一貫したシステムの構築

教職員が尊ばれ、多くの学生が高い志と夢や希望をもって教員をめざせるためには、公立学校の教職員が市民の信頼にこたえる必要がある。そのためには、大学・大学院での教員養成課程と学校現場での教育実践との融合、教師をめざす学生等に対して教師として求められる資質や実践的指導力を養成する取組の充実、多様な人材を確保するための特色ある教員採用試験の実施、採用後の研修体系の充実やICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業の質の向上等を進め、教職員の資質・指導力の向上を図る。

(2) 教職員評価システムの実施と評価の活用

全教職員がみずからの課題や改善点を明確にし、資質向上や能力開発を促進するため、教職員評価システムの充実と高い信頼性を確保し、教職員の意欲向上や学校組織のさらなる活性化を推進する。

4 新しい学習環境づくり

(1) 学校施設の環境対応とバリアフリー化

老朽化した学校施設の機能改善などの際に、太陽光発電システムや風力発電システム、屋上緑化や壁面緑化、校庭の芝生化など、環境にやさしい学校施設の整備を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を進めて、児童生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に過ごせる学習環境を整備する。

(2) 自然とふれあえる野外活動の充実

野外活動施設花背山の家を中心とした長期宿泊・自然体験や、海に接することが少ない京都の子どもたちが、海での生活を体験する野外教育センター奥志摩みさきの家の活動などの野外活動の推進を図るため、活動プログラムの多様化や施設環境の充実を図る。

政策分野 19 生涯学習

～まち全体をまなびやに 大人も子どもも学び育つまちをつくる～

基本方針

「豊かな人生は学びとともににある」という観点から、京都ならではの「地域力」、「文化力」、「人間力」を結集し、まち全体を学びの場としてすることで、子ども・若者から高齢者まであらゆる世代の市民だれもが学ぶ喜びを実感し、みずからを磨き高めて、社会を創造していけるまちづくりを進める。

また、次代を担う子どもたちを市民ぐるみで健やかに育むために、「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践に向けた取組を市民ぐるみで推進する。

現状・課題

大学、博物館、文化財、伝統産業から先端企業などが集積する京都の都市特性と、京都ならではのさまざまなひとのつながりを生かし、生涯学習施策を総合的・体系的に推進するしくみづくりができている。

各市立図書館や生涯学習総合センターなどの生涯学習機関はもとより、学校が地域の学びの拠点として定着し、市内のあらゆる場での学びと交流が進んでいる。

一方で、子どもから高齢者まで幅広い市民の多様な学習需要の適切な把握と、それに応じた情報の提供や、学習機会の充実などにより、市民の学習の場への一層の参加促進を進める必要がある。

また、家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、PTA が中核となって、子育て支援や父親の子育て参加、地域活動の活性化など、地域ぐるみで子どもを育む取組が推進されている。今後さらに充実するとともに、子どもを取り巻くさまざまな今日的課題を、社会全体の問題として正しく認識し、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に即して、大人たちがそれぞれの立場で子どもたちの健やかな育ちにかかわる取組を進める必要がある。

みんなでめざす10年後の姿

1 市民がまちのあらゆる場で学んでいる

行政だけでなく、さまざまな団体が実践している生涯学習の場や情報を有機的に結びつけ、一元的に案内・発信し、社会全体で共有することにより、子ども・若者から子育て世代、高齢者まで、障害の有無にかかわらず、生涯学習の主体である市民ひとりひとりが学習の場をワンストップで選択し、参加できるまちとなっている。

2 市民の学びが生かされたまちづくりが進んでいる

学びの成果が仕事や社会活動等に生かされ、相互につながることによって、市民ひとりひとりの学びが京都の未来を創造する原動力となるようなまちとなっている。

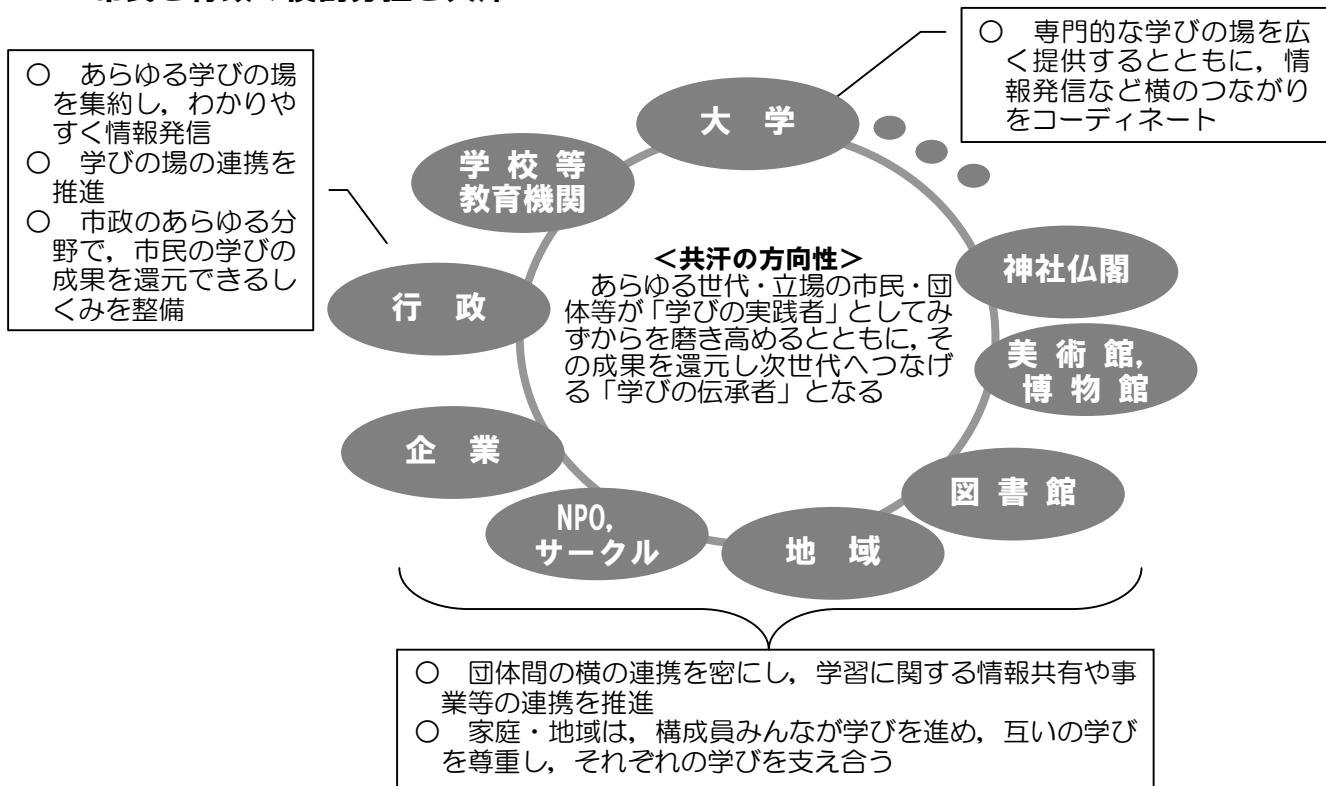
3 学びが次世代に継承されている

世代間交流の場をあらゆる場面で設けることにより、学びが高齢者、子育て世代、子どもたちへとしっかりとつながっていく「学びの伝承」を実現できるまちとなっている。

4 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づく行動が市民に浸透している

すべての大人たちが「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を意識し、子どもを真ん中に据えた行動をすることで、社会の宝である子どもを市民ぐるみで育むまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充

(1) ひとりひとりが学び続けるまちづくり

生涯学習の主役である、ひとりひとりの市民が学ぶことの楽しさ、深さ、尊さを実感し、学び続けることによって、みずからを磨き高め、さらに意識や行動、ライフスタイル（くらし方、生き方）を変革させていくことを奨励するようなしくみを構築する。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、ひとりひとりが学ぶゆとりをもち、それが意欲を高めて学びに取り組むことのできるしくみを構築する。

(2) 京都ならではの学びの発掘・発信

大学のまち、山紫水明のまち、ものづくり都市、観光都市といった京都の都市特性を最大限に活用しながら、大学や博物館、伝統産業から先端企業、NPO・ボランティア団体などが創出する豊富な学習資源を相互に結びつけ、世界を魅了する刺激的な学びを発掘・発信する。そのため、京都市の全庁横断的な生涯学習推進組織と、幅広い生涯学習関係団体のネットワークとの両輪により、ひと・地域の新しい縊となる「学びのネットワーク」を拡充する。また、多彩な学びの情報の一元化を図り、情報の受け手と送り手をワンストップでつなげるシステムを構築する。

(3) 生活のあらゆる場面で役立つ図書館機能の充実

「知りたいとき、困ったときは図書館へ」を合言葉に、市民に最も身近な学びの拠点として、また暮らしに潤いを与える、地域を支える情報センターをめざして、インターネット図書検索システムや情報発信等の電子図書館機能をはじめ、図書館機能の充実を図る。とりわけ、子どもの読書活動を推進するため、学校図書館や関係機関とも連携し、児童館・学童保育所や子ども文庫、PTAサークル、書店等も含めた幅広い団体等とも情報を共有しながら、読み聞かせや親子対象の講座等の充実を図る。

(4) 学びの拠点としての学校施設をはじめ、多彩な生涯学習機関の活用

学区・地域の拠点である学校施設や区役所・支所などを中心に展開されている地域に根差した学びを活性化させるため、催し情報の発信などの支援を行う。

また、京都市の生涯学習のセンター的役割を担う生涯学習総合センター（京都アスニー）や京都の教育の伝統と町衆の情熱を発信する学校歴史博物館、乳幼児の子育て支援を総合的に推進する子育て支援総合センターこどもみらい館、科学に親しむ風土づくりをめざす青少年科学センターなどが、それぞれの分野での拠点として、関係機関・団体相互の連絡調整・情報共有を図るなど、全市的ネットワーク機能の充実を図る。

2 学びが社会に還元されるしくみづくり

(1) 学びで進めるまちづくり

「まちづくりは人づくりから」を生涯学習の基本理念とし、ひとりひとりが学びを続けることにより、みずからの地域や社会の課題を認識し、それらの課題の解決に主体的に取り組むまちづくりを進める。

とくに、「団塊の世代」をはじめとする高齢者の豊富な知恵と経験を最大限生かしながら、世代間が互いに学び合うしくみを構築する。

(2) 学びで深める地域の絆

地域の各種団体と学校運営協議会、PTA やそのOB、おやじの会等とが連携した「学校・学区等を核とした地域コミュニティ」づくりを推進し、地域活動をより一層活性化する。

また、こうした地域コミュニティへの積極的な参画や住民の相互交流をさらに深めるための呼び水として、住民が参加して楽しいと感じられ、子どもから高齢者まで多世代の市民が楽しめるイベント企画等を切り口とした、各地域でのさまざまな学びへの支援を行う。

3 子どもを共に育む気運づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

学びを次代につなげるため、未来を切り拓く子どもたちの学びと育ちを支える。そのため、京都が培ってきたひとづくりの伝統を受け継ぎ、ネットワークの輪をさらに広げながら、「子どもを共に育む京都市民憲章」が子どもを主体とした大人の行動規範として定着することをめざす。

とりわけ、虐待・薬物・児童ポルノをはじめ、子どもたちのいのちを脅かし青少年の健全育成を阻害する課題解決に向けては、各行政機関・市民団体の有機的な連携が何よりも重要である。行政等関係機関が参画するワーキングチームを設置するなど、各団体間の協働関係をより一層強めていく。

(2) まち全体をまなびやに 大人みんなが先生に

放課後・休日や夏休み等に豊かな学びと育ちを市民ぐるみ・地域ぐるみで支えるさまざまな活動について、京都ならではの多彩な学習資源を最大限活用しながら拡大を図る。具体的には、地域や企業、大学、博物館、神社仏閣、NPO など幅広い市民が参画して、子どもたちに豊かな学びと育ちの場を創造する市民活動、子どもたちに運動の機会と環境を提供する各道場・スポーツ少年団の活動を振興する。

(3) すべての家庭にしっかり届ける家庭教育支援

親自身が親としての心構え等を学ぶための「親支援プログラム」については、孤立しがちな子育て中の親が気軽に参加できるよう、保育所・幼稚園・学校さらには保健センター・児童館等あらゆる場所で展開させ、すべての家庭に対して支援策を講じる。

また、中高生等、将来親となる若い世代が、体験活動などを通して、子どもを生み、慈しみ、育てることに感動を覚え、いのちの尊さを感じ、家族の社会的機能・役割とそれを支える地域や社会の重要性を考える機会となる学習のしくみを構築する。

まちづくり

政策分野 20 歩くまち

～ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図る～

基本方針

市民、事業者、行政が一体となって「歩いて楽しいまちづくり」を推進することにより、クルマを重視したまちとくらしを、京都にふさわしい「歩く」を中心としたまちとくらしに力強く転換していく。

現状・課題

時代の流れのなかで、市民生活のマイカーへの依存が高まり、都心部や観光地を中心とした交通問題が発生するとともに、まちの活力や魅力の低下、そして地球温暖化や景観などの諸問題がますます深刻なものとなっている。

このクルマ社会の進展に伴う諸問題を解消し、「歩くまち・京都」を実現するためには、鉄軌道やバスといった都市の装置としての利便性の高い公共交通を整えること、クルマ利用の制限を含めたさまざまな抑制策を実施すること、「歩く」を中心としたくらしに転換していくことなどが必要である。

地下鉄・市バス事業は、経営改善を進めてきたが、いまだ厳しい財政状況にある。

とくに地下鉄事業は、資本費の負担が重い一方、旅客数の伸び悩みなどにより危機的な状況にあり、将来にわたって安定的に運営するためには、今後、大幅な増客が必要である。

駐輪場整備は着実に進んでいるものの、依然として放置自転車が多数見受けられ、まちの美観を損ねるとともに、安全な通行の妨げとなっている。

また、自転車と歩行者の事故が増加し、社会的な問題となっている。歩行空間の確保、安心で安全な自転車利用環境の整備等を進める必要がある。

自動車分担率が増加傾向

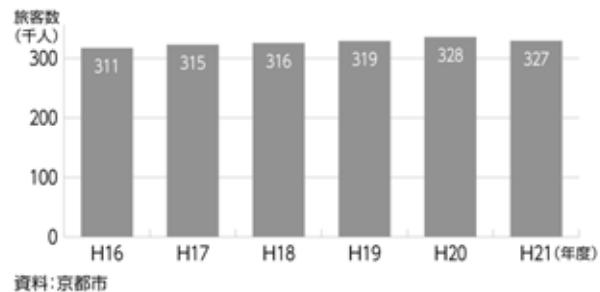
【京都市における交通手段の構成比の推移】



資料:第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査

地下鉄の旅客数の伸び悩み

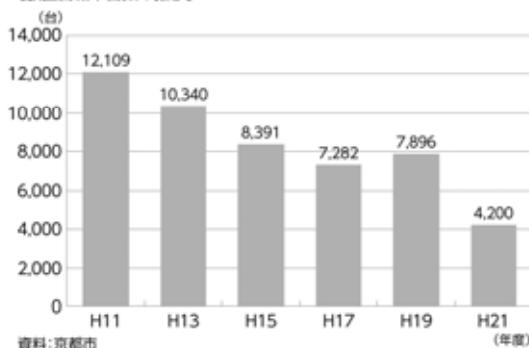
【地下鉄の近年の旅客数の推移(1日当たり)】



資料:京都市

放置自転車台数は減少傾向

【放置自転車台数の推移】

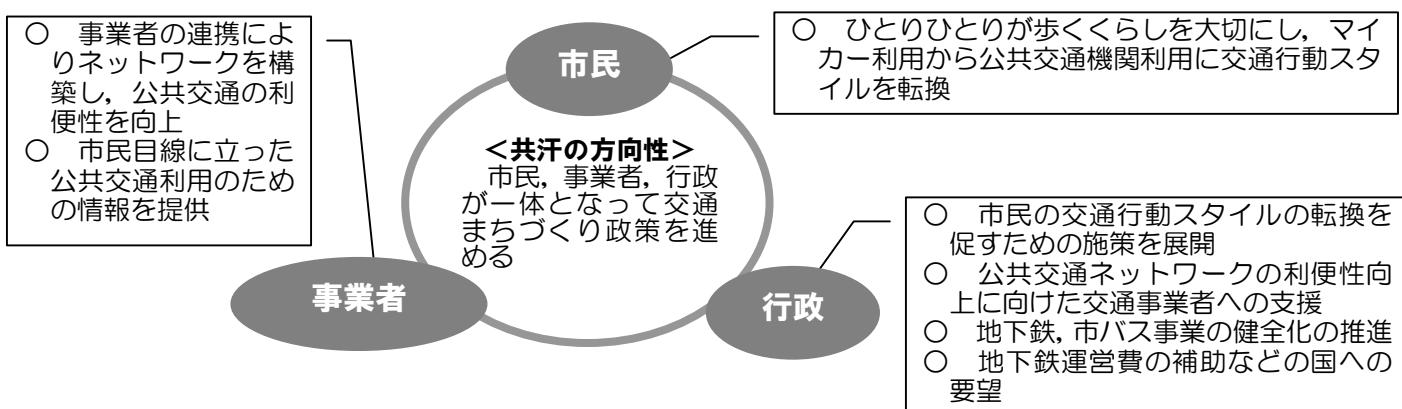


資料:京都市

みんなでめざす10年後の姿

- 1 市民、事業者、行政の一体となった取組により「歩くまち・京都」が進展している
持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市をめざして、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力にあふれるまちをつくり、ひとりひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることで「歩くまち・京都」が着実に進展している。とくに、交通行動スタイルを見直す市民と一体となった取組が定着し、過度なクルマ利用を控え、歩くこと、公共交通等を利用するを中心としたライフスタイル（暮らし方、生き方）により「歩くまち・京都」の実現が支えられている。
- 2 使いやすい公共交通の構築や新たな公共交通の整備が進んでいる
バス停や駅の施設は、ユニバーサルデザイン※に基づいた整備が一層進むとともに、バスの走行環境やダイヤの改善などにより使いやすい公共交通が構築されている。また、公共交通を再構築すべきと考えられるエリアでは、ユニバーサルデザイン性、高い速達性と定時性、需要に応じた輸送力をあわせもった新しい公共交通の整備が進んでいる。
- 3 「歩くまち・京都」を支える歩きたくなるようなまちとなっている
歩行者と公共交通優先の道路では、歩道拡幅や緑化が進み、ひととひととがふれあい、にぎわいと活気に満ちたまちとなっている。
- 4 自動車利用の抑制策が定着し、自動車交通の効率化と適正化が図られている
自動車利用の抑制に向けて、新たな駐車施設の整備が抑制され、既存の駐車施設の有効活用が図られている一方で、パークアンドライド※が拡充され、年間を通して、徒歩や公共交通で京都観光を楽しむひとや市内への通勤や買物に行くひとに利用されている。
- 5 地下鉄、市バスが市民の足として重要な役割を果たしている
公共交通優先の社会への転換が進むとともに、駅ナカビジネスなども充実してさらに魅力的になった地下鉄を基軸としたまちづくりが進んでいる。それにより、地下鉄、市バスの旅客数が増加し、コスト削減などの効果とともに地下鉄、市バスの一層の経営改善が図られ、市内の大動脈、市民の足としてますます重要な役割を果たしている。
- 6 自転車利用の環境整備及びマナー、ルールが確立している
自転車利用の環境整備及びマナー、ルールの確立という2本の柱を基本とした取組を進めることにより、まちの美しさや歩きやすさを実感できるまちになっている。

市民と行政の役割分担と共済



※ ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

※ パークアンドライド：クルマの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和することを目的として、自宅から乗ってきたクルマを、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗継ぎを促す制度

推進施策

1 世界トップレベルの使いやすさをめざした公共交通の再編強化

世界トップレベルの使いやすさをめざした公共交通の再編強化のため、市内で運行する鉄道、バスの交通事業者等の連携によるネットワークを構築し、さらなる鉄道、バスの利便性向上策やバスの走行環境の改善策などを実施する。こうした取組に加え、バリアフリー化の推進や公共交通の利用を促進するための情報提供策の実施、さらには、公共交通不便地域や観光シーズンにおける交通対策の強化などを実施する。

2 歩く魅力を最大限に味わえるような歩行者優先のまちづくり

「歩くまち・京都」を実現するため、都市計画をはじめ、環境、福祉、教育、景観、産業などの幅広い政策分野と融合した取組を積極的に推し進める。

具体的には、歩行者と公共交通を最優先とする快適な道路空間を構築するとともに、地域の特性や都市機能の維持に結びつく道路の使い方を検討し、通過交通の抑制、物流対策、駐車場施策、パークアンドライドなどの適切な自動車利用の抑制策を推進する。また、公共交通のあり方を再構築すべきと考えられるエリアについて、地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向けた取組を進める。

3 歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換（「スローライフ京都」

プロジェクト
大作戦

使いやすい公共交通の構築や歩行者優先のまちづくりと連携しながら、歩いて楽しむ暮らしを大切にする過度にクルマを使わないライフスタイル（くらし方、生き方）への転換を図る。

そのために、市民、観光客、そして事業者、行政が一体となって、ひとと公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するための行動規範を明確にした「『歩くまち・京都』憲章」の普及・啓発を強力に推進する。

さらに、歩いて楽しい暮らしを大切にする動機付けのための情報や、公共交通を利用する際に必要となる情報を、利用者の視点に立って的確に提供する。また、さまざまなメディアや機会など（新聞、ラジオ、家庭、学校、職場など）を通じて、市民ひとりひとりにみずから行動の振り返りや、交通行動の変更を働きかけることにより、ライフスタイル（くらし方、生き方）の転換を促す。

4 地下鉄の魅力向上とまちづくりへのさらなる活用

市内交通の大動脈である地下鉄の一層の有効活用を図るため、地下鉄と市バスをはじめとした他の交通機関とのネットワークの強化と、さらなる利便性の向上を図る。

また、地下鉄を市民生活やまちづくりに積極的に活用するため、沿線での土地利用転換と合わせて、駅ナカビジネスの充実などにより地下鉄自体の魅力を高めるとともに、地下鉄を活用したイベントの開催やマイカーからの利用転換に向けた働きかけなど利用促進の取組を進める。

こうした取組により、地下鉄、市バスの経営改善を進め、両事業を安定的に運営するとともに、公共交通優先の社会への転換と沿線地域の活性化を一体的に推進する。

5 歩行者と共存可能な自転車利用の促進

放置自転車を解消し、歩行者の安心・安全で快適な通行空間を確保するため、行政による整備だけでなく道路占用や自転車等駐車場整備への助成などを活用した民間事業者による整備などさまざまな手法を取り入れることにより、効率的・効果的な自転車等駐車場の整備を推進する。また、歩行者と自転車が安心・安全に通行できる道路環境の改善を図るため、自転車道や自転車レーンの整備などを推進する。

さらに、自転車問題が市民ひとりひとりの課題として認識されるよう、行政・地域の交通安全推進団体等が相互に協力、連携した自転車等の利用マナー、ルールの啓発に関する取組を行う。

政策分野 21 土地利用と都市機能配置

～地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市^{*}をつくる～

基本方針

人口減少や少子高齢化、低炭素社会実現への対応などの社会動向を見通し、都市を効率的に経営する視点をもちながら、「保全・再生・創造」の都市づくりを基調として、地域ごとの特性を生かすための多彩で個性的、かつ秩序ある土地利用の展開や、地球環境への負荷の少ない集約的な都市機能の配置を図ることにより、さまざまな都市活動を持続的に展開することのできる都市を実現する。

現状・課題

今後、人口減少等に伴う税収の減少、高齢化の進展に伴う社会福祉費の増大等により、都市への投資的経費が減少していくことが予想され、拡大・成長から、安定・成熟を前提とした都市づくりへの転換が求められている。

今後の都市づくりに当たっては、行政が主体の取組について戦略的かつ計画的な展開が一層求められるとともに、既存の都市基盤を将来に負担を強いることなく引き継ぐ視点も必要である。さらに、住民、企業、NPO 等の各主体がより質の高い活動を実践できる環境整備が求められている。

これまでから市民の自治意識が高く、近年、景観、環境、まちづくりに対する関心や機運がさらに高まってきている。一方、住環境の変化等により地域住民同士のコミュニケーションの取りにくさや、市民ニーズが多様化するなかで住民の合意形成に時間を要する等の課題もある。

21世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりを進める南部地域では、幹線道路等の都市基盤整備や産業集積において一定の進ちょくが見られる。一方で、まとまりのない景観や緑化の不足など、都市環境という視点から見て課題がある。また、相対的に高い地価等から企業にとって立地する動機付けが十分でない状況がある。

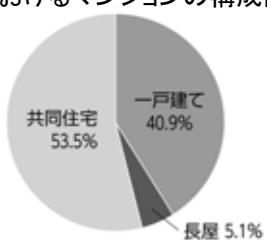
京都市の人口の減少、高齢化の進展

【京都市の人口の推移(実績及び推計)】



資料:京都市(平成22年3月推計) コーポート要因法による京都市独自推計

都心地区におけるマンションの構成割合が過半数



資料:総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

* エコ・コンパクトな都市: 地球環境への負荷が小さい、まとまりのある土地利用を図ることにより実現される、にぎわいのある、くらしやすい都市

投資的経費は減少傾向

【京都市の歳出と投資的経費の推移】



資料:京都市統計書

みんなでめざす10年後の姿

1 便利でくらしやすい生活圏がネットワークする都市

交通拠点の周辺に、集客施設が集積するとともに、クルマに過度に頼ることなく、徒歩や公共交通などにより買物などの日常生活ができる便利でくらしやすい生活圏が形成され、それらがネットワークされた都市となりつつある。

2 にぎわいのある魅力的な商業・業務地域

田の字地域※や京都駅周辺地区において、広域的な商業・業務機能等が集積し、にぎわいのある、魅力的な界隈が形成されている。

3 京都の新たな活力を担う南部地域

「らくなん進都※」をはじめとする南部地域が、京都の新たな活力を担う地域として、最先端のものづくり企業の本社・研究開発・生産機能の集積がさらに進むとともに、快適かつ魅力ある都市環境が形成されている。

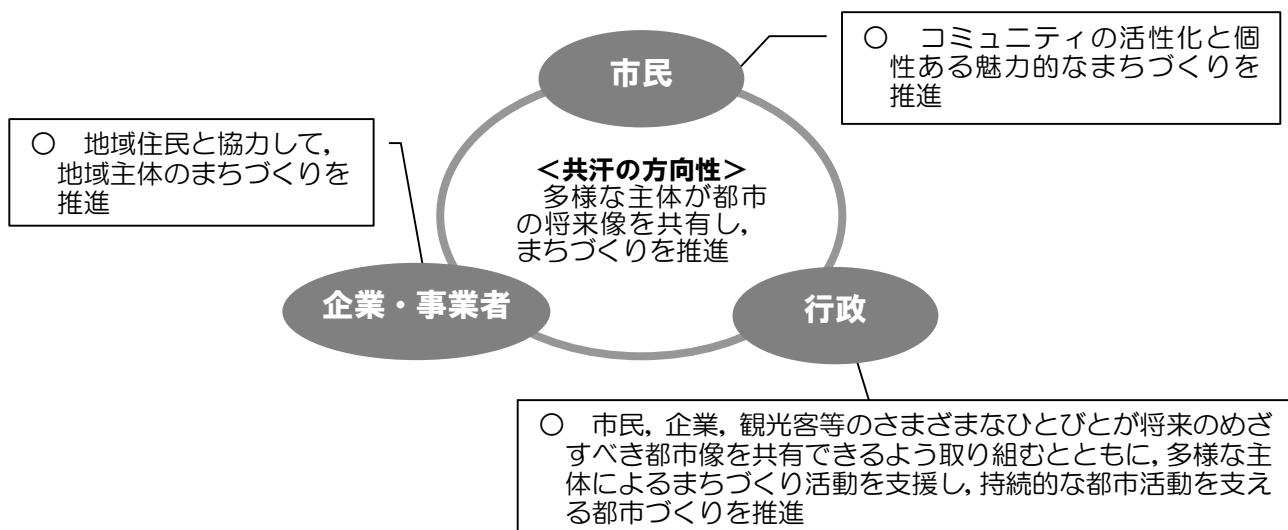
4 個性豊かで魅力的なまちの創出

岡崎地域（左京区・東山区）や山ノ内地域（右京区）など、市内のさまざまな地域において、個性豊かで魅力的なまちが創出されている。

5 自主的なまちづくりのルール化やマネジメントの展開

市民・事業者自身がまちづくりに積極的にかかわり、さまざまな地域で地域の特性に応じた自主的なまちづくりのルール化やマネジメントが展開されている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 便利でくらしやすい生活圏づくり

便利でくらしやすい生活圏の形成のために、だれもがクルマに過度に頼ることなく、徒歩や公共交通などにより、医療、教育、行政、買物などの日常サービスが享受できるよう、周辺居住環境との調和に配慮しつつ、鉄道駅などの交通拠点の周辺に集客施設を集積させるなど、公共交通ネットワークと一体となった都市機能の配置を図り、市街地環境の整備を推進する。

※ 田の字地域：河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の幹線道路沿道地区

※ らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607ha

2 商業・業務機能が集積したにぎわいのある魅力的なまちづくり

田の字地域や京都駅周辺などの都心部においては、広域的な商業・業務機能を一層集積させ、にぎわいのある魅力的な地域の実現をめざすため、鉄道駅などの交通拠点の周辺や、それにつながる幹線道路沿道における土地利用を、都市計画手法などを活用して適切に誘導するとともに、商業振興施策や観光振興施策とも連携を図りながら、事業者による主体的なにぎわい創出の取組を支援する。

3 創造を続ける南部地域のまちづくり

京都の新たな活力を担う地域をめざす「らくなん進都」をはじめとする南部地域においては、創造的な活動を支える快適かつ魅力ある都市環境を形成するため、公共交通網の充実や緑化の促進、環境負荷の軽減に資する取組等を推進する。また、最先端のものづくり企業の本社・研究開発・生産機能等の集積をさらに進めるため、積極的な企業誘致の取組を展開するとともに、まちづくりを持続的かつ効果的に進めるために、住民、企業、大学、行政等の多様な主体による交流及び連携を促進する。

4 市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくり

個性豊かで魅力的なまちづくりの実現のため、山間部や市街地をはじめ市内のさまざまな地域において、歴史や伝統に裏打ちされた地域の資源を生かしたまちづくりを進める。とくに、岡崎地域（左京区・東山区）、山ノ内地域（右京区）、崇仁地域（下京区）などにおいて、地域がもつ特色や潜在力を生かし、民間活力の導入による新しいまちづくりを進めるなど、各地域において都市計画手法の活用を含め多様な施策を総合的に推進する。

5 まちづくりを支えるしくみづくり

地域のまちづくりを促進するため、市民、事業者自身がまちづくりに積極的にかかり、市民が主体的に参加できる取組を進めるなど、さまざまな地域でそれぞれの地域の特性に応じた自主的なまちづくりのルール化やマネジメントが展開されるよう、まちづくり活動の支援やしくみづくりを推進していく。

また、住民、事業者、行政のパートナーシップで取り組むまちづくりの橋渡し役である景觀・まちづくりセンターと連携し、まちづくりにかかる人材の育成や情報発信、相談事業など、まちづくり活動を支援する。

政策分野 22 景観

～1200 年の歴史・文化を実感でき、世界のひとびとを魅了し続けるまちとなる～

基本方針

京都の個性や魅力の源は、歴史や文化であり、そしてそれらを表象する美しい景観である。この優れた京都の景観を守り、育て、つくり、そしてこれらを生かしていくことにより、日本を代表する歴史都市・京都の魅力や価値を高め、50 年後、100 年後も京都が京都であり続けるため、市民と行政との協働により、時を超えて輝く京都の景観づくりを推進していく。

現状・課題

高度経済成長期以降、急速な都市化の伸展に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物などにより、京都らしい景観が変容してくるなか、新景観政策を実施しているが、京都の魅力や活力を維持、向上させる取組を加速させるため、新景観政策の着実な推進と、政策の検証に基づくさらなる進化が求められる。

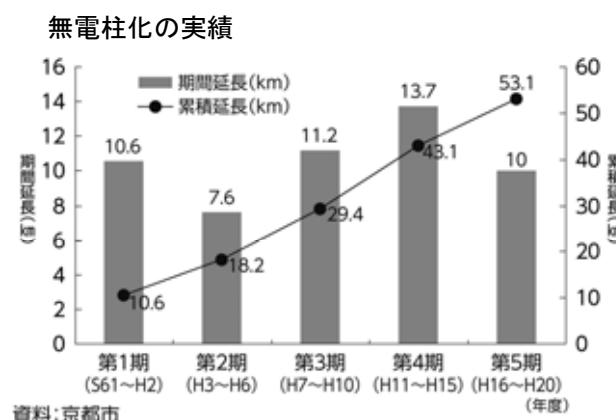
京都では、個々の地域が自然、歴史、文化等から生じる地域固有の特性を有しており、それぞれの地域において、市民をはじめあらゆる主体が参加、協働して取り組む景観まちづくりの推進が求められる。

京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家は年々消失し、京都らしい風情ある景観や文化が次第に失われてきており、個性あふれる京都のくらしや空間、まちづくりを継承・発展させるためには、京町家をはじめとする歴史的建造物のさらなる保全・再生・活用に取り組むことが求められる。

街路樹や道路、橋りょう等の公共施設を含めた都市景観の向上や安全で快適な歩行空間の確保等のため、道路における無電柱化や美装化をはじめとした、美しい公共空間の創出が求められている。

街路樹や公園緑地は都市の景観を形成するうえで重要な緑であり、とくに緑の少ない中心市街地や周辺の新興市街地において、緑化を推進することが求められている。

東山、北山、西山の三山の森林は、山紫水明と称えられる京都の自然景観の骨格をなすものであるが、近年、木などの種類、大きさ、生え方の状態の激変や病虫害の発生等により、森林景観が変容してきており、三山の森林再生が求められる。



みんなでめざす10年後の姿

1 品格のある優れた町並み景観が広がりつつある

歴史的建造物などによる京都らしい風情ある町並みや三山などの自然景観と調和した建築物、さらには、現代的な沿道景観を創造する質の高い建築物などの整備が進むとともに、優良な屋外広告物の整備も進むことにより、地域ごとの特性を反映し、これから日本の景観を先導する品格のある優れた町並み景観が、市内に広がりつつある。

2 地域の絆に支えられ安心してくらせるまちづくりが進んでいる

京都のまちのあちこちで景観についての勉強会や協議が行われ、それぞれの地域における景観の将来像を共有しながら独自の景観ルールを定めるなどの活動が活発になり、地域の町並みや相隣環境に配慮した建築物の整備が進むとともに、地域の絆に支えられ安心してくらすことができるまちづくりが進んでいる。

3 京町家の暮らしや空間、まちづくりの文化が継承・発展されている

これまで空き家になっていた京町家がすまいやお店等へ活用されるなど、京町家の保全・再生・活用とともに、新たな京町家の開発・整備が進み、これまで京町家が蓄積してきた暮らしや空間、まちづくりの文化が継承・発展されている。

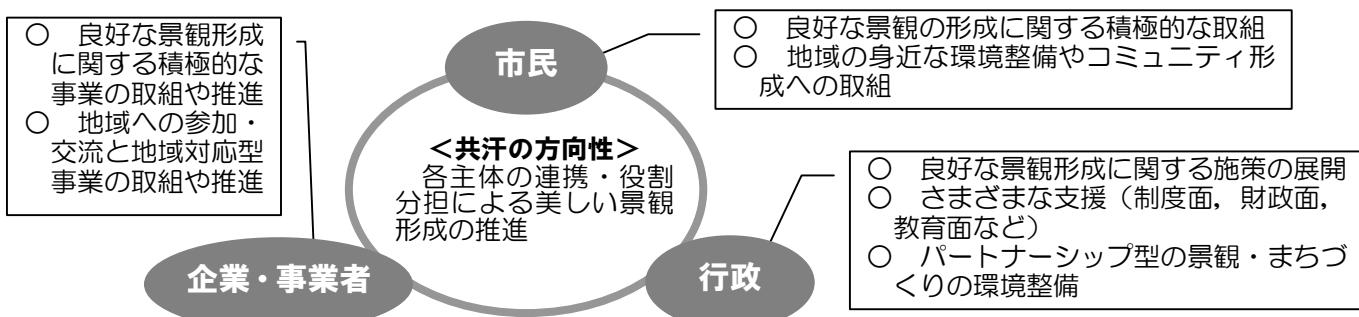
4 魅力あふれる美しい公共空間が創出されている

都市の骨格を形成する道路や京町家をはじめとする歴史的建造物が多く残る地区等において、無電柱化や町並み景観に配慮した美しい公共空間の創出が進んでいる。

5 緑や水辺の整備による四季を楽しめるまち

くらしと自然が共生するすまいづくり、市街地の緑化推進、三山の森林再生活動が進み、環境にやさしく、四季折々の彩りを楽しめるまちになっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 山紫水明の自然景観の保全

山紫水明と称えられる京都の景観の基盤となっている三山の山並みや河川などの優れた自然景観を保全するため、風致地区※や自然風景保全地区※等の制度の活用や、歴史的風土特別保存地区※を含む三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインに基づく、市民や事業者との協働による森林景観づくりを推進する。

また、市内に点在する丘陵や樹林地等の重要な緑地資源について、特別緑地保全地区※や近郊緑地特別保全地区※制度を活用し、その保全を図っていく。

- ※ 風致地区：優れた自然的景観や歴史的景観と、山すそから広がる緑豊かな住宅地を保全するため指定した地区
- ※ 自然風景保全地区：市街地からの背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全するため指定した地区
- ※ 歴史的風土特別保存地区：三方の山並みやその山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域として歴史的風土保存区域に指定したなかで、とくに重要な地域
- ※ 特別緑地保全地区：都市計画区域内において、都市の無秩序な市街化の防止に資する緑地等、都市における良好な自然的環境となる緑地のうち、とくに重要な地区
- ※ 近郊緑地特別保全地区：都市近郊における樹林地のうち、相当規模の面積を有し無秩序な市街化の恐れのある区域のうちとくに重要な地区

2 品格のある市街地景観の形成

三山の山並みや河川等の豊かな自然景観や趣を残す美しい町並みなどの歴史的景観と調和する品格のある市街地景観を形成するため、建築物等に対するきめ細かなデザイン規制による誘導や眺望景観の保全、市街地の緑化推進などに取り組む。これらに加えて、時代をリードする質の高いデザインの建築物への誘導や顕彰などを推進していく。

また、都市景観を形づくる重要な要素である屋外広告物について、地域の景観特性に応じたきめ細かな規制や優良な屋外広告物への助成・表彰等を行うとともに、都市景観を損なう違反広告物への指導強化や市民との連携により、町並みに調和した屋外広告物を誘導していく。

3 歴史的な町並みや京町家等の保全

風情ある京都の町並み景観を次の世代に継承していくため、京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家や大規模邸宅等の景観資産について、これまでの重要伝統的建造物群保存地区※等の地区指定制度や歴史的風致形成建造物※等の個別指定制度により、それらの建造物の外観修景等を行い、歴史まちづくりを推進する。さらに、京町家等の保全・再生・活用を促進するための情報の受発信のしくみなどさまざまな保全・活用策を講じるとともに、新たな京町家の開発・整備にも取り組んでいく。

4 無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出

建造物等と一体となった魅力あふれる美しい京都の町並みを形成していくため、景観を形成する重要な要素である道路空間のうち、主要な幹線道路や歴史的建造物等の保全がとくに必要な地域等において、市民、事業者、行政が連携して無電柱化等を推進する。

また、道路空間を構成している舗装や街路樹、照明柱などについては、色、形状、材質など道路空間のデザインに配慮した整備を行う。

5 市民とともに推進する景観まちづくり

市民をはじめとするあらゆる主体が参加、協働し、主体性をもって、地域の特性に応じた景観づくりに取り組むため、市民、行政、景観整備機構※及び建築設計の専門家等との連携を強化し、市民主体の景観まちづくりで中心的な役割を担う人材の育成をはじめ、子どもからお年寄りまで多様なひとびとの地域への想いや絆を生かした景観まちづくりの取組を推進していく。

また、京都市の新景観政策を検証し、これによる経済効果等も含めた評価を市民にわかりやすく示すとともに、そのことで得られる評価を生かし、景観政策を進化させ、1200年の歴史・文化を実感でき、世界のひとびとを魅了し続けるまちを形成していく。

- ※ 重要伝統的建造物群保存地区：文化財保護法に基づき、京都市が伝統的建造物群及びこれと一体を成してその価値を形成している環境を保存するために伝統的建造物群保存地区を指定し、さらに我が国にとってとくにその価値が高いものとして国に選定された地区
- ※ 歴史的風致形成建造物：京都市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域内において、京都の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物
- ※ 景観整備機構：良好な景観形成に関する事業を行う者の支援等を行う主体として、景観法に基づき指定する団体

政策分野 23 建築物

～建築物の安全の確保と質の向上で、ひとにやさしく、安心なまちをつくる～

基本方針

建築物にかかる災害や事故から市民を守り、だれもが日々安心し、いきいきとくらすことができ、充実した社会活動を展開できるひとにやさしいまちの実現をめざし、市民と行政の役割分担と協働の下で、新築建築物及び既存建築物の両方について、安全で、環境に配慮され、だれもが使いやすい建築物にしていく。また、建築物の先導的な役割を果たすべき公共建築物においても、適切で計画的な維持管理や有効活用を図る。

現状・課題

建築関係企業の法令遵守によって新築建築物の違反は減少傾向にあるが、安全性や適法性の確認（完了検査）を受けない新築建築物が依然として少なからず建築されている。

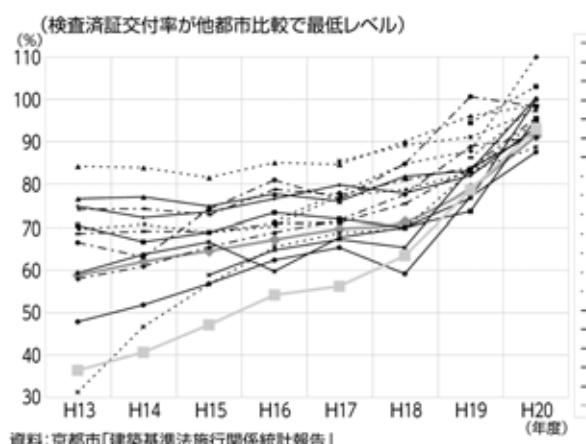
地震による建築物の倒壊、ビル火災による死傷者の増加、エレベータ等の建築設備における事故の多発、アスベストによる健康被害など、近年、既存建築物における災害や事故の被害が増えてきている。

京都市域には、地震発生時に被害を受けると予想される活断層が8箇所ある。また、京都特有の状況として、戦前木造住宅が多く、適切に維持管理されていないものは、老朽化し防火性、耐震性に劣る。さらに、市街地に細街路が多く、避難上、救助活動上、防災上の問題が大きい。

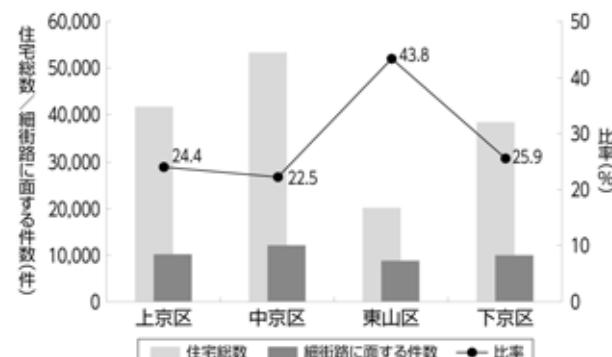
環境に配慮され、バリアフリー化された建築物が少ない。

大規模な改修を必要とする建築後30年を経過する公共建築物が今後急増するが、財政難等から計画的な改修・修繕ができていない。

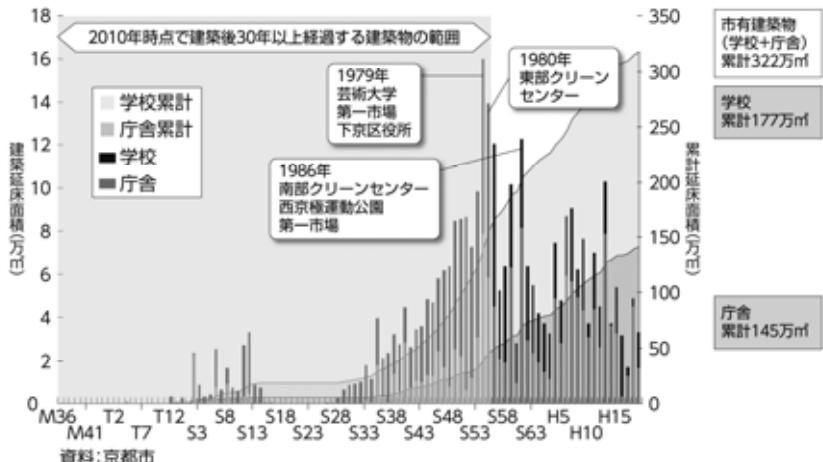
安全性が確認されない新築建築物の発生



都心部の細街路に面する住宅が多い



大規模改修を必要とする公共建築物が急増



みんなでめざす10年後の姿

1 すべての新築建築物について検査済証が取得されている

新築建築物については、すべて完了検査が行われ、検査済証が取得されることにより安全性と適法性が確保されている。

2 建築物が安全かつ快適に活用されている

新築建築物については、耐震化、省エネルギー化、長寿命化、バリアフリー化がさらに図られ、既存建築物についても、日常的な維持管理、定期的な点検調査、計画的な改修・修繕が行われることにより、安全かつ快適な状態で有効に活用されている。

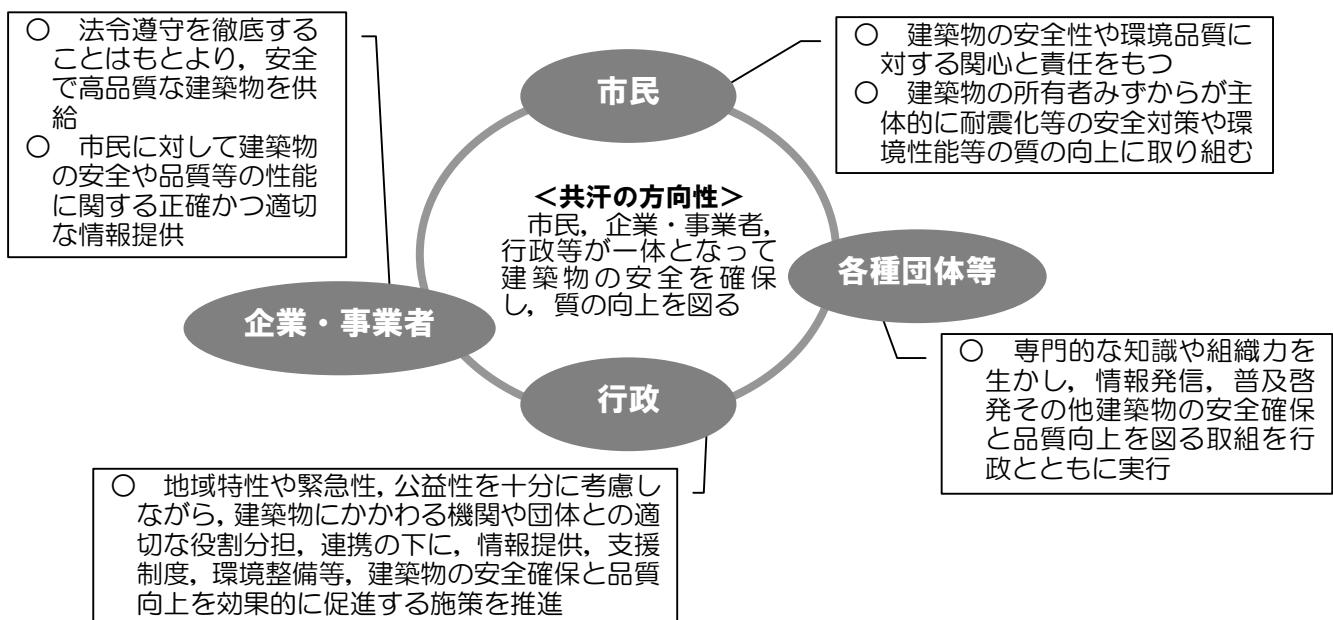
3 地震、火災、事故による被害が減少している

建築物の避難や防火等の安全性に関する法律違反や既存不適格の改善が進み、既存建築物における事故の予防及び安全の確保が図られ、地震、火災、事故による被害が減少している。

4 災害に強いまちづくりが進展している

袋路等の細街路の整備改善、細街路に面する建築物の耐震性能・防火性能の向上、地域コミュニティを生かした防災力の強化により、災害に強いまちづくりが進展している。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 安全な新築建築物の供給

新築建築物の耐震や防火等の安全性確保と違反防止の推進のために、警察、消防、金融機関、指定確認検査機関、建築関係団体などの多様な関係機関と連携し、工事監理及び完了検査のさらなる徹底を図る。また、建築主及び事業者に対して、検査済証の意義や必要性についての意識啓発の取組を強化する。

2 既存建築物の安全性の向上

既存建築物における災害や事故を未然に防ぐため、建築物の劣化等の状況把握及び査察に積極的に取り組み、安全指導と違反是正を徹底する。

また、既存建築物の安全性の向上に対する所有者等の意識を啓発し、適切な維持管理、定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕の促進を図る。とくに、新耐震基準施行以前の建築物については、耐震診断を実施し、耐震基準に満たない建築物の耐震改修を推進する。

さらに、京都の歴史、文化の象徴である京町家等を安心安全な建築物として次代に継承し、かつ、都市防災性能を確保するため、法制度の見直しや京都の地域性を踏まえた独自基準の策定等に向けた取組を進めることにより、京町家等の円滑かつ適切な保全・再生をめざす。

3 細街路対策による災害に強いまちづくり

京都らしさを維持しながら都市防災上の安全性を向上させるため、総合的に個々の細街路の状況や特性に応じた実効性の高い細街路対策に取り組む。

とくに、火災や地震時などの緊急時の避難や救助活動の支障となる2項道路^{*}への対策を促進するとともに、道路台帳を整備することにより、2項道路の状況を的確に捕捉し、当該対策の実効性を確保する。

また、京都らしさのひとつの要素である一方で都市防災上の課題でもある袋路等の細街路については、町並み保全と都市防災性の確保の両立のため、地域防災力を強化し、地域の状況に応じた建築制限の強化、緩和を可能とするような法制度の整備等に向けて取組を進める。

4 環境に配慮され、だれもが使いやすい建築物の誘導

京都の地域性に配慮した環境配慮建築物の普及、促進を図るために、建築物の総合的な環境性能を評価するシステムに、京都独自の基準を組み込んだ制度を活用することなどにより、建築物を、京都らしさを盛り込んだ長寿命の環境配慮建築物へと誘導する。また、建築物が安全かつ快適に活用されることをめざし、建築物のバリアフリーに関する制度の見直しを行うことなどにより、ひとにやさしく、だれもが使いやすい建築物へと誘導する。

5 公共建築物の先導的整備

既存公共建築物の長寿命化やライフサイクルコスト（建設、運用、撤去に係る総経費）の縮減、維持修繕費用の平準化をめざした最適維持管理の取組を推進するため、耐震化、省エネルギー化、バリアフリー化を含めた計画的改修・修繕を行い、施設の安全性の確保と質の向上を先導的に行う。公共建築物の整備に当たっては、京都らしい環境配慮建築物とすること及び景観政策のモデルとなるよう率先的に取り組む。

^{*} 2項道路：細街路のうち、建築基準法施行時（京都市内の大部分の区域においては昭和25年）に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4.0m未満の通り抜けている道路（建築基準法第42条第2項に規定）

政策分野 24 住宅

～ひとがつながる 未来につなぐ 京都らしいすまい・まちづくりを継承・発展させる～

基本方針

京都の財産である環境、景観、コミュニティを継承・発展させ、京都のアイデンティティ^{*}の確立による京都のすまいの将来像とあり方を示すとともに、防災・減災、住宅セーフティネット（安全網）の構築を効果的に進めるため、市場の機能を生かした住宅政策を展開する。

現状・課題

住宅総数が世帯総数を上回り、空き家が増加し続けており、防犯、防災の面だけでなく、町並みや地域コミュニティの維持の面等から、地域の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

京町家は京都らしく暮らし方や地域コミュニティを維持する役割、景観の形成に寄与しているが、平成8（1996）年度以降、年間1.6%程度の割合で減少しており、保全・活用の方策が求められている。

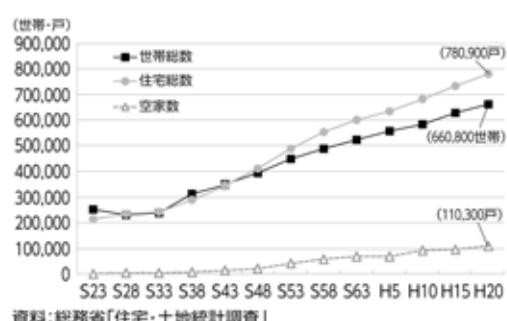
築30年以上の高経年の分譲マンションが増加しており、高齢者世帯率や賃貸率が高くなる傾向が見られる。

良好な住宅地の特徴や良さを生かした流通のしくみが不十分である。

民間賃貸住宅のバリアフリー化や耐震化が進んでおらず、とくに都心部では老朽化した木造賃貸住宅が多い。

高齢化の進展や生活・雇用の不安定化等により、低額所得者や高齢者等の民間賃貸住宅で入居を断られるおそれがあるひと（以下、「住宅確保要配慮者」という。）が増加することが予想される。

住宅総数が世帯数を上回り、空き家数が増加



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

京町家が減少

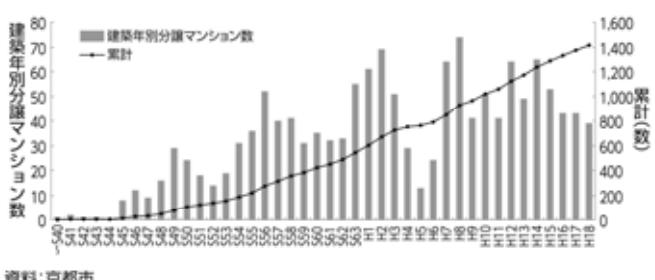
京町家の減失状況（都心エリア^(*)での過去調査との比較）

京町家	軒数
A 平成7、8年度調査で確認した京町家	7,308
B 平成20、21年度調査で減失していた京町家	1,504
減失率=B/A	20.6%

* 中京区及び下京区の一部（職住共存地区を含む18学区）

資料：京都市

分譲マンションが増加



資料：京都市

※ アイデンティティ：都市を特徴付ける個性や独自性

みんなでめざす10年後の姿

1 良質な住宅が住み継がれている

京町家の保全・活用が進み、また、京都の暮らし方を引き継ぎ、環境や景観に配慮された高耐久な住宅や地域産材を活用した住宅が普及し、良質な住宅が住み継がれている。

2 地域コミュニティの活性化が進んでいる

新たに建設された共同住宅や戸建て住宅の居住者と既存住宅の居住者が調和する取組が進み、地域コミュニティの活性化が進んでいる。

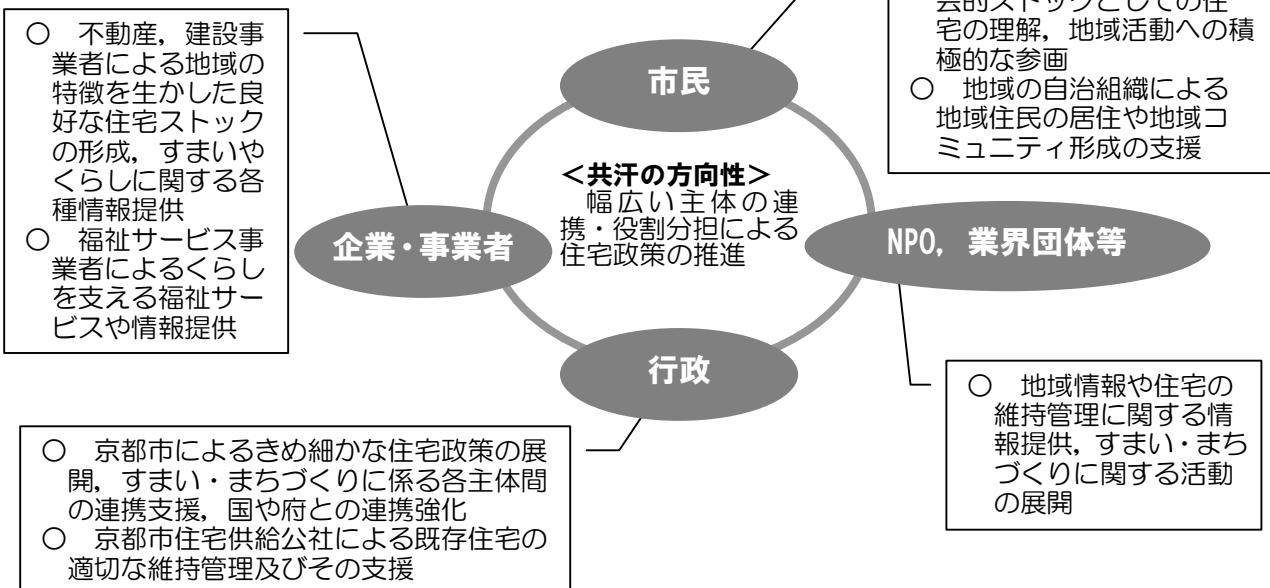
3 既存住宅の流通が活性化している

高経年のマンションも含め、バリアフリー化や耐震化等の適切な維持管理やリフォームが行われた住宅や良好な地域コミュニティが確保されている住環境などが正当に評価され、安心して取得できるしくみが構築されることにより、既存住宅の流通が活性化し、人口動向に合わせた持続可能なしくみが構築されている。

4 重層的な住宅セーフティネット（安全網）が構築されている

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅にも円滑に入居できるようになり、市営住宅を中心とする重層的な住宅セーフティネット（安全網）が構築され、だれもが安心してくらせるようになっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 京都らしいすまい方の継承

住宅は居住者それぞれのすまいとして機能するのみならず、個々の住宅が地域としての生活環境を守り、独自の町並み景観を形成するものであり、とくに、環境との共生や高い自治意識に根差した活発な地域活動など、洗練された都市居住の文化を醸成してきた京都らしいすまい方を継承していくことが求められる。

そのため、次代を担う子どもたちがすまいや暮らしの歴史や知恵、豊かさを学び考える機会を設けるとともに、良好な地域コミュニティを生かした京都らしい地域まちづくりを支援する。また、新たに建設された共同住宅や戸建て住宅の居住者と地域とのコミュニティ形成の円滑化を支援するとともに、京町家の保全・活用を促進し、良好な住環境及び町並み景観の保全、形成を推進する。

2 住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援

京町家のもつ伝統的なくらしの知恵と現代的な技術を融合した新しい京都型の環境配慮住宅「平成の京町家」など、数世代にわたり住み継ぐことができる住宅を普及させるとともに、木材を活用した既存住宅の維持管理及び更新を促進する。

また、隣接地の取得による狭小宅地の改善を促進するとともに、安心してリフォームを実施するための環境整備を行う。さらに、マンションについては、築年数が古いほど維持管理の問題が大きくなるため、予防的な観点を重視した適切な維持管理を促進する。

3 既存住宅の流通活性化のための条件整備

京町家などの京都らしい住宅ストックが正当に評価されるとともに、良好な地域のまちづくりやそれぞれの地域におけるくらし方が既存住宅の評価において反映されるためのしくみづくりを行うことにより、都心部、郊外、山間部それぞれの地域において空き家を含む既存住宅の流通を促進する。また、住宅性能表示制度や第三者による建物検査の普及など、良質な既存住宅を安心して取得できる環境整備を行う。

4 住宅・住環境の安全性の向上

住宅ストックの耐震化を進めるとともに、建築基準法等に基づく確認や検査を徹底することにより、住宅の安全性を向上させる。また、防災上課題のある地区等について、袋路等の細街路の拡幅、避難経路、避難地の確保、危険建築物対策等により安全性を確保し、コミュニティを生かした防災・減災への取組を促進する。

5 重層的な住宅セーフティネット（安全網）の構築

市営住宅の住宅セーフティネット（安全網）機能の充実を図り、適切な更新と維持管理を推進する。また、民間賃貸住宅等の住宅セーフティネット（安全網）機能を向上させるため、バリアフリー化等の性能向上や入居の円滑化と居住支援を行う。さらに、市営住宅の供給が少ない都心部等において、民間賃貸住宅等を借り上げることによる公営住宅の供給や高齢者が多く居住する老朽木造住宅の安全性確保のための住宅改修等を促進する。

6 中・大規模の市営住宅団地のマネジメント

市営住宅において、多様な世代が居住する団地づくりを進めるとともに、子育て施設や高齢者施設等の導入により団地内外の交流やコミュニティの活性化に資する機能の充実を図る。

政策分野 25 道と緑

～風土や歴史と調和した道と緑を創造する～

基本方針

市民の視点に立った道路、橋りょう、公園等の社会資本の整備及び市民や行政が一体となった維持管理、補修を行うことにより、山紫水明の地の風土や千年の都としての歴史と調和した道と緑を創造する。

現状・課題

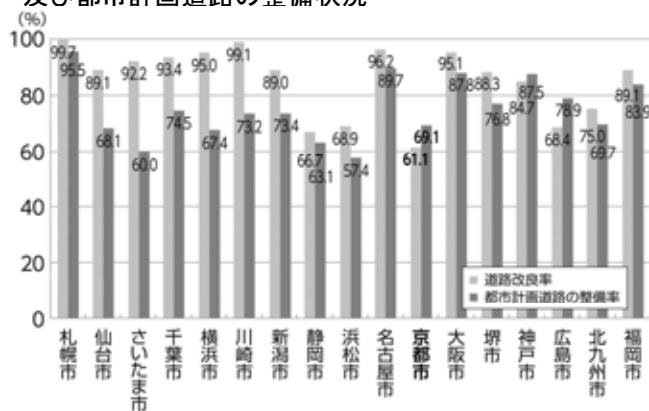
京都は、空港や港湾施設をもたず、ひととの移動機能を鉄道と道路のみで担う内陸ならではの地域特性を有しているが、道路改良率及び都市計画道路の整備率は、政令指定都市のなかでも低く、整備が遅れているため、依然として円滑な交通の流れが阻害されている。しかしながら、一般道路や高速道路事業に対する地元住民の要望の多様化や公共事業の縮小など、道路整備事業を取り巻く環境は変化している。

京都議定書の誕生の地として、また、「環境モデル都市・京都」として、急速な地球温暖化やヒートアイランド現象の深刻化などに対応し、なお一層の緑化推進に取り組む必要がある。また、その一方で落ち葉への対策等の良好な維持管理に向けたしくみづくりが課題である。

道路、橋りょう、公園等の社会資本が増え続けるなか、近い将来、それら施設が一斉に耐用年数を迎えることから、大規模な補修や更新が一時期に集中し多額の費用が必要となる。そのため、適切な維持管理や更新を行い、施設の機能維持、延命化を図ることが求められている。とくに市民生活に大きな影響を与える橋りょうについては、歴史的背景、価値及び現状を把握して状況に応じた修繕計画を立案し更新時期を平準化することが課題である。

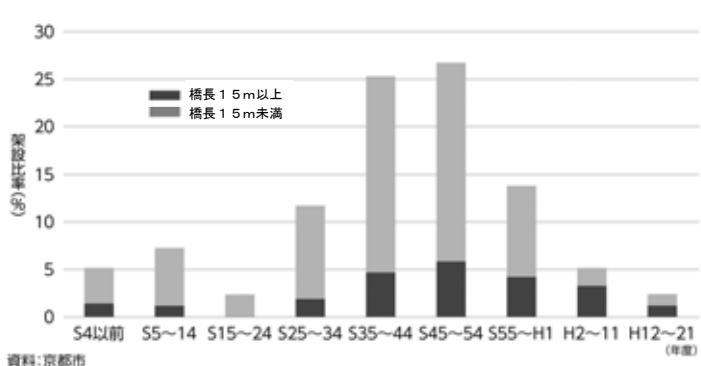
一部市街地では、民間主導のミニ開発により都市のスプロール化（無秩序な開発）が進行し、幹線道路整備の遅れとともに、老朽密集市街地が顕在化する状況となっているため、安心・安全な市街地形成を進めるとともに、環境と共生した持続可能な低炭素型社会にふさわしい市街地整備が必要である。

政令指定都市のなかでは低い道路改良率
及び都市計画道路の整備状況

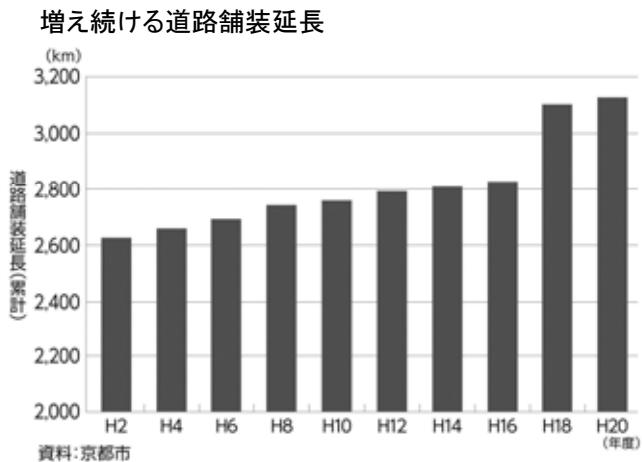


資料:京都市(平成19年度)

一時期に耐用年数を迎える橋りょうの状況



資料:京都市



みんなでめざす10年後の姿

1 安心・安全な幹線道路ネットワークが形成されている

事業効果の早期発現や総合的なコスト縮減の視点を徹底的に重視しながら、「事業の選択と集中」に基づき、真に必要な路線の整備を計画的かつ効率的に進めることにより、安心・安全で快適に移動ができ、また、緊急時の傷病者の搬送等に不可欠な幹線道路ネットワークが形成されている。

2 きめ細かな緑のネットワークが形成されている

公園や道路の緑を市民、事業者、行政が連携し整備、維持管理を進めることで、市街地周辺部の山々や農地の緑と中心市街地の緑が、市内を貫流する河川と幹線道路の街路樹による太い緑の軸で結ばれ、緑のネットワークの骨格を形成し、小河川等の「線」と、岡崎公園や梅小路公園など市街地に散らばる公園、社寺等の「点」とできめ細かな緑のネットワークが形成されている。

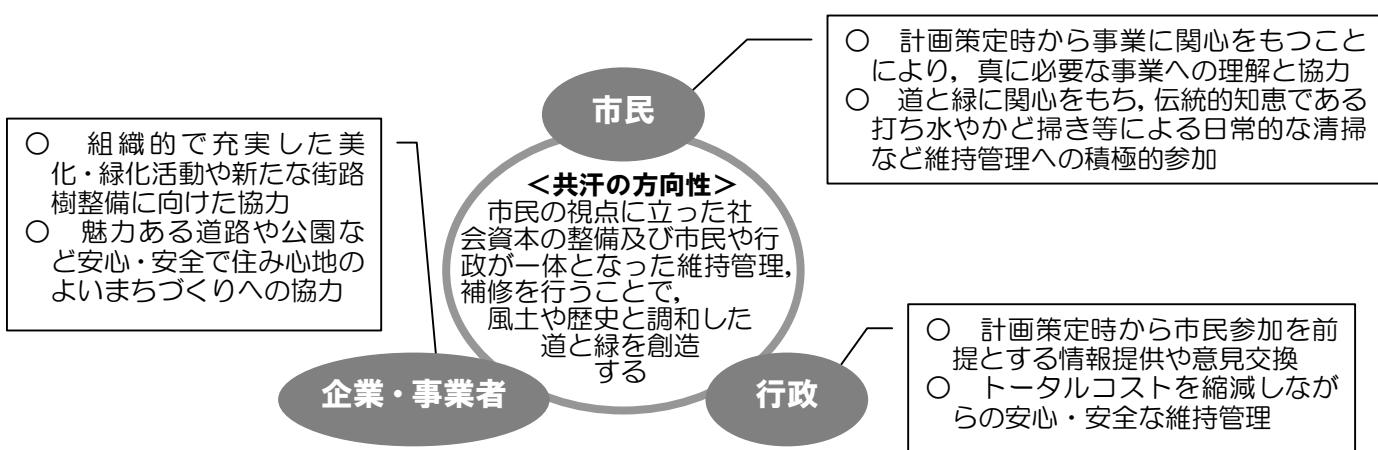
3 社会資本が良好に保たれている

安心・安全で機能的な都市活動を支える道路、橋りょう等の社会資本について、歴史的背景、価値及び現状を把握しつつ更新時期を平準化する予防保全型の管理手法を導入することにより、計画的に長寿命化及びトータルコストの縮減が図られている。

4 魅力ある都市空間の形成が進んでいる

土地区画整理事業などの面的な手法を用いた社会資本整備を進めることで、安心・安全で快適な道路や公園整備など、にぎわいを創出する魅力ある都市空間が形成されている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 幹線道路ネットワークの充実

内陸に位置する京都において、山間地域と市街地との間及び周辺都市との交流は豊かな市民生活、社会経済活動の発展に不可欠であることから、事業効果の早期発現、コストの縮減を図りつつ、円滑なひとの移動、物流を支える幹線道路ネットワークの整備を推進する。とくに、災害などの緊急時に傷病者の搬送、物資の輸送に必要な緊急輸送道路の確保など市民が安心できる安全な道づくりを推進する。

2 健やかな生活が実感できる緑化の推進

温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、さらには市民や観光客の目に触れる緑の創出に向けて、きめ細かな緑のネットワークを構築するため、京都の優れた景観に配慮した街路樹や公園の整備を進めるとともに、市民、事業者、行政が協働し、生け垣の整備や屋上緑化・壁面緑化を推進する。

3 都市活動を支える社会資本の維持管理

施設の長寿命化及びトータルコストの削減を図るため、道路や橋りょうなど市民生活に不可欠な社会資本の維持管理は、日々の点検を行うとともに、これまでの「壊れてから直す」対症療法的な維持管理から脱却し、「壊れる前に対策する」予防保全型の維持管理手法を導入することで、計画的かつ効率的な維持管理を行う。

また、「打ち水」、「かど掃き」など、京都の優れた伝統的慣習を生かし、道路や公園の清掃など市民の大切な財産である社会資本の維持管理を市民、事業者、行政が一体となって推進する。

4 まちのにぎわいと潤いを創出する市街地環境の整備

にぎわいと潤いのある快適な市街地環境を創出し、魅力あるまちづくりを推進するため、土地区画整理事業などの面的整備手法により、安心・安全で快適な道路や公園などの公共施設を計画的、一体的に整備する。

政策分野 26 消防・防災

～災害に強く安心して住み続けられる「安心都市・京都」をめざす～

基本方針

京都に息づいている「人間力」に支えられた「地域力」を結集し、行政と一体となつた防火・防災活動を推進する。また、あらゆる災害に迅速的確に対応する消防、防災、救急体制を確保し、だれもが安心して住み続けられる「安心都市・京都」をめざす。

現状・課題

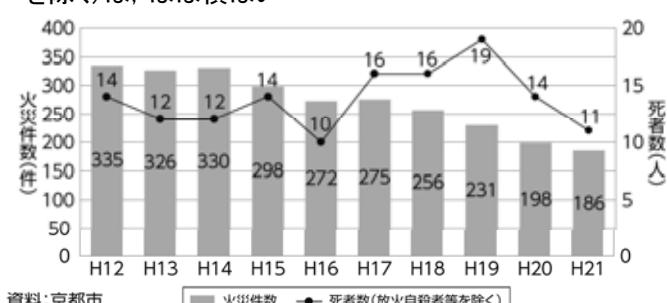
火災件数は減少傾向であるが火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は、ほぼ横ばいで高齢者の占める割合も高くなっている。高齢者の防火安全対策や高齢者グループホーム等新たな利用形態を有する建物への火災予防対策等をさらに推進していく必要がある。

地震や水害等の大規模災害はもとより、日常発生する災害も複雑多様化しており、これらに的確に対応する消防体制を確保していく必要がある。また、地域防災の中核的存在である消防団員の確保が困難な状況になっている。

救命講習の受講者数は着実に増加しているものの、市民による心肺停止傷病者への応急手当実施率は約4割にとどまっている。また、救急救命士の処置範囲の拡大をはじめとする救急業務の高度化への対応等を着実に推進する必要がある。

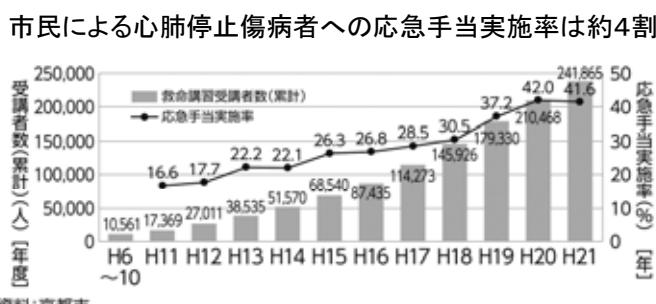
市内の各自主防災部（町内会）で防災行動計画が策定されているが、より実効性あるものにしていくことなど地域の災害対応力のさらなる向上を図る必要がある。また、自然災害発生時の災害情報の収集、集約及び伝達体制を構築していく必要がある。

火災件数は減少傾向であるが、死者数（放火自殺者等を除く）は、ほぼ横ばい



○過去10年間（平成12年～平成21年）の火災による死者数（放火自殺者等を除く）139人（うち65歳以上の高齢者94人）
◆高齢者の割合67.6%

○日本各地での地震や水害の発生
阪神・淡路大震災(H7),新潟県中越地震(H16)
東海豪雨(H12),台風や局地的集中豪雨 等
○複雑多様化する災害
地下鉄サリン事件(H7),新宿歌舞伎町雑居ビル火災(H13),JR福知山線脱線事故(H17),長崎県大村市認知症グループホーム火災(H18) 等



○京都市の消防団員数(充足率86.6%)
4,462人(H17.4) ⇒ 4,306人(H22.4)

○市民防災行動計画策定数
6,243 自主防災部(策定率99%)(H22.4)

みんなでめざす10年後の姿

1 火災件数、火災による死者の数が減少している

地域の特性を踏まえたきめ細かな火災予防対策や建築物の多様化にも対応した事業所の防火管理体制の充実強化により、火災件数は低く抑えられるとともに火災による死者の低減が図られている。

2 貴重な文化財を守るための防火・防災対策がさらに進められている

世界に誇る京都の文化財を守るために、文化財関係者や行政機関、市民が一体となつた、地域に根差した防火・防災対策がさらに進められている。

3 最新の機材の導入等により、消防活動がより強固なものになっている

指令管制システムやデジタル無線等の災害活動基盤整備による効率的な消防部隊の運用、先進的な消防装備・資器材の導入、さらには消防ヘリコプター運航体制の充実等が行われ、市民生活の安心・安全を確保するための消防活動体制が構築されている。

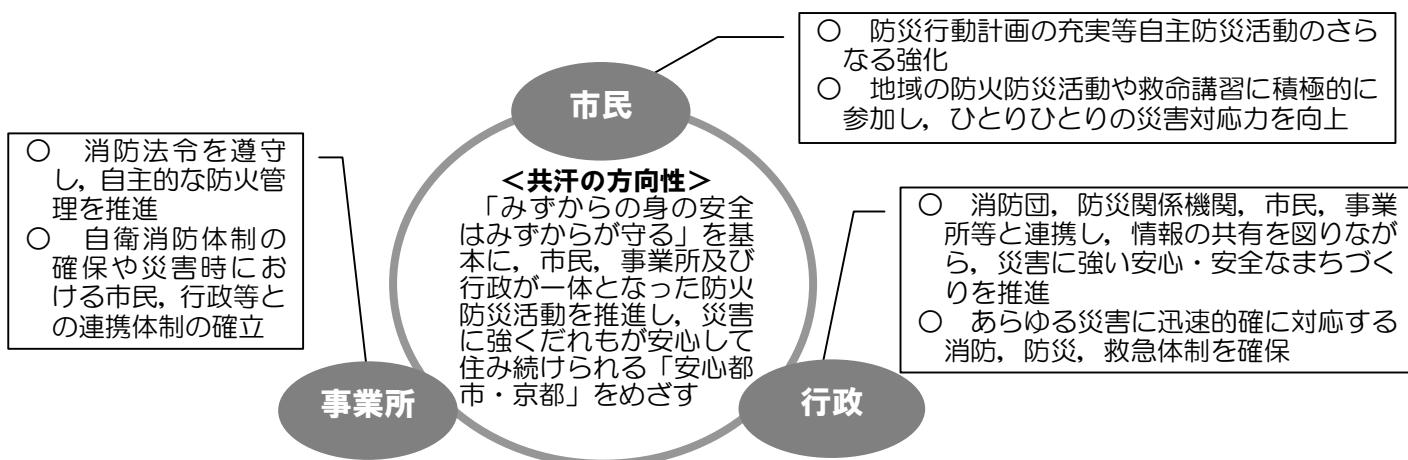
4 応急手当の普及啓発や救急活動体制の強化により、救命効果が上がっている

多くの市民がAED（自動体外式除細動器）の取扱いや応急手当の講習を受講し、バイスタンダー（救急現場に居合わせたひと）による応急手当の実施率が向上している。また、救急救命士の処置範囲の拡大や傷病者の医療機関への早期収容等により、救急活動体制が強化され救命効果の向上が図られている。

5 地域の災害対応力が向上し、大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられている

最新のICT（情報通信技術）を活用した災害情報の収集、集約及び伝達体制が構築されるとともに、強固な地域コミュニティにより、高齢者等支援が必要なひとに災害情報が確実に届く社会が形成されている。また、消防署、消防団、自主防災組織、事業所自衛消防隊等の対応力が一層強化され、相互の連携体制が確立し、大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられるとともに、速やかな災害復旧、復興が図られている。

市民と行政の役割分担と共に



推進施策

1 火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進

火災件数や火災による死者の低減に向け、地域ぐるみの放火防止や子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした焼死者防止の取組を強化するなど「地域力」を生かした火災予防対策を進めるとともに、防火管理体制の充実など多くの市民や観光客が利用する施設の防火安全対策を推進する。

また、世界に誇る京都の文化財を火災から守るために、文化財関係者や市民、事業所が一体となった取組をさらに進める。

2 あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防活動体制の充実強化

火災、自然災害、テロ災害など複雑多様化するあらゆる災害から市民生活を守るために、消防活動総合センターを活用したさまざまな災害想定に対応した訓練の実施、先進的な消防装備・資器材の導入により消防隊等の活動能力の向上を図るとともに、消防救急無線のデジタル化をはじめとした指令管制の高度化など消防活動を支える災害活動基盤の整備、消防ヘリコプター運航体制の拡充などにより、消防活動体制を充実強化する。

3 市民への応急手当の普及啓発と救急体制の充実による救命効果の向上

事故や災害等から市民の生命・身体を守り、「救命のリレー」（早い通報、早い応急手当、早い救急処置、早い救命医療）による救命効果のさらなる向上を図るため、市民への普通救命講習や AED（自動体外式除細動器）の取扱い指導を強化するなど、いざというときに応急手当のできるひとつづくりを一層推進する。

また、効率的な救急隊の編成配置により救急需要の増加に対応するとともに、救急隊員が行う応急処置の質的向上、医療機関との連携体制の強化などにより、高度な救急活動体制を構築する。

4 地域の災害対応力の向上をはじめとする防災危機管理体制の充実

地震や水害等の大規模災害等に備え、被害を最小限に抑えるために、地域防災の中核的存在である消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織、事業所自衛消防隊等への教育訓練の充実や相互の連携を強化するなど、地域の災害対応力のさらなる向上をめざす。

また、高度情報化社会に対応した最新の ICT（情報通信技術）の活用により、迅速に災害情報を収集・集約し、確実に市民に伝達するとともに、災害対策本部機能を強化するなど、防災危機管理体制の充実を図る。

政策分野 27 くらしの水

～ひと まち くらしを支える京の水をあすへつなぐ～

基本方針

市民のライフライン（生活線）として重要な水道・下水道は、河川とともに、都市の基盤施設であると同時に琵琶湖・淀川水系における水循環の一翼を担い、流域全体の水環境の保全に大きな役割を果たしている。安全・安心で良質な水道水を安定的に供給する水道、大雨による浸水被害からまちを守るとともに快適で衛生的な都市生活を支える下水道、治水対策を推進し、あわせて都市に親水空間を生み出す河川について、“くらしの水”に関する機能の充実・向上を図りながら、未来の京都に引き継いでいく。

現状・課題

耐用年数に達した施設の改築更新や、頻発する大地震、風水害に備えた早期の耐震化、浸水対策などの取組が求められている。また、水道水質への不安を払拭するとともに、河川や下流水域の水環境を守る取組も進めていく必要がある。

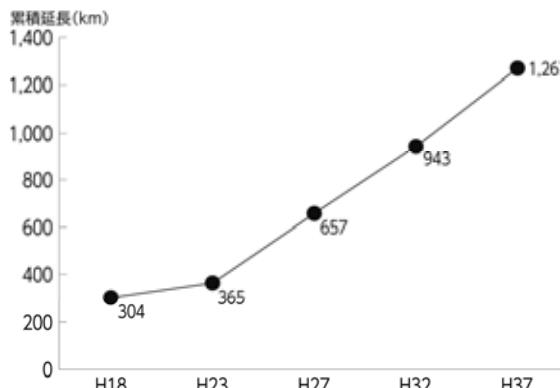
水道水が飲料水として再評価されるとともに、水道・下水道の水質、料金制度など上下水道への関心も高まりつつあり、お客さまニーズが多様化・高度化している。

節水型社会への転換により水需要は年々減少し、事業運営を支える収入が大きく落ち込む一方、膨大な施設の改築更新等に巨額の経費を要し、財政状況が厳しさを増している。

局地的集中豪雨の頻発傾向により、河川や水路の氾濫による浸水被害が懸念され、市民の都市型水害への関心が高まる一方で、水害に対する具体的な備えや認識が不足している。

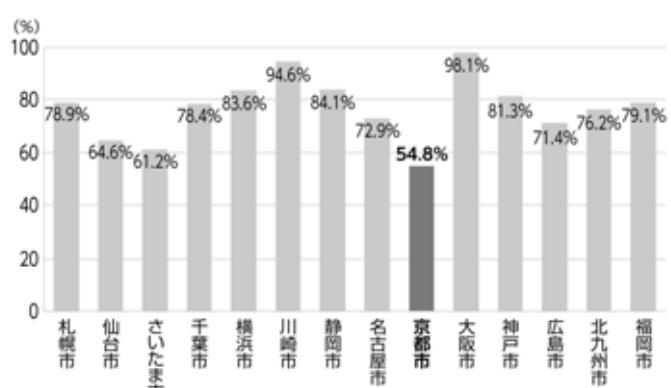
豊富な地下水などに培われた京都ならではの水文化や、市民のくらし、まちの活性化の礎となった琵琶湖疏水、川づくりの歩みについて、市民、事業者、行政が共有する必要がある。

耐用年数を迎える下水管が増大していく



資料:京都市

低い水準にある京都市の河川改修率

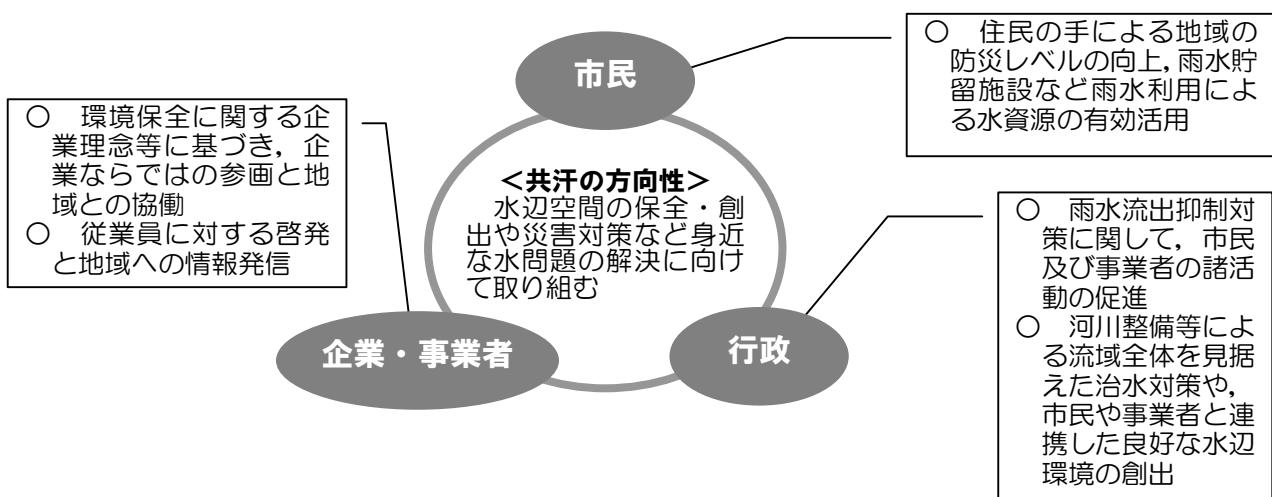


資料:京都市(平成18年度)

みんなでめざす10年後の姿

- 1 安全・安心で環境負荷の少ない水道・下水道、安全で親しまれる河川となっている
計画的かつ効率的な改築更新や必要な整備・維持管理を適切に実施することにより、災害にも強く、環境への負荷の少ない、安心して使い続けられる水道・下水道、安全で親しまれる河川となっている。
- 2 上下水道サービスの向上が図られている
水道・下水道の水質のさらなる向上、より満足いただける料金制度の構築、広報・広聴の一層の推進など、上下水道サービスの向上が図られている。
- 3 上下水道事業の財政基盤の強化が図られ、安定した経営が行われている
節水型社会が進展し、水需要の減少・料金等収入の減収が生じているが、水需要に応じた施設規模の適正化や施設の再編成を進めるとともに、一層効率的な事業運営に努めることにより、上下水道事業の財政基盤の強化が図られ、安定した経営が行われている。
- 4 浸水被害の発生が大きく低減し、潤い豊かな都市景観を備えたまちとなっている
河川整備、雨水流出抑制等の取組により浸水被害の発生を大きく低減させるとともに、身近な水辺環境の創出で、潤い豊かな都市景観を備えたまちとなっている。
- 5 水に関する市民意識が高いまちとなっている
市民が主体となり水共生の取組^{*}が推進されることにより、琵琶湖・淀川水系における広域的な水循環についての理解が深まり、水に関する市民意識が高いまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 安全・安心な水道・下水道の構築

都市の基盤施設である水道・下水道が、重要なライフライン（生活線）のひとつとして、今後も安全・安心な市民生活を支えていくため、鉛製給水管の解消や高度浄水処理施設の整備に取り組み、蛇口を通して、安全な水道水を安定して供給するとともに、雨水幹線等の整備を進めるなど、大雨による浸水の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守る。また、大地震や風水害等の災害にも強い上下水道施設を整備する。

* 水共生の取組：「水と共に生きる」という理念の下、河川や下水道の整備、雨水貯留タンクや浸透ますの設置など、さまざまな水問題の解決に向けた取組

2 環境負荷の少ない水道・下水道の構築

京都市が、琵琶湖・淀川水系における水循環の一翼を担い、今後も流域全体の水環境を保全し、環境負荷の少ない、持続可能な社会の実現に寄与していくため、下水の高度処理や合流式下水道の改善など、下水道の整備を推進し、市内河川と下流水域の水質の向上を図る。また、環境負荷の低減に向けた活動である環境マネジメントに継続して取り組み、事業活動全般において、一層の省エネルギー対策や資源の有効利用に努める。

3 水道・下水道の機能維持・向上

24時間365日稼働している水道・下水道の施設の機能を維持・向上させ、将来にわたって使い続けていくため、老朽化した基幹施設や管路施設について、適切な維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的な改築更新を進める。また、近年の水需要の減少に伴う上下水道施設の稼働率の低下に対し、より効率的な事業運営を図るため、山ノ内浄水場を廃止するなど、水需要に応じた施設規模の適正化等を進める。

4 市民ニーズに対応した上下水道サービスの推進

市民が毎日利用する必要不可欠なサービスである水道・下水道について、関心を高め、その重要性への理解を深めていただき、市民に信頼され親しまれる上下水道事業を展開していくため、積極的な広報活動やわかりやすい情報開示の推進、広聴機能の充実を図る。

さらに、市民ニーズの多様化・高度化に対応するため、利用者の要望を的確に把握し、迅速な対応に努めることにより、利便性の向上をはじめとする、お客さまサービスの一層の推進に取り組む。

5 上下水道事業の経営基盤の強化・安定

水需要の減少によって水道料金・下水道使用料収入が落ち込み、財政状況が厳しさを増す上下水道事業について、将来にわたり安定した経営を行っていくため、維持管理や建設再投資に係るコスト管理の徹底、上下水道の一体体制による技術、資金等管理の一元化の推進など、一層効率的・効果的な事業運営を実施し、財政の健全化・経営基盤の強化に努める。また、人材の育成や、知識・技術の継承・発展、国際貢献等を推進する。

6 水辺環境の整備

流域内の浸水被害リスクを軽減させ、都市型水害の最小化をめざすとともに、早期の治水効果発現のため、暫定的な治水安全度として概ね10年に1回の確率で起こりうる洪水に対応することを目標とした河川及び雨水流出抑制施設の整備等による治水対策を推進する。

さらに、ひとびとのくらしとまちの活性化の礎となった京の川づくりの歴史に学び、次世代に自然の恵み豊かな河川を引き継いでいくことを基本理念として、市民に身近な水辺環境を創出する。

7 水共生の取組の推進

水に関する諸課題の解決に向け、流域全体を見据えた治水対策、良好な水辺環境の実現、健全な水循環系の回復などの取組を、市民、事業者、行政が連携して推進する。

とくに、市民の関心が高い雨水貯留・浸透施設の整備、水辺環境の保全、水災害対策等に係る市民主体の活動に対し、支援、連携を推進する。さらに、取組の実行、効果検証、改善、再計画の経過を踏まえて取組を深化させ、市民に浸透する継続的取組を推進する。

行政経営の大綱

～市民とともに京都の未来を切り拓く～

基本理念

本計画の6つの「京都の未来像」とそれらを踏まえた27の政策分野における「みんなでめざす10年後の姿」には、市民をはじめとするさまざまな活動主体がそのもてる力を存分に發揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからの中のあり様を描き出している。

このような地域に住むものがみずから有意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代にあって、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもとより、他の活動主体と共に汗しながら、地域社会に大きな力を生み出し、その豊かさを下支えするような存在とならなければならない。

そのための行政経営のあり方として、変化に迅速、的確に対応するための柔軟性、公務遂行の責任を果たすための職員の専門性を追求し、かつ持続可能な財政を構築するために、財政構造の着実な改革を果たすとともに、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていく。

現状・課題

大都市でいち早く「市民参加推進条例」を制定し、市政やまちづくりへの市民参加を進め、成果を挙げてきた。しかしながら、多くの市民が市民参加を身近なものとして実感するまでには至っておらず、もっと多くの市民に参加の輪を広げていく取組を推進する必要がある。

行政評価条例に基づき、全国的にも先進的と高く評価される行政評価の取組を進めているが、本計画の政策や施策に合わせた、さらなる改善が必要である。また、開かれた市政の前提である情報公開を引き続き推進し、説明責任を果たす必要がある。

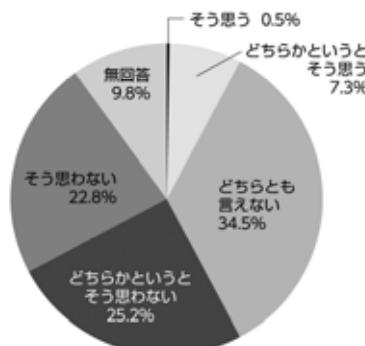
京都市は、市税収入が他の指定都市と比べて少ないなど、もともと財政基盤が脆弱なうえ、三位一体改革※以降の全国平均を上回る地方交付税の削減、社会福祉関係経費等の義務的経費の増加により財政の硬直化に拍車がかかっている。京都市は、従前の取組の延長線上ではない、大胆な行財政改革の取組を行うことで、財政健全化団体への転落を避けなければならない。

社会情勢の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制の編成がつねに求められている。また、職員が法令遵守はもとより、「市民感覚」をつねに意識しながら、創造的かつ主体的に職務を遂行するという意識改革や組織風土の改革を一層推進する必要がある。

※ 三位一体改革：国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の3つを一体的に見直す改革

市民の市民参加に対する実感はまだまだ高まっていない

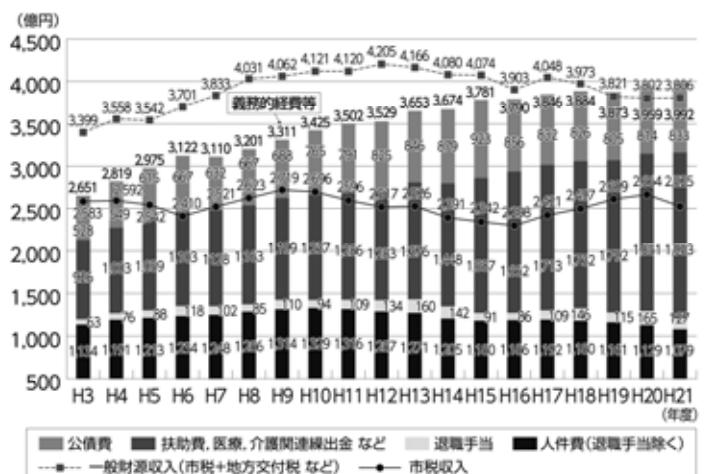
Q. 市の方針や仕事の内容について、企画段階から市民が意見を言う機会が十分ある。



資料:京都市市民生活実感調査(平成22年度)

硬直的な財政

[市税収入、一般財源収入、義務的経費等の推移]



資料:京都市

財政健全化に早くから着手

期間	「平成の京づくり」推進のための市政改革大綱		京都新世紀に向けた市政改革行動計画	京都新世紀市政改革大綱(取組期間:平成13~17年度)	市政改革実行プラン等(取組期間:平成16~20年度)	合計
	平成7~9年度	平成10~12年度	平成13~15年度	平成16~20年度		
経費節減(事務事業の見直し等)	約86億円	約133億円	約106.6億円	約449億円	約774.6億円	
公共工事のコスト縮減	—	約112億円	約102.3億円	約182.7億円	約397億円	
職員数	1,246人(7~12年度)	1,100人	1,301人	3,647人		
財政効果	未算定	約124.4億円	約198.5億円	約329.6億円	約652.5億円	
合計	約86億円	約369.4億円	約407.4億円	約961.3億円	約1,824.1億円	

資料:京都市

基本方針

1 参加と協働による市政とまちづくりの推進

市民の知恵と力を生かした市政を実現するため、市民の積極的な市政への参加と、市民と行政との協働を進めるとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という市民主体のまちづくりを進める。

- (1) 市民が主役の市政を進めるため、政策の企画、実行、評価の各段階において、市民が参加する機会を一層拡充する。また、市民と行政が、お互いの特性をもちより、協働して新しい価値を生み出す、協働による市政運営をさらに進める。
- (2) 市民主体のまちづくりを進めるため、市民の自治意識の向上と、市民・地域団体・NPO・民間事業者等によるまちづくり活動への支援、相互連携のしくみづくりを推進する。
- (3) 地域のことは地域で決めることのできる自治の確立に向け、国からの事務権限と財源の移譲とともに、抜本的な大都市制度の改革を国に対し積極的に提案・要望する。
- (4) 市民と行政の最も身近な接点となる区役所において、個性と魅力ある地域づくりの拠点として、地域の主体的なまちづくり活動を支援する。また、市民の知恵と力を生かすことができるよう、情報の受発信機能を強化するとともに、さまざまな活動主体と協働した取組を進める。

2 情報の公開・共有と行政評価の推進

情報の公開、提供を推進し、市民と情報を共有するとともに、政策、施策、事務事業等の評価を行う行政評価をさらに充実させることにより、市民への説明責任を果たし、市民に身近で一層開かれ、効果的かつ効率的な市政を推進する。

- (1) 徹底した市民目線に立って、市民の求める情報を公開するとともに、市政に関する情報を政策検討のできるだけ早い段階から的確に提供することにより、市政の一層の「可視化」を図る。
- (2) 市民との情報の共有を図るため、情報の公開、提供を推進するとともに、市民の求める情報がより得やすくなるよう、ICT（情報通信技術）の戦略的かつ計画的な活用を促進する。
- (3) 時代の変化等をつねにとらえ、政策評価、事務事業評価をはじめとする各評価制度間での連携など、市役所がみずからの仕事を絶えず点検・評価する行政評価の取組をさらに充実させることにより、本計画の推進をはじめとした効果的かつ効率的な市政を実現する。

3 持続可能な行財政の確立

時代の変化等をつねにとらえながら、公民の役割分担を絶えず見直し、最適な市民サービスを提供する。また、低成長・少子高齢化時代にあっても、市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策、事業を実施していくため、これまでの財政構造のあり方を根本的に見直す。

そのために、歴史都市である京都の都市特性を踏まえつつ、京都の未来に責任をもち、将来の世代に負担を先送りしないという観点から市債残高を減少させ、コンパクトで機動的であるとともに、景気変動等にも耐えうる足腰の強い財政の確立を図る。

また、持続可能な行財政を確立することは、都市の成長のための戦略と財政構造の改革が一体となって初めて可能となるものであり、本計画に掲げる政策の推進と財政構造改革を車の両輪のごとく取り組んでいく。

- (1) 市政の隅々まで市民感覚を徹底するとともに、民間の経営感覚・コスト意識を積極的に取り込み、効果的かつ効率的な市政を構築する。
- (2) 財政構造の改革の推進に当たっては、歳入歳出の主要な構成要素である「公共投資」、「人件費」、「社会福祉」、「市税をはじめとする歳入の確保」の4つの分野を対象として、財政運営に当たっての目標を設定し、その目標を達成するための計画を策定して、改革の取組を進める。
- (3) 財政を安定させるため、大都市特有の財政需要を踏まえた地方交付税の確保や税源移譲等を国に対して、また、府市間の役割分担に応じた適正な財源の確保を府に対して働きかける。
- (4) 京都市の財政の実情、改革の進ちょく状況等についての財政情報を、分かりやすく発信し、市民と共有したうえで、財政構造の着実な改革を成し遂げる。

4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成、市役所庁舎の整備

時代や市民のニーズ、新たな課題に的確かつ迅速に対応し、最少の経費で最大の効果を発揮することができる組織改革を進める。

あわせて、すべての職員が、創造的かつ主体的に職務を遂行し、仕事に対する意欲を高め、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という意識をもつなど、新たな組織文化を根付かせ、市民に一層信頼される市役所づくりに努める。

- (1) 多様な市民のニーズや新たな課題等に対応し、最適な市民サービスを提供するため、縦割り組織の弊害の解消など、簡素で効率的な組織体制の整備を進める。

- (2) すべての職員がその責務を全うできるよう、高い専門性と広い視野をもち、仕事に対する意欲と主体性を高めるしくみづくりを行い、これからの中核市役所の市政を担う人材を育成する。また、市民との信頼関係の基礎となるコンプライアンス^{*}を徹底する。
- (3) 市民の安心・安全を守る災害対策の拠点となり、市民の市政参加と市民主体のまちづくりを進めるのにふさわしい機能等を備えた市役所庁舎の整備を図る。

* コンプライアンス：市民に信頼される行政運営のために、法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、つねに「法の一般原則」に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること。

計画の推進

「共創型計画」として策定する本計画を推進するうえでは、市民、NPO、企業、大学など京都のまちづくりを支えるすべての主体と行政とが計画に描く目標とともに、その達成状況をしっかりと共有し、役割分担と協働によって、目標の実現に向けた努力を積み重ねていくことが重要である。同時に、社会経済情勢の変化等に柔軟かつ的確に対応し、計画を進化させる必要がある。

こうした観点の下、本計画に掲げた政策の着実な推進に向けて以下の取組を行う。

1 計画に掲げた政策の推進

(1) 「実施計画」の策定、推進

本計画の実効性を確保するために、本計画の下位計画として、重点戦略及び行政経営の大綱を推進するための個別具体的な事業やスケジュール、目標等を明示した5年程度を計画期間とする「実施計画」を策定し、推進する。

また、インターネットの活用などによって、その進ちょく状況を定期的に公表する。

(2) 「各区基本計画」、「都市計画マスターplan」等との連携

本計画と同列・相互補完の関係にある「各区基本計画」と一体として政策を推進する。

また、本計画に基づく分野別計画として、「都市計画マスターplan」をはじめ分野ごとの計画等の策定又は必要に応じた見直し等を行い、分野ごとに個別・具体的な取組を推進する。

2 計画に掲げた政策の点検

(1) 政策評価制度の実施

政策評価制度によって、政策の目的がどの程度達成されているかを毎年度評価する。

また、評価結果の市会への報告、市民への公表を適宜行うとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用する。

(2) 点検委員会の設置

政策の進ちょくが一定見られる時期に、市民も参加する点検委員会を設置し、本計画の達成状況の総括及びその間の社会経済情勢の変化に応じた政策の見直しの必要性について点検を行う。

(3) 実施状況の報告、公表

「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」に基づき、本計画の実施状況を毎年度、市会へ報告し、市民に公表する。

3 国や関係自治体との連携

地域主権時代にふさわしい地方自治の確立をめざし、国への提言に取り組むとともに、京都府とのより一層の連携強化と政策の融合を図り、府市協調の下、効率的、効果的に政策を推進する。

また、他の政令指定都市や近畿圏、京都都市圏における周辺自治体との広域的な政策連携によって、政策を一層効率的、効果的に推進する。